

新旧対照表

現行（平成28年版）	改定案（令和3年版）	改定	
		有 無	改定理由
<p style="text-align: center;">土木工事施工管理基準</p> <p style="text-align: center;">平成28年1月</p> <p style="text-align: center;">鹿児島県土木部</p>	<p style="text-align: center;">土木工事施工管理基準</p> <p style="text-align: center;">令和4年1月</p> <p style="text-align: center;">鹿児島県土木部</p>	<p style="text-align: center;">無</p> <p style="text-align: center;">有</p> <p style="text-align: center;">無</p>	<p style="text-align: center;">発行年月の修正</p>

新旧対照表

現行（平成28年版）	改定案（令和3年版）	改定	
		有無	改定理由
<p>1 総則</p> <p>土木工事施工管理基準は、鹿児島県土木部制定土木工事共通仕様書に規定する土木工事の施工管理の基準を定めたものである。</p> <p>(6) 測定基準 測定（試験・検査・計測）基準は管理箇所及び頻度を示したもので、これによりがたい場合は設計図書による。</p> <p>(7) 規格値 (7) 規格値とは、設計仕様の数値と出来上がり数値との差の許容限界をいう。</p> <p>(8) 資料の提出 資料の提出は、鹿児島県電子納品ガイドライン（案）によるものとする。</p> <p>成果品を紙で提出する場合は、監督職員と協議の上、原則1部提出するものとする。</p>	<p>1 総則</p> <p>土木工事施工管理基準は、鹿児島県土木部制定土木工事共通仕様書に規定する土木工事の施工管理の基準を定めたものである。</p> <p>(6) 規格値 (7) 規格値とは、設計仕様の数値と出来上がり数値との差の許容限界をいう。</p> <p>(7) その他</p> <p>(7) 測定基準 測定（試験・検査・計測）基準は管理箇所及び頻度を示したもので、これによりがたい場合は設計図書による。</p> <p>(イ) 資料の提出 資料の提出は、鹿児島県電子納品ガイドライン（案）によるものとする。成果品を紙で提出する場合は、監督職員と協議の上、原則1部提出するものとする。</p> <p>(ウ) 3次元データによる出来形管理 土工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 多点計測技術（面管理の場合）」または「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 計測技術（断面管理の場合）」の規定によるものとする。</p> <p>また、舗装工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 多点計測技術（面管理の場合）」または「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 計測技術（断面管理の場合）」の規定によるものとする。</p> <p>河川浚渫工においては、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）河川浚渫工編」の規定によるものとする。</p> <p>なお、ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。</p> <p>(エ) 施工箇所が点在する工事 施工箇所が点在する工事については、施工箇所毎に測定（試験）基準を設定するものとする。</p> <p>なお、これにより難い場合は、監督職員と協議しなければならない。</p>	<p>無 無</p> <p>有</p> <p>有 無</p> <p>有</p> <p>有 有</p> <p>有 有</p> <p>有 有</p> <p>有 有</p> <p>有 有</p> <p>有</p>	<p>記載位置の移動</p> <p>表記統一のため修正（国に準拠）</p> <p>記載位置の移動</p> <p>表記統一のため修正（国に準拠） 記載位置の移動</p> <p>記載位置の移動</p> <p>新規追加 新規追加</p> <p>新規追加</p> <p>新規追加</p> <p>新規追加</p> <p>新規追加 新規追加</p> <p>新規追加</p>

新旧対照表

現行 (平成28年版)	改定案 (令和3年版)	改定
		有 無 改定理由
目次	目次	無
1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く) III - 1	1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く) III - 1	無
	2 プレキャストコンクリート製品 (JIS I類) III - 4	無 新規追加
	3 プレキャストコンクリート製品 (JIS II類) III - 4	有 新規追加
	4 プレキャストコンクリート製品 (その他) III - 4	有 新規追加
2 ガス圧接 III - 4	5 ガス圧接 III - 5	無
3 既製杭 III - 4	6 既製杭 III - 6	無
4 下層路盤 III - 5	7 下層路盤 III - 7	無
5 上層路盤 III - 7	8 上層路盤 III - 7	無
6 アスファルト安定処理路盤 III - 9	9 アスファルト安定処理路盤 III - 8	無
7 セメント安定処理路盤 III - 9	10 セメント安定処理路盤 III - 8	無
8 アスファルト舗装 III - 11	11 アスファルト舗装 III - 8	無
9 転圧コンクリート III - 13	12 転圧コンクリート III - 10	無
10 グースアスファルト舗装 III - 15	13 グースアスファルト舗装 III - 13	無
11 路床安定処理工 III - 17	14 路床安定処理工 III - 13	無
12 表層安定処理工 (表層混合処理) III - 18	15 表層安定処理工 (表層混合処理) III - 14	無
13 固結工 III - 18	16 固結工 III - 15	無
14 アンカー工 III - 18	17 アンカー工 III - 15	無
15 補強土壁工 III - 19	18 補強土壁工 III - 15	無
16 吹付工 III - 19	19 吹付工 III - 16	無
17 現場吹付法砕工 III - 21	20 現場吹付法砕工 III - 18	無
18 河川土工 III - 23	21 河川土工 III - 20	無
19 海岸土工 III - 24	22 海岸土工 III - 21	無
20 砂防土工 III - 25	23 砂防土工 III - 22	無
21 道路土工 III - 26	24 道路土工 III - 22	無
22 捨石工 III - 28	25 捨石工 III - 23	無
23 コンクリートダム III - 28	26 コンクリートダム III - 23	無
24 覆工コンクリート (NATM) III - 31	27 覆工コンクリート (NATM) III - 26	無
25 吹付けコンクリート (NATM) III - 33	28 吹付けコンクリート (NATM) III - 28	無
26 ロックボルト (NATM) III - 35	29 ロックボルト (NATM) III - 30	無
27 路上再生路盤工 III - 35	30 路上再生路盤工 III - 31	無
28 路上表層再生工 III - 36	31 路上表層再生工 III - 31	無
29 排水性舗装工・透水性舗装工 III - 37	32 排水性舗装工・透水性舗装工 III - 32	無
30 プラント再生舗装工 III - 39	33 プラント再生舗装工 III - 33	無
31 工場製作工 (鋼橋用鋼材) III - 40	34 工場製作工 (鋼橋用鋼材) III - 34	無
32 ガス切断工 III - 40	35 ガス切断工 III - 34	無
33 溶接工 III - 40	36 溶接工 III - 35	無
	37 中層混合処理 III - 37	有 新規追加
	38 鉄筋挿入工 III - 38	有 新規追加
注) なお、各表の右欄の「試験成績表等による確認」に「○」がついているものは、試験成績書やミルシート等によって品質を確保できる項目であるが、必要に応じて現場検収を実施する。空欄の項目については、必ず現場検収を実施する。	注) なお、各表の右欄の「試験成績表等による確認」に「○」がついているものは、試験成績書やミルシート等によって品質を確保できる項目であるが、必要に応じて現場検収を実施する。空欄の項目については、必ず現場検収を実施する。	無

新旧対照表

現行（平成28年版）								改定（令和3年版）								改定			
品質管理基準及び規格値								品質管理基準及び規格値											
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確	有無	改定理由
1	セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	「コンクリートの耐久性向上対策（塩化物総量規制、アルカリ骨材反応抑制対策）（土木構造物）について」〔平成14年8月13日土木部長通知〕による			○	1	セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「コンクリートの耐久性向上対策（塩化物総量規制、アルカリ骨材反応抑制対策）（土木構造物）について」〔平成14年8月13日土木部長通知〕による			○	有	諸基準類の改定に伴う
1	セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	材料	クその他（JISマークを使用示されたレディミ	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	○	1	セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	材料	クその他（JISマークを使用示されたレディミ	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	○	有	表現の適正化
1	セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	材料	クその他（JISマークを使用示されたレディミ	練混ぜ水の水質試験	回収水の場合：JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	○	1	セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	材料	クその他（JISマークを使用示されたレディミ	練混ぜ水の水質試験	回収水の場合：JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	○	有	諸基準類の改定に伴う

新旧対照表

現行（平成28年版）							改定（令和3年版）							改定						
品質管理基準及び規格値							品質管理基準及び規格値													
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確	有無	改定理由	
1	セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	製造	クその他コンクリートを使用する場合はレデイミ	計量設備の計量精度	回収水の場合： JIS A 5308附属書C	水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○	1	セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	製造	クその他コンクリートを使用する場合はレデイミ	計量設備の計量精度	水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○	有	誤記修正
1	セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上対策（塩化物総量規制、アルカリ骨材反応抑制対策）（土木構造物）について」〔平成14年8月13日土木部長通知〕による	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502, 503）または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。 （橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2018, 503-2018）または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。 （橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）		1	セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上対策（塩化物総量規制、アルカリ骨材反応抑制対策）（土木構造物）について」〔平成14年8月13日土木部長通知〕による	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2018, 503-2018）または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。 （橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）			有	諸基準類の改定に伴う	
									2	プレキャストコンクリート製品（JIS I類）	材料	必須	JISマーク確認又は「その他」の試験項目の確認	目視（写真撮影）				有	新規追加	
									2	プレキャストコンクリート製品（JIS I類）	施工	必須	製品の外観検査（角欠け・ひび割れ調査）	目視検査（写真撮影）	有害な角欠け・ひび割れの無いこと	全数		有	新規追加	

新旧対照表

現行（平成28年版） 品質管理基準及び規格値								改定（令和3年版） 品質管理基準及び規格値								改定				
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績等による種別	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績等による種別	有無	改定理由	
								3	プレキャストコンクリート製品 (JIS II類)	材料	必須	製品検査結果 (寸法・形状・外観、性能試験) ※協議をした項目	JIS A 5363 JIS A 5371 JIS A 5372 JIS A 5373	設計図書による。	製造工場の検査ロット毎			○	有	新規追加
								3	プレキャストコンクリート製品 (JIS II類)	材料	必須	JISマーク確認又は「その他」の試験項目の確認	目視 (写真撮影)	設計図書による。					有	新規追加
								3	プレキャストコンクリート製品 (JIS II類)	施工	必須	製品の外観検査 (角欠け・ひび割れ調査)	目視検査 (写真撮影)	有害な角欠け・ひび割れの無いこと	全数				有	新規追加
								4	プレキャストコンクリート製品 (その他)	材料	必須	セメントのアルカリシリカ反応抑制対策	「コンクリートの耐久性向上対策 (塩化物総量規制、アルカリ骨材反応抑制対策) (土木構造物) について」 [平成14年8月13日土木部長通知] による		骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。			○	有	新規追加
								4	プレキャストコンクリート製品 (その他)	材料	必須	コンクリートの塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上対策 (塩化物総量規制、アルカリ骨材反応抑制対策) (土木構造物) について」 [平成14年8月13日土木部長通知] による					○	有	新規追加
								4	プレキャストコンクリート製品 (その他)	材料	必須	コンクリートのスランプ試験/スランプフロー試験	JIS A 1101 JIS A 1150	製造工場の管理基準	1回/日以上				有	新規追加
								4	プレキャストコンクリート製品 (その他)	材料	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	1回/日以上			○	有	新規追加
								4	プレキャストコンクリート製品 (その他)	材料	必須	コンクリートの空気量測定 (凍害を受ける恐れのあるコンクリート製品)	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	JIS A 5364 4.5±1.5% (許容差)	1回/日以上				有	新規追加

新旧対照表

現行（平成28年版）								改定（令和3年版）								改定			
品質管理基準及び規格値								品質管理基準及び規格値											
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による種別	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による種別	有無	改定理由
								4 プレキャストコンクリート製品（その他）	材料	クソスト他（JISマークを使用されたレディミ）	骨材のふるい分け試験（粒度・粗粒率）	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	JIS A 5364 JIS A 5308	1回/月以上及び産地が変わった場合。			○	有	新規追加
								4 プレキャストコンクリート製品（その他）	材料	クソスト他（JISマークを使用されたレディミ）	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	JIS A 5364 JIS A 5308	1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005（砕砂及び砕石） JIS A 5011-1（高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3（銅スラグ骨材） JIS A 5011-4（電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材II）		○	有	新規追加
								4 プレキャストコンクリート製品（その他）	材料	クソスト他（JISマークを使用されたレディミ）	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	JIS A 5364 JIS A 5308	1回/年以上及び産地が変わった場合。			○	有	新規追加

新旧対照表

現行（平成28年版）								改定（令和3年版）								改定			
品質管理基準及び規格値								品質管理基準及び規格値											
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確	有無	改定理由
									4	プレキャストコンクリート製品（その他）	材料	クソの他（JISマークを使用されたレディミ）	骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材：1.0%以下 細骨材：コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下（砕砂およびスラグ細骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下その他の場合7.0%以下）	1回/月以上及び産地が変わった場合。 （微粒分量の多い砂1回/週以上）		有	新規追加
									4	プレキャストコンクリート製品（その他）	材料	クソの他（JISマークを使用されたレディミ）	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	1回/年以上及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材の54%圧縮強度による試験方法」による。	有	新規追加
									4	プレキャストコンクリート製品（その他）	材料	クソの他（JISマークを使用されたレディミ）	骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	1回/月以上及び産地が変わった場合。		有	新規追加

新旧対照表

現行 (平成28年版)								改定 (令和3年版)								改定			
品質管理基準及び規格値								品質管理基準及び規格値											
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による種	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による種	有無	改定理由
								4 プレキャストコンクリート製品 (その他)	材料	クソその他 (JISマークを使用されたレディミ)	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005		細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下		砂、砂利： 製作開始前、1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石： 製作開始前、1回/年以上及び産地が変わった場合。	○	有	新規追加
								4 プレキャストコンクリート製品 (その他)	材料	クソその他 (JISマークを使用されたレディミ)	セメントの物理試験	JIS R 5201		JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	1回/月以上		○	有	新規追加
								4 プレキャストコンクリート製品 (その他)	材料	クソその他 (JISマークを使用されたレディミ)	セメントの化学分析	JIS R 5202		JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	1回/月以上		○	有	新規追加

新旧対照表

現行（平成28年版） 品質管理基準及び規格値								改定（令和3年版） 品質管理基準及び規格値								改定			
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績等による種	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績等による種	有無	改定理由
								4 プレキャストコンクリート製品（その他）	材料	クソのト他コ（リンクリートを表示された場合は除く）	コンクリート用混和材・化学混和剤	JIS A 6201 JIS A 6202 JIS A 6204 JIS A 6206 JIS A 6207	JIS A 6201（フライッシュ） JIS A 6202（膨張材） JIS A 6204（化学混和剤） JIS A 6206（高炉スラグ微粉末） JIS A 6207（シリカフェューム）	1回/月以上 ただし、JIS A 6202（膨張材）は1回/月以上、JIS A 6204（化学混和剤）は1回/6ヶ月以上	試験成績表による。		○	有	新規追加
								4 プレキャストコンクリート製品（その他）	材料	クソのト他コ（リンクリートを表示された場合は除く）	練混ぜ水の 水質試験	上水道水及び 上水道水以外 の水の場合、 JIS A 5308附 属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量： 1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差： 始発は30分以内、終結は60 分以内 モルタルの圧縮強度比：材 齢7及び28日で90%以上	1回/年以上及び水質が変 わった場合。	上水道を使用している場合は 試験に換え、上水道を使用 していることを示す資料による 確認を行う。		○	有	新規追加
								4 プレキャストコンクリート製品（その他）	材料	必須	鋼材	JIS G 3101 JIS G 3109 JIS G 3112 JIS G 3117 JIS G 3137 JIS G 3506 JIS G 3521 JIS G 3532 JIS G 3536 JIS G 3538 JIS G 3551 JIS G 4322 JIS G 5502	JIS G 3101 JIS G 3109 JIS G 3112 JIS G 3117 JIS G 3137 JIS G 3506 JIS G 3521 JIS G 3532 JIS G 3536 JIS G 3538 JIS G 3551 JIS G 4322 JIS G 5502	1回/月又は入荷の都度	試験成績表による。		○	有	新規追加
								4 プレキャストコンクリート製品（その他）	施工	必須	製品の外観 検査（角欠 け・ひび割 れ調査）	目視検査 （写真撮影）	有害な角欠け・ひび割れの 無いこと	全数				有	新規追加

新旧対照表

現行（平成28年版）								改定（令和3年版）								改定			
品質管理基準及び規格値								品質管理基準及び規格値											
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確	有無	改定理由
2 ガス圧接	施工前試験	必須	外観検査	・目視 圧接面の研磨状況 垂れ下がり 焼き割れ等 ・ノギス等による計測（詳細外観検査） 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり 等	熱間押抜法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1.4倍以上。ただし、SD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/4以下。 ⑤折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑥著しいたれ下がり、へこみ、焼き割れない。 ⑦その他有害と認められる欠陥があつてはならない。	鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋径毎に自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接の場合は各5本のモデル供試体を作成し実施する。	・モデル供試体の作成は、実際の作業と同一条件・同一材料で行う。 (1)直径19mm以上の鉄筋またはSD490以外の鉄筋を圧接する場合 ・手動ガス圧接及び熱間押抜ガス圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。 ・特に確認する必要がある場合とは、施工実績の少ない材料を使用する場合、過酷な気象条件・高所などの作業環境下での施工条件、圧接技量資格者の熟練度などの確認が必要な場合などである。 ・自動ガス圧接を行う場合には、装置が正常で、かつ装置の設定条件に誤りのないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない。 (2)直径19mm未満の鉄筋またはSD490の鉄筋を圧接する場合 手動ガス圧接、自動ガス圧接、熱間押抜法のいずれにおいても、施工前試験を行わなければならない。		5 ガス圧接	施工前試験	必須	外観検査	・目視 圧接面の研磨状況 垂れ下がり 焼き割れ等 ・ノギス等による計測（詳細外観検査） 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり 等	熱間押抜法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1.4倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1.1倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/4以下。 ⑤折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑥片ふくらみの差が鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/5以下。 ⑦垂れ下がり、へこみ、焼き割れが著しくない。 ⑧その他有害と認められる欠陥があつてはならない。	鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋径毎に自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接及び熱間押抜ガス圧接の場合は各3本のモデル供試体を作成し実施する。	・モデル供試体の作成は、実際の作業と同一条件・同一材料で行う。直径19mm未満の鉄筋について手動ガス圧接、熱間押抜ガス圧接を行う場合、監督職員と協議の上、施工前試験を省略することができる。 (1)SD490以外の鉄筋を圧接する場合 ・手動ガス圧接及び熱間押抜ガス圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。 ・特に確認する必要がある場合とは、施工実績の少ない材料を使用する場合、過酷な気象条件・高所などの作業環境下での施工条件、圧接技量資格者の熟練度などの確認が必要な場合などである。 ・自動ガス圧接を行う場合には、装置が正常で、かつ装置の設定条件に誤りのないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない。 (2)SD490の鉄筋を圧接する場合 手動ガス圧接、自動ガス圧接、熱間押抜法のいずれにおいても、施工前試験を行わなければならない。	有	諸基準類の改定に伴う	

新旧対照表

現行（平成28年版）												改定（令和3年版）												改定
品質管理基準及び規格値												品質管理基準及び規格値												
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確	有無	改定理由					
2 ガス圧接	施工前試験	必須	外観検査	・目視 圧接面の研磨状況 垂れ下がり 焼き割れ等 ・ノギス等による計測（詳細外観検査） 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり 等	熱間押抜法の場合 ①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない ②ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があつてはならない。 ④その他有害と認められる欠陥があつてはならない。	鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋径毎に自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接の場合は各5本のモデル供試体を作成し実施する。	・モデル供試体の作成は、実際の作業と同一条件・同一材料で行う。 (1)直径19mm以上の鉄筋またはSD490以外の鉄筋を圧接する場合 ・手動ガス圧接及び熱間押抜ガス圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。 ・特に確認する必要がある場合は、施工実績の少ない材料を使用する場合、過酷な気象条件・高所などの作業環境下での施工条件、圧接技量資格者の熟練度などの確認が必要な場合などである。 ・自動ガス圧接を行う場合には、装置が正常で、かつ装置の設定条件に誤りのないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない。		5 ガス圧接	施工前試験	必須	外観検査	・目視 圧接面の研磨状況 垂れ下がり 焼き割れ等 ・ノギス等による計測（詳細外観検査） 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり 等	熱間押抜法の場合 ①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない ②ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があつてはならない。 ④その他有害と認められる欠陥があつてはならない。	鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋径毎に自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接及び熱間押抜ガス圧接の場合は各3本のモデル供試体を作成し実施する。	・モデル供試体の作成は、実際の作業と同一条件・同一材料で行う。直径19mm未満の鉄筋について手動ガス圧接、熱間押抜ガス圧接を行う場合、監督職員と協議の上、施工前試験を省略することができる。 (1)SD490以外の鉄筋を圧接する場合 ・手動ガス圧接及び熱間押抜ガス圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。 ・特に確認する必要がある場合は、施工実績の少ない材料を使用する場合、過酷な気象条件・高所などの作業環境下での施工条件、圧接技量資格者の熟練度などの確認が必要な場合などである。 ・自動ガス圧接を行う場合には、装置が正常で、かつ装置の設定条件に誤りのないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない。 (2)SD490の鉄筋を圧接する場合 手動ガス圧接、自動ガス圧接、熱間押抜法のいずれにおいても、施工前試験を行わなければならない。		有	諸基準類の改定に伴う					
2 ガス圧接	施工後試験	必須	外観検査	・目視 圧接面の研磨状況 垂れ下がり 焼き割れ等 ・ノギス等による計測（詳細外観検査） 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり 等	熱間押抜法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1.4倍以上。ただし、SD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径の1/4以下。 ⑤折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑥著しい下がり、へこみ、焼き割れがない。 ⑦その他有害と認められる欠陥があつてはならない。	・目視は全数実施する。 ・特に必要と認められたものに対してのみ詳細外観検査を行う。	熱間押抜法以外の場合 ・規格値を外れた場合は以下による。いずれの場合も監督職員の承諾を得るものとし、処置後は外観検査及び超音波探傷検査を行う。 ・①は、圧接部を切り取って再圧接する。 ・②③は、再加熱し、圧力を加えて所定のふくらみに修正する。 ・④は、圧接部を切り取って再圧接する。 ・⑤は、再加熱して修正する。 ・⑥は、圧接部を切り取って再圧接する。		5 ガス圧接	施工後試験	必須	外観検査	・目視 圧接面の研磨状況 垂れ下がり 焼き割れ等 ・ノギス等による計測（詳細外観検査） 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり 等	熱間押抜法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1.4倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1.1倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/4以下。 ⑤折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑥片ふくらみの差が鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/5以下。 ⑦垂れ下がり、へこみ、焼き割れが著しくない。 ⑧その他有害と認められる欠陥があつてはならない。	・目視は全数実施する。 ・特に必要と認められたものに対してのみ詳細外観検査を行う。	熱間押抜法以外の場合 ・規格値を外れた場合は以下による。いずれの場合も監督職員の承諾を得るものとし、処置後は外観検査及び超音波探傷検査を行う。 ・①は、圧接部を切り取って再圧接する。 ・②③は、再加熱し、圧力を加えて所定のふくらみに修正する。 ・④は、圧接部を切り取って再圧接する。 ・⑤は、再加熱して修正する。 ・⑥⑦は、圧接部を切り取って再圧接する。		有	諸基準類の改定に伴う					

新旧対照表

現行（平成28年版）								改定（令和3年版）								改定				
品質管理基準及び規格値								品質管理基準及び規格値												
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による種	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による種	有無	改定理由	
3 既製杭工	施工	必須	鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭の現場溶接浸透探傷試験（溶剤除去性染色浸透探傷試験）	JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6	われ及び有害な欠陥がないこと。	原則として全溶接箇所で行う。ただし、施工方法や施工順序等から全数量の実施が困難な場合は監督員との協議により、現場状況に応じた数量とすることができる。なお、全溶接箇所の10%以上は、JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6により定められた認定技術者が行うものとする。試験箇所は杭の全周とする。			6 既製杭工	施工	必須	鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭の現場溶接浸透探傷試験（溶剤除去性染色浸透探傷試験）	JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6	割れ及び有害な欠陥がないこと。	原則として全溶接箇所で行う。ただし、施工方法や施工順序等から全数量の実施が困難な場合は監督員との協議により、現場状況に応じた数量とすることができる。なお、全溶接箇所の10%以上は、JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6により定められた認定技術者が行うものとする。試験箇所は杭の全周とする。			有	表現の適正化	
3 既製杭工	施工	その他	鋼管杭の現場溶接超音波探傷試験	JIS Z 3060	JIS Z 3060の1類から3類であること	原則として溶接20ヶ所毎に1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から探傷し、その探傷長は30cm/1方向とする。 (20ヶ所毎に1ヶ所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである。)	中掘り工法等で、放射線透過試験が不可能な場合は、放射線透過試験に替えて超音波探傷試験とすることができる。		6 既製杭工	施工	その他	鋼管杭の現場溶接超音波探傷試験	JIS Z 3060	JIS Z 3060の1類から3類であること	原則として溶接20ヶ所毎に1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から探傷し、その探傷長は30cm/1方向とする。 (20ヶ所毎に1ヶ所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである。)	中掘り工法等で、放射線透過試験が不可能な場合は、放射線透過試験に替えて超音波探傷試験とすることができる。			有	表現の適正化
4 下層路盤	材料	必須	修正CBR試験 舗装調査・試験法便覧 [4]-5		粒状路盤：修正CBR20%以上（クラッシュラン鉄鋼スラグは修正CBR30%以上） アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシュランを用いる場合で、上層路盤、基層、表層の合計厚が以下に示す数値より小さい場合は30%以上とする。 北海道地方・・・・・・・・20cm 東北地方・・・・・・・・30cm その他の地方・・・・・・・・40cm	施工前、材料変更時		○	7 下層路盤	材料	必須	修正CBR試験 舗装調査・試験法便覧 [4]-68		粒状路盤：修正CBR20%以上（クラッシュラン鉄鋼スラグは修正CBR30%以上） アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシュランを用いる場合で、上層路盤、基層、表層の合計厚が以下に示す数値より小さい場合は30%以上とする。 北海道地方・・・・・・・・20cm 東北地方・・・・・・・・30cm その他の地方・・・・・・・・40cm	施工前、材料変更時		○	有	諸基準類の改定に伴う	
4 下層路盤	材料	必須	鉄鋼スラグの水浸膨張性試験 舗装調査・試験法便覧 [4]-16		1.5%以下	施工前、材料変更時	・CS：クラッシュラン鉄鋼スラグに適用する。	○	7 下層路盤	材料	必須	鉄鋼スラグの水浸膨張性試験 舗装調査・試験法便覧 [4]-80		1.5%以下	施工前、材料変更時	・CS：クラッシュラン鉄鋼スラグに適用する。	○	有	諸基準類の改定に伴う	

新旧対照表

現行（平成28年版）												改定（令和3年版）											
品質管理基準及び規格値												品質管理基準及び規格値											
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確	有無	改定理由				
4 下層路盤	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-185 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 96%以上 X3 97%以上 歩道箇所：設計図書による	・ 締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・ 締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・ 1工事あたり3,000m ² を超える場合は、10,000m ² 以下を1ロットとし、1ロットあたり10個（10孔）で測定する。 (例) 3,001～10,000m ² ：10個 10,001m ² 以上の場合、10,000m ² 毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m ² の場合：6,000m ² /1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000m ² 以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3個（3孔）以上で測定する。		7 下層路盤	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-256 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 96%以上 X3 97%以上 歩道箇所：設計図書による	・ 締固め度は、孔々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・ 締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・ 1工事あたり3,000m ² を超える場合は、10,000m ² 以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001～10,000m ² ：10孔 10,001m ² 以上の場合、10,000m ² 毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m ² の場合：6,000m ² /1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000m ² 以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3孔以上で測定する。		有	諸基準類の改定に伴う						
4 下層路盤	施工	必須	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210		・ 全幅、全区間で実施する。	・ 荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。		7 下層路盤	施工	必須	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-288		・ 全幅、全区間で実施する。	・ 荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。		有	諸基準類の改定に伴う				
5 上層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	修正CBR 80%以上 アスファルトコンクリート再生骨材含む場合90%以上 40℃で行った場合80%以上	施工前、材料変更時		○	8 上層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	修正CBR 80%以上 アスファルトコンクリート再生骨材含む場合90%以上 40℃で行った場合80%以上	施工前、材料変更時		○	有	諸基準類の改定に伴う				
5 上層路盤	材料	必須	鉄鋼スラグの修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	修正CBR 80%以上	施工前、材料変更時	・ MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。	○	8 上層路盤	材料	必須	鉄鋼スラグの修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	修正CBR 80%以上	施工前、材料変更時	・ MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。	○	有	諸基準類の改定に伴う				
5 上層路盤	材料	必須	鉄鋼スラグの呈色判定試験	JIS A 5015 舗装調査・試験法便覧 [4]-10	呈色なし	施工前、材料変更時	・ MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。	○	8 上層路盤	材料	必須	鉄鋼スラグの呈色判定試験	JIS A 5015 舗装調査・試験法便覧 [4]-73	呈色なし	施工前、材料変更時	・ MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。	○	有	諸基準類の改定に伴う				
5 上層路盤	材料	必須	鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-16	1.5%以下	施工前、材料変更時	・ MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。	○	8 上層路盤	材料	必須	鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-80	1.5%以下	施工前、材料変更時	・ MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。	○	有	諸基準類の改定に伴う				
5 上層路盤	材料	必須	鉄鋼スラグの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-12	1.2Mpa以上(14日)	施工前、材料変更時	・ HMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。	○	8 上層路盤	材料	必須	鉄鋼スラグの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-75	1.2Mpa以上(14日)	施工前、材料変更時	・ HMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。	○	有	諸基準類の改定に伴う				
5 上層路盤	材料	必須	鉄鋼スラグの単位容積質量試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-106	1.50kg/L以上	・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	・ MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。	○	8 上層路盤	材料	必須	鉄鋼スラグの単位容積質量試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-131	1.50kg/L以上	・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	・ MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。	○	有	諸基準類の改定に伴う				

新旧対照表

現行（平成28年版）											改定（令和3年版）											改定
品質管理基準及び規格値											品質管理基準及び規格値											
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確	有無	改定理由			
5 上層路盤	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-185 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・縮固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・縮固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m ² を超える場合は、10,000m ² 以下を1ロットとし、1ロットあたり10個（10孔）で測定する。 (例) 3,001～10,000m ² ：10個 10,001m ² 以上の場合、10,000m ² 毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m ² の場合：6,000m ² /1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000m ² 以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3個（3孔）以上で測定する。		8 上層路盤	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-256 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・縮固め度は、孔々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・縮固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m ² を超える場合は、10,000m ² 以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001～10,000m ² ：10孔 10,001m ² 以上の場合、10,000m ² 毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m ² の場合：6,000m ² /1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000m ² 以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3孔以上で測定する。		有	諸基準類の改定に伴う					
5 上層路盤	施工	必須	粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい：±15%以内	定期的または随時 (1回～2回/日)			8 上層路盤	施工	必須	粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい：±15%以内	定期的または随時 (1回～2回/日)			有	諸基準類の改定に伴う			
5 上層路盤	施工	必須	粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい：±6%以内	定期的または随時 (1回～3回/日)			8 上層路盤	施工	必須	粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい：±6%以内	定期的または随時 (1回～3回/日)			有	諸基準類の改定に伴う			
5 上層路盤	施工	その他	平板載荷試験	JIS A 1215		1,000m ² につき2回の割合で行う。	セメントコンクリートの路盤に適用する。		8 上層路盤	施工	その他	平板載荷試験	JIS A 1215		1,000m ² につき2回の割合で行う。	セメントコンクリートの路盤に適用する。		有	誤記修正			
7 セメント安定処理路盤	材料	必須	一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-38	下層路盤：一軸圧縮強さ [7日間] 0.98Mpa 上層路盤：一軸圧縮強さ [7日間] 2.9Mpa (アスファルト舗装)、2.0Mpa (セメントコンクリート舗装)。	施工前、材料変更時	・安定処理材に適用する。		10 セメント安定処理路盤	材料	必須	一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-102	下層路盤：一軸圧縮強さ [7日間] 0.98Mpa 上層路盤：一軸圧縮強さ [7日間] 2.9Mpa (アスファルト舗装)、2.0Mpa (セメントコンクリート舗装)。	施工前、材料変更時	・安定処理材に適用する。		有	諸基準類の改定に伴う			
7 セメント安定処理路盤	材料	必須	骨材の修正 CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	下層路盤：10%以上 上層路盤：20%以上	施工前、材料変更時		○	10 セメント安定処理路盤	材料	必須	骨材の修正 CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	下層路盤：10%以上 上層路盤：20%以上	施工前、材料変更時		○	有	諸基準類の改定に伴う			
7 セメント安定処理路盤	材料	必須	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205 舗装調査・試験法便覧 [4]-103	下層路盤 塑性指数PI：9以下 上層路盤 塑性指数PI：9以下	施工前、材料変更時			10 セメント安定処理路盤	材料	必須	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205 舗装調査・試験法便覧 [4]-167	下層路盤 塑性指数PI：9以下 上層路盤 塑性指数PI：9以下	施工前、材料変更時			有	諸基準類の改定に伴う			

新旧対照表

現行（平成28年版）												改定（令和3年版）											
品質管理基準及び規格値												品質管理基準及び規格値											
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績等による確	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績等による確	有無	改定理由				
7	セメント安定処理路盤	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-185 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上 歩道箇所：設計図書による	・縮固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・縮固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m ² を超える場合は、10,000m ² 以下を1ロットとし、1ロットあたり10個（10孔）で測定する。 (例) 3,001～10,000m ² ：10個 10,001m ² 以上の場合、10,000m ² 毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m ² の場合：6,000m ² /1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000m ² 以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3個（3孔）以上で測定する。		10	セメント安定処理路盤	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-256 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上 歩道箇所：設計図書による	・縮固め度は、孔々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・縮固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m ² を超える場合は、10,000m ² 以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001～10,000m ² ：10孔 10,001m ² 以上の場合、10,000m ² 毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m ² の場合：6,000m ² /1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000m ² 以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3孔以上で測定する。			有	諸基準類の改定に伴う			
7	セメント安定処理路盤	施工	その他	セメント量試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-213, [4]-218	±1.2%以内	異常が認められたとき（1～2回/日）		10	セメント安定処理路盤	施工	その他	セメント量試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-293, [4]-297	±1.2%以内	異常が認められたとき（1～2回/日）			有	諸基準類の改定に伴う			
8	アスファルト舗装	材料	必須	粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-45	細長、あるいは扁平な石片：10%以下	施工前、材料変更時	○	11	アスファルト舗装	材料	必須	粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-51	細長、あるいは扁平な石片：10%以下	施工前、材料変更時	○	有	諸基準類の改定に伴う				
8	アスファルト舗装	材料	その他	フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-65	50%以下	施工前、材料変更時	○	11	アスファルト舗装	材料	その他	フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-83	50%以下	施工前、材料変更時	○	有	諸基準類の改定に伴う				
8	アスファルト舗装	材料	その他	フィラーの水浸膨張試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-59	3%以下	施工前、材料変更時	○	11	アスファルト舗装	材料	その他	フィラーの水浸膨張試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-74	3%以下	施工前、材料変更時	○	有	諸基準類の改定に伴う				
8	アスファルト舗装	材料	その他	フィラーの剥離抵抗試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-61	1/4以下	施工前、材料変更時	○	11	アスファルト舗装	材料	その他	フィラーの剥離抵抗試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-78	1/4以下	施工前、材料変更時	○	有	諸基準類の改定に伴う				
8	アスファルト舗装	材料	その他	製鋼スラッグの水浸膨張試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-77	水浸膨張比：2.0%以下	施工前、材料変更時	○	11	アスファルト舗装	材料	その他	製鋼スラッグの水浸膨張試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-94	水浸膨張比：2.0%以下	施工前、材料変更時	○	有	諸基準類の改定に伴う				
8	アスファルト舗装	材料	その他	粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下	施工前、材料変更時	○										有	項目削除(JISの改正に伴う)				
8	アスファルト舗装	材料	その他	高温動粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-180	舗装施工便覧参照 ・セミプロンアスファルト：表3.3.4	施工前、材料変更時	○	11	アスファルト舗装	材料	その他	高温動粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-212	舗装施工便覧参照 ・セミプロンアスファルト：表3.3.4	施工前、材料変更時	○	有	諸基準類の改定に伴う				

新旧対照表

現行（平成28年版）								改定（令和3年版）								改定				
品質管理基準及び規格値								品質管理基準及び規格値												
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確	有無	改定理由	
8	アスファルト舗装	材料	その他	60℃粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-192	舗装施工便覧参照・セミフローニアスファルト：表3.3.4	施工前、材料変更時	○	11	アスファルト舗装	材料	その他	60℃粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-224	舗装施工便覧参照・セミフローニアスファルト：表3.3.4	施工前、材料変更時	○	有	諸基準類の改定に伴う	
8	アスファルト舗装	材料	その他	タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-244	舗装施工便覧参照・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3	施工前、材料変更時	○	11	アスファルト舗装	材料	その他	タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-289	舗装施工便覧参照・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3	施工前、材料変更時	○	有	諸基準類の改定に伴う	
8	アスファルト舗装	ブランド	必須	粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	定期的または随時。印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	○	11	アスファルト舗装	ブランド	必須	粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	定期的または随時。印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	○	有	表記修正 諸基準類の改定に伴う	
8	アスファルト舗装	ブランド	必須	粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい：±5%以内基準粒度	定期的または随時。印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	○	11	アスファルト舗装	ブランド	必須	粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい：±5%以内基準粒度	定期的または随時。印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	○	有	表記修正 諸基準類の改定に伴う	
8	アスファルト舗装	ブランド	必須	アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量：±0.9%以内	定期的または随時。印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	○	11	アスファルト舗装	ブランド	必須	アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量：±0.9%以内	定期的または随時。印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	○	有	表記修正	
8	アスファルト舗装	ブランド	その他	水浸ホイールラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-57	設計図書による。	設計図書による。	○	11	アスファルト舗装	ブランド	その他	水浸ホイールラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-65	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○	有	諸基準類の改定に伴う
8	アスファルト舗装	ブランド	その他	ホイールラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-39	設計図書による。	設計図書による。	○	11	アスファルト舗装	ブランド	その他	ホイールラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-44	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐流動性の確認	○	有	諸基準類の改定に伴う
8	アスファルト舗装	ブランド	その他	ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-17	設計図書による。	設計図書による。	○	11	アスファルト舗装	ブランド	その他	ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-18	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐摩耗性の確認	○	有	諸基準類の改定に伴う

新旧対照表

現行（平成28年版）								改定（令和3年版）								改定			
品質管理基準及び規格値								品質管理基準及び規格値											
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確	有無	改定理由
8	アスファルト舗装	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-91	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 歩道箇所：設計図書による	・縮固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・縮固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m ² を超える場合は、10,000m ² 以下を1ロットとし、1ロットあたり10個（10孔）で測定する。 (例) 3,001～10,000m ² ：10個 10,001m ² 以上の場合、10,000m ² 毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m ² の場合：6,000m ² /1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000m ² 以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3個（3孔）以上で測定する。	・橋面舗装はコア採取しないでAs合材量（プラント出荷数量）と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。	11	アスファルト舗装	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-218	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 歩道箇所：歩道の縮固め度は、平均値が基準密度の92%以上とする。 ただし、乗り入れ部などで舗装構成が車道と同じ場合は、車道の縮固め度とする。	・縮固め度は、孔々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・縮固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m ² を超える場合は、10,000m ² 以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001～10,000m ² ：10孔 10,001m ² 以上の場合、10,000m ² 毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m ² の場合：6,000m ² /1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000m ² 以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3孔以上で測定する。	・橋面舗装はコア採取しないでAs合材量（プラント出荷数量）と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。	有	諸基準類の改定に伴う
8	アスファルト舗装	舗設現場	その他	すべり抵抗試験	舗装調査・試験法便覧 [1]-84	設計図書による	舗設車線毎200m毎に1回		11	アスファルト舗装	舗設現場	その他	すべり抵抗試験	舗装調査・試験法便覧 [1]-101	設計図書による	舗設車線毎200m毎に1回		有	諸基準類の改定に伴う
9	転圧コンクリート	舗設現場	必須	ランマー突き固め試験	舗装施工便覧8-3-3による。	当初 目標値 縮固め率：97%			12	転圧コンクリート	舗設現場	必須	ランマー突き固め試験	転圧コンクリート舗装技術指針（案）※いずれか1方法	舗装施工便覧8-3-3による。 当初 目標値 縮固め率：97%			有	誤記修正

新旧対照表

現行 (平成28年版)												改定 (令和3年版)					改定		
品質管理基準及び規格値												品質管理基準及び規格値							
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による種	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による種	有無	改定理由
9 転圧コンクリート	ト材料 ククリ リス マを 使用 する 場合 は除 く	その他	粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下	工事開始前、材料の変更時	観察で問題なければ省略できる。	○										有	項目削除 (JISの改正に伴う)
9 転圧コンクリート	ト材料 ククリ リス マを 使用 する 場合 は除 く	その他	骨材中に含まれる密度1.95g/cm3の液体に浮く粒子の試験	JIS A 1141	0.5%以下	工事開始前、材料の変更時		○										有	項目削除 (JISの改正に伴う)
9 転圧コンクリート	ト材料 ククリ リス マを 使用 する 場合 は除 く	その他	練混ぜ水の水質試験	回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 ・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。		○	12 転圧コンクリート	ト材料 ククリ リス マを 使用 する 場合 は除 く	その他	練混ぜ水の水質試験	回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	有	諸基準類の改定に伴う
9 転圧コンクリート	施工	必須	マーシャル突き固め試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-290 ※いずれか1方法	目標値の±1.5%	1日2回 (午前・午後) 以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。ただし運搬車ごとに目視観察を行う。		○	12 転圧コンクリート	施工	必須	マーシャル突き固め試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-344 ※いずれか1方法	目標値の±1.5%	1日2回 (午前・午後) 以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。ただし運搬車ごとに目視観察を行う。			有	諸基準類の改定に伴う
9 転圧コンクリート	施工	必須	ランマー突き固め試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-290 ※いずれか1方法	目標値の±1.5%	1日2回 (午前・午後) 以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。ただし運搬車ごとに目視観察を行う。		○	12 転圧コンクリート	施工	必須	ランマー突き固め試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-344 ※いずれか1方法	目標値の±1.5%	1日2回 (午前・午後) 以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。ただし運搬車ごとに目視観察を行う。			有	諸基準類の改定に伴う
9 転圧コンクリート	施工	必須	コアによる密度測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-300		1,000m2に1個の割合でコアを採取して測定		○	12 転圧コンクリート	施工	必須	コアによる密度測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-353		1,000m2に1個の割合でコアを採取して測定			有	諸基準類の改定に伴う

新旧対照表

現行 (平成28年版)												改定 (令和3年版)												改定	
品質管理基準及び規格値												品質管理基準及び規格値													
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績等による種別	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績等による種別	有無	改定理由						
10	グース アス ファルト 舗装	材料	必須	粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-45	細長、あるいは扁平な石片：10%以下	施工前、材料変更時	○	13	グース アス ファルト 舗装	材料	必須	粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-51	細長、あるいは扁平な石片：10%以下	施工前、材料変更時	○	有	諸基準類の改定に伴う						
10	グース アス ファルト 舗装	材料	その他	粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下	施工前、材料変更時	○										有	項目削除(JISの改正に伴う)						
10	グース アス ファルト 舗装	ブランド	必須	貫入試験 40℃	舗装調査・試験法便覧 [3]-315	貫入量 (40℃) 目標値 表層：1~4mm 基層：1~6mm	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。	○	13	グース アス ファルト 舗装	ブランド	必須	貫入試験 40℃	舗装調査・試験法便覧 [3]-402	貫入量 (40℃) 目標値 表層：1~4mm 基層：1~6mm	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。	○	有	諸基準類の改定に伴う						
10	グース アス ファルト 舗装	ブランド	必須	リュエル流動性試験 240℃	舗装調査・試験法便覧 [3]-320	3~20秒 (目標値)	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。	○	13	グース アス ファルト 舗装	ブランド	必須	リュエル流動性試験 240℃	舗装調査・試験法便覧 [3]-407	3~20秒 (目標値)	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。	○	有	諸基準類の改定に伴う						
10	グース アス ファルト 舗装	ブランド	必須	ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-39	300以上	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。	○	13	グース アス ファルト 舗装	ブランド	必須	ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-44	300以上	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。	○	有	諸基準類の改定に伴う						
10	グース アス ファルト 舗装	ブランド	必須	曲げ試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-69	破断ひずみ (-10℃、50mm/min) 8.0×10 ⁻³ 以上	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。	○	13	グース アス ファルト 舗装	ブランド	必須	曲げ試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-79	破断ひずみ (-10℃、50mm/min) 8.0×10 ⁻³ 以上	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。	○	有	諸基準類の改定に伴う						
10	グース アス ファルト 舗装	ブランド	必須	粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい：±12%以内 基準粒度	定期的または随時。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1~2回/日	○	13	グース アス ファルト 舗装	ブランド	必須	粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい：±12%以内 基準粒度	定期的または随時。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1~2回/日	○	有	諸基準類の改定に伴う						
10	グース アス ファルト 舗装	ブランド	必須	粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい：±5%以内 基準粒度	定期的または随時。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1~2回/日	○	13	グース アス ファルト 舗装	ブランド	必須	粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい：±5%以内 基準粒度	定期的または随時。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1~2回/日	○	有	諸基準類の改定に伴う						
10	グース アス ファルト 舗装	ブランド	必須	アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量：±0.9%以内	定期的または随時。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1~2回/日	○	13	グース アス ファルト 舗装	ブランド	必須	アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	アスファルト量：±0.9%以内	定期的または随時。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1~2回/日	○	有	諸基準類の改定に伴う						
11	路床安定処理工	材料	必須	CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-155, [4]-158	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。	○	14	路床安定処理工	材料	必須	CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-227, [4]-230	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。	○	有	諸基準類の改定に伴う						
11	路床安定処理工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	または、RI計器を用いた盛土の締め管理要領(案)	設計図書による。	1日の1層あたりの施工面積を基準とする。 ・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 ・500m2未満：5点 ・500m2以上1000m2未満：10点 ・1000m2以上2000m2未満：15点	○	14	路床安定処理工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(4種類)のいずれかを実施する。	または、RI計器を用いた盛土の締め管理要領(案)	設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満：5点 ・500m2以上1000m2未満：10点 ・1000m2以上2000m2未満：15点	○	有	諸基準類の改定に伴う						

新旧対照表

現行（平成28年版）												改定（令和3年版）												改定	
品質管理基準及び規格値												品質管理基準及び規格値													
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による種	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による種	有無	改定理由						
11 路床安定処理工	施工	必須	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210		路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。		14 路床安定処理工	施工	必須	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-288		路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。		有	諸基準類の改定に伴う						
11 路床安定処理工	施工	その他	平板載荷試験	JIS A 1215		延長40mにつき1ヶ所の割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。		14 路床安定処理工	施工	その他	平板載荷試験	JIS A 1215		延長40mにつき1ヶ所の割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。		有	誤記修正						
11 路床安定処理工	施工	その他	たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-227 (ベンゲルマンビーム)	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施			14 路床安定処理工	施工	その他	たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-284 (ベンゲルマンビーム)	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施			有	諸基準類の改定に伴う						
12 表層安定処理工 (表層混合処理)	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類) のいずれかを実施する。	または、RI計器を用いた盛土の締固め管理要領 (案)	設計図書による。	1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満：5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満：10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		15 表層安定処理工 (表層混合処理)	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類) のいずれかを実施する。	または、RI計器を用いた盛土の締固め管理要領 (案)	設計図書による。	盛土を管理する単位 (以下「管理単位」) に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満：5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満：10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		有	諸基準類の改定に伴う						
12 表層安定処理工 (表層混合処理)	施工	必須	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210		路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。		15 表層安定処理工 (表層混合処理)	施工	必須	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-288		路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。		有	諸基準類の改定に伴う						
12 表層安定処理工 (表層混合処理)	施工	その他	たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-227 (ベンゲルマンビーム)	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施。			15 表層安定処理工 (表層混合処理)	施工	その他	たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [2]-16 (ベンゲルマンビーム)	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施。			有	諸基準類の改定に伴う						
									16 固結工	施工	必須	改良体全長の連続性確認	ボーリングコアの目視確認		改良体の上端から下端までの全長をボーリングにより採取し、全長において連続して改良されていることを目視確認する。 改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督職員の指示による。	・ボーリング等により供試体を採取する。 ・改良体の強度確認には、改良体全長の連続性を確認したボーリングコアを利用してもよい。		有	新規追加						

新旧対照表

現行（平成28年版）												改定（令和3年版）											
品質管理基準及び規格値												品質管理基準及び規格値											
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確	有無	改定理由				
13 固結工	施工	必須	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したものの	改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。試験は1本の改良体について、上、中、下それぞれ1回、計3回とする。ただし、1本の改良体で設計強度を変えている場合は、各設計強度毎に3回とする。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督職員の指示による。	ボーリング等により供試体採取する。		16 固結工	施工	必須	土の一軸圧縮試験（改良体の強度）	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したものの	改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。試験は1本の改良体について、上、中、下それぞれ1回、計3回とする。ただし、1本の改良体で設計強度を変えている場合は、各設計強度毎に3回とする。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督職員の指示による。	ボーリング等により供試体採取する。		有	表現の適正化				
14 アンカー工	施工	必須	モルタルのフロー値試験	JIS R 5201	設計図書による。	練りませ開始前に試験は2回行い、その平均値をフロー値とする。			17 アンカー工	施工	必須	モルタルのフロー値試験	JIS R 5201	JSCE-F 521-2018	10～18秒 Pロート（グラウンドアンカー設計施工マニュアルに合わせる）				有	試験基準の記載に伴う			
15 補強土壁工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm： 砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径>53mm： 舗装調査・試験法便覧 [4]-185 突砂法	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは90%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法）。ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法（例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合）に適用する。または、設計図書による。	500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。 【締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上		18 補強土壁工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm： 砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径>53mm： 舗装調査・試験法便覧 [4]-256 突砂法	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは90%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法）。または、設計図書による。	500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。 【締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上		有	試験基準の記載に伴う 諸基準の改定に伴う修正				
15 補強土壁工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の97%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは92%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法）。ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法（例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合）に適用する。または、設計図書による。	路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満：5点 ・500m2以上1000m2未満：10点 ・1000m2以上2000m2未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。 ・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。 【締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上		18 補強土壁工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは90%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法）。または、設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満：5点 ・500m2以上1000m2未満：10点 ・1000m2以上2000m2未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。 ・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。 【締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上		有	試験基準の記載に伴う 諸基準の改定に伴う修正				
16 吹付工	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	「コンクリートの耐久性向上対策（塩化物総量規制、アルカリ骨材反応抑制対策）（土木構造物）について」〔平成14年8月13日土木部長通知〕による				○	19 吹付工	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「コンクリートの耐久性向上対策（塩化物総量規制、アルカリ骨材反応抑制対策）（土木構造物）について」〔平成14年8月13日土木部長通知〕による	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。				有	諸基準類の改定に伴う				

新旧対照表

現行（平成28年版）								改定（令和3年版）								改定			
品質管理基準及び規格値								品質管理基準及び規格値											
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による種別	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による種別	有無	改定理由
16 吹付工	材料	クその他コンクリート（JISマークを使用する場合は除く）	練混ぜ水の水質試験	回収水の場合：JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回／年以上及び水質が変わった場合。	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	19 吹付工	材料	クその他コンクリート（JISマークを使用する場合は除く）	練混ぜ水の水質試験	回収水の場合：JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回／年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回／日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	有	諸基準類の改定に伴う
16 吹付工	施工	その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上対策（塩化物総量規制、アルカリ骨材反応抑制対策）（土木構造物）について」〔平成14年8月13日土木部長通知〕による	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCC-502、503）または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。 （橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCC-502-2018、503-2018）または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。 （橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCC-502-2018、503-2018）または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。 （橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	○	19 吹付工	施工	その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上対策（塩化物総量規制、アルカリ骨材反応抑制対策）（土木構造物）について」〔平成14年8月13日土木部長通知〕による	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCC-502、503）または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。 （橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCC-502-2018、503-2018）または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。 （橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCC-502-2018、503-2018）または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。 （橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	○	有	諸基準類の改定に伴う

新旧対照表

現行（平成28年版）												改定（令和3年版）					改定		
品質管理基準及び規格値												品質管理基準及び規格値						改定理由	
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による種別	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による種別	有無	改定理由
16 吹付工	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規準 JSCE F561-2013	3本の強度の平均値が材令28日で設計強度以上とする。	吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切り取りキャッピングを行う。原則として1回に3本とする。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照。 ・材令28日強度については、公的機関での試験とする。ただし、これにより難しい場合は、監督職員等の立ち会いにより行うこと		19 吹付工	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準 JSCE F561-2013	3本の強度の平均値が材令28日で設計強度以上とする。	吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切り取りキャッピングを行う。原則として1回に3本とする。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照。 ・材令28日強度については、公的機関での試験とする。ただし、これにより難しい場合は、監督職員等の立ち会いにより行うこと		有	諸基準類の改定に伴う
17 現場吹付法枠工	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	「コンクリートの耐久性向上対策（塩化物総量規制、アルカリ骨材反応抑制対策）（土木構造物）について」〔平成14年8月13日土木部長通知〕による				○	20 現場吹付法枠工	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「コンクリートの耐久性向上対策（塩化物総量規制、アルカリ骨材反応抑制対策）（土木構造物）について」〔平成14年8月13日土木部長通知〕による		骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○	有	諸基準類の改定に伴う
17 現場吹付法枠工	材料	クその他（JISマークを使用された場合は除く）	練混ぜ水の水質試験	回収水の場合：JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	20 現場吹付法枠工	材料	クその他（JISマークを使用された場合は除く）	練混ぜ水の水質試験	回収水の場合：JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	有	諸基準類の改定に伴う
17 現場吹付法枠工	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規準 JSCE F561-2013	設計図書による	1回6本 吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本（σ7…3本、σ28…3本、）とする。	・参考値：18N/mm ² 以上（材令28日） ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照 ・材令28日強度については、公的機関での試験とする。ただし、これにより難しい場合は、監督職員等の立ち会いにより行うこと		20 現場吹付法枠工	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準 JSCE F561-2013	設計図書による	1回6本 吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本（σ7…3本、σ28…3本、）とする。	・参考値：18N/mm ² 以上（材令28日） ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照 ・材令28日強度については、公的機関での試験とする。ただし、これにより難しい場合は、監督職員等の立ち会いにより行うこと		有	諸基準類の改定に伴う

新旧対照表

現行 (平成28年版)												改定 (令和3年版)					改定		
品質管理基準及び規格値												品質管理基準及び規格値							
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確	有無	改定理由
17	現場吹付法枠工	施工	その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上対策 (塩化物総量規制, アルカリ骨材反応抑制対策) (土木構造物) について」 [平成14年8月13日土木部長通知] による		・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502, 503) または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種については、スランブ試験の項目を参照		20	現場吹付法枠工	施工	その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上対策 (塩化物総量規制, アルカリ骨材反応抑制対策) (土木構造物) について」 [平成14年8月13日土木部長通知] による		・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2018, 503-2018) または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種については、スランブ試験の項目を参照		有	諸基準類の改定に伴う
18	河川土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm: 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径>53mm: 舗装調査・試験法便覧 [4]-185 突砂法	最大乾燥密度の90%以上、ただし、上記により難い場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土 (25%≦75μmふるい通過分<50%)】 空気間隙率VaがVa≦15% 【粘性土 (50%≦75μmふるい通過分)】 飽和度Srが85%≦Sr≦95% または空気間隙率Vaが2%≦Va≦10% または、設計図書による。	築堤は、1,000m3に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	21	河川土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm: 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径>53mm: 舗装調査・試験法便覧 [4]-256 突砂法	最大乾燥密度の90%以上、ただし、上記により難い場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土 (25%≦75μmふるい通過分<50%)】 空気間隙率VaがVa≦15% 【粘性土 (50%≦75μmふるい通過分)】 飽和度Srが85%≦Sr≦95% または空気間隙率Vaが2%≦Va≦10% または、設計図書による。	築堤は、1,000m3に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	有	諸基準類の改定に伴う
18	河川土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	または、「RI計器を用いた盛土の締め管理要領(案)」による。	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上。 ただし、上記により難い場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土 (25%≦75μmふるい通過分<50%)】 空気間隙率VaがVa≦15% 【粘性土 (50%≦75μmふるい通過分)】 飽和度Srが85%≦Sr≦95% または空気間隙率Vaが2%≦Va≦10% または、設計図書による。	築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満: 5点 ・500m2以上1000m2未満: 10点 ・1000m2以上2000m2未満: 15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	21	河川土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	または、「RI計器を用いた盛土の締め管理要領(案)」による。	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上。 ただし、上記により難い場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土 (25%≦75μmふるい通過分<50%)】 空気間隙率VaがVa≦15% 【粘性土 (50%≦75μmふるい通過分)】 飽和度Srが85%≦Sr≦95% または空気間隙率Vaが2%≦Va≦10% または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満: 5点 ・500m2以上1000m2未満: 10点 ・1000m2以上2000m2未満: 15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	有	諸基準類の改定に伴う
18	河川土工	施工	その他	コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-216	設計図書による。	トラフィカビリティが悪いとき。		21	河川土工	施工	その他	コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-273	設計図書による。	トラフィカビリティが悪いとき。		有	諸基準類の改定に伴う

新旧対照表

現行 (平成28年版)												改定 (令和3年版)											
品質管理基準及び規格値												品質管理基準及び規格値											
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による種	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による種	有無	改定理由				
19 海岸土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm: 砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径>53mm: 舗装調査・試験法便覧[4]-185 突砂法	最大乾燥密度の85%以上。 または設計図書に示された値。	築堤は、1,000m3に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		22 海岸土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm: 砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径>53mm: 舗装調査・試験法便覧[4]-256 突砂法	最大乾燥密度の85%以上。 または設計図書に示された値。	築堤は、1,000m3に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		有	諸基準類の改定に伴う				
19 海岸土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」による。	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。または、設計図書による。	築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満:5点 ・500m2以上1000m2未満:10点 ・1000m2以上2000m2未満:15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たして回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		22 海岸土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」による。	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満:5点 ・500m2以上1000m2未満:10点 ・1000m2以上2000m2未満:15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たして回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		有	諸基準類の改定に伴う				
19 海岸土工	施工	その他	土の含水比試験	最大粒径>53mm	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。			22 海岸土工	施工	その他	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。			有	誤記修正				
19 海岸土工	施工	その他	コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧[1]-216	設計図書による。	トラフィカビリティが悪いとき。			22 海岸土工	施工	その他	コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧[1]-273	設計図書による。	トラフィカビリティが悪いとき。			有	諸基準類の改定に伴う				
20 砂防土工	材料	必須	土の締固め試験		設計図書による。	当初及び土質の変化時。			23 砂防土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。			有	表現の適正化				
20 砂防土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm: 砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径>53mm: 舗装調査・試験法便覧[4]-185 突砂法	最大乾燥密度の85%以上。 または設計図書に示された値。	1,000m3に1回の割合、または設計図書による。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		23 砂防土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm: 砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径>53mm: 舗装調査・試験法便覧[4]-256 突砂法	最大乾燥密度の85%以上。 または設計図書に示された値。	1,000m3に1回の割合、または設計図書による。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		有	諸基準類の改定に伴う				

新旧対照表

現行（平成28年版）								改定（令和3年版）								改定			
品質管理基準及び規格値								品質管理基準及び規格値											
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確	有無	改定理由
20	砂防土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	または、「R1計器を用いた盛土の締め管理要領（案）」による。	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。または、設計図書による。	1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満：5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満：10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	23	砂防土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	または、「R1計器を用いた盛土の締め管理要領（案）」による。	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。または、設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満：5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満：10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	有	諸基準類の改定に伴う
21	道路土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm： 砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径>53mm： 舗装調査・試験法便覧 [4]-185 突砂法	【砂質土】 ・路体：次の密度への締めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上（締め試験（JIS A 1210）A・B法） ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上（締め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは90%以上（締め試験（JIS A 1210）C・D・E法）。ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締めエネルギーの大きな転圧方法（例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合）に適用する。 【粘性土】 ・路体：自然含水比またはトラフィックビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≦Va≦10%または飽和度Srが85%≦Sr≦95%。 ・路床及び構造物取付け部：トラフィックビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≦Va≦8%。ただし、締め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。その他、設計図書による。	路体の場合、1,000m ³ につき1回の割合で行う。ただし、5,000m ³ 未満の工事は、1工事当たり3回以上。路床及び構造物取付け部の場合、500m ³ につき1回の割合で行う。ただし、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	24	道路土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm： 砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径>53mm： 舗装調査・試験法便覧 [4]-256 突砂法	路体の場合、1,000m ³ につき1回の割合で行う。ただし、5,000m ³ 未満の工事は、1工事当たり3回以上。路床及び構造物取付け部の場合、500m ³ につき1回の割合で行う。ただし、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	【砂質土】 ・路体：次の密度への締めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上（締め試験（JIS A 1210）A・B法） ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上（締め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは90%以上（締め試験（JIS A 1210）C・D・E法）。 【粘性土】 ・路体：自然含水比またはトラフィックビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≦Va≦10%または飽和度Srが85%≦Sr≦95%。 ・路床及び構造物取付け部：トラフィックビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≦Va≦8%。ただし、締め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。その他、設計図書による。	有	試験基準の記載に伴う諸基準の改定に伴う修正		

新旧対照表

現行（平成28年版）													改定（令和3年版）					改定	
品質管理基準及び規格値													品質管理基準及び規格値						改定理由
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確	有無	改定理由
21 道路土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」	【砂質土】 ・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の92%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは92%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法）。ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法（例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合）に適用する。 【粘性土】 ・路体、路床及び構造物取付け部：自然含水比またはトラフィカビリティーが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率の平均値が8%以下。ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 または、設計図書による。	路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合は、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満：5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満：10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		24 道路土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」	【砂質土】 ・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは90%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法）。 【粘性土】 ・路体：自然含水比またはトラフィカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≦Va≦10%または飽和度Srが85%≦Sr≦95%。 ・路床及び構造物取付け部：トラフィカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≦Va≦8%。 ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 その他、設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合は、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満：5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満：10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		有	試験基準の記載に伴う諸基準の改定に伴う修正
21 道路土工	施工	必須	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210		路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。ただし、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。		24 道路土工	施工	必須	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-288		路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。ただし、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。		有	諸基準類の改定に伴う
21 道路土工	施工	その他	コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-216	設計図書による。	必要に応じて実施。（例）トラフィカビリティーが悪い時			24 道路土工	施工	その他	コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-273	設計図書による。	必要に応じて実施。（例）トラフィカビリティーが悪い時			有	諸基準類の改定に伴う
21 道路土工	施工	その他	たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-227 (ベンゲルマンビーム)	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施			24 道路土工	施工	その他	たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-284 (ベンゲルマンビーム)	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施			有	諸基準類の改定に伴う
23 コンクリートダム	材料	必須	アルカリ骨材反応		「コンクリートの耐久性向上対策（塩化物総量規制、アルカリ骨材反応抑制対策）（土木構造物について）」[平成14年8月13日土木部長通知]による				26 コンクリートダム	材料	必須	アルカリ骨材反応抑制対策		「コンクリートの耐久性向上対策（塩化物総量規制、アルカリ骨材反応抑制対策）（土木構造物について）」[平成14年8月13日土木部長通知]による	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。			有	諸基準類の改定に伴う

新旧対照表

現行（平成28年版）								改定（令和3年版）								改定			
品質管理基準及び規格値								品質管理基準及び規格値											
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による種別	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による種別	有無	改定理由
23	コンクリートダム	トコ料（ヘク）クリートを使用表示された場合は除く）	その他	粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下	工事開始前、工事中1回／年以上及び産地が変わった場合。	○										有	項目削除（JISの改正に伴う）
23	コンクリートダム	トコ料（ヘク）クリートを使用表示された場合は除く）	その他	練混ぜ水の水質試験	回収水の場合：JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回／年以上及び水質が変わった場合。	○	26	コンクリートダム	トコ料（ヘク）クリートを使用表示された場合は除く）	その他	練混ぜ水の水質試験	回収水の場合：JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回／年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回／日	○	有	諸基準類の改定に伴う
23	コンクリートダム	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上対策（塩化物総量規制、アルカリ骨材反応抑制対策）（土木構造物）について」〔平成14年8月13日土木部長通知〕による	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」〔JSCE-C502, 503〕または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。 （橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」〔JSCE-C502-2018, 503-2018〕または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。 （橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	26	コンクリートダム	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上対策（塩化物総量規制、アルカリ骨材反応抑制対策）（土木構造物）について」〔平成14年8月13日土木部長通知〕による	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」〔JSCE-C502-2018, 503-2018〕または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。 （橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	有	諸基準類の改定に伴う			

新旧対照表

現行（平成28年版）								改定（令和3年版）								改定			
品質管理基準及び規格値								品質管理基準及び規格値											
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績等による種別	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績等による種別	有無	改定理由
24	覆工コンクリート (NATM)	トコ材料（JISマーク）を使用表示された場合は除く	必須	アルカリ骨材反応対策	「コンクリートの耐久性向上対策（塩化物総量規制、アルカリ骨材反応抑制対策）（土木構造物）について」〔平成14年8月13日土木部長通知〕による			○	27	覆工コンクリート (NATM)	トコ材料（JISマーク）を使用表示された場合は除く	必須	アルカリ骨材反応抑制対策	「コンクリートの耐久性向上対策（塩化物総量規制、アルカリ骨材反応抑制対策）（土木構造物）について」〔平成14年8月13日土木部長通知〕による	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○	有	諸基準類の改定に伴う
24	覆工コンクリート (NATM)	トコ材料（JISマーク）を使用表示された場合は除く	その他	練混ぜ水の水質試験	回収水の場合：JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	○	27	覆工コンクリート (NATM)	トコ材料（JISマーク）を使用表示された場合は除く	その他	練混ぜ水の水質試験	回収水の場合：JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	○	有	諸基準類の改定に伴う
25	吹付けコンクリート (NATM)	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	「コンクリートの耐久性向上対策（塩化物総量規制、アルカリ骨材反応抑制対策）（土木構造物）について」〔平成14年8月13日土木部長通知〕による			○	28	吹付けコンクリート (NATM)	材料	必須	アルカリ骨材反応抑制対策	「コンクリートの耐久性向上対策（塩化物総量規制、アルカリ骨材反応抑制対策）（土木構造物）について」〔平成14年8月13日土木部長通知〕による	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○	有	諸基準類の改定に伴う
25	吹付けコンクリート (NATM)	材料	クソその他	練混ぜ水の水質試験	回収水の場合：JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	○	28	吹付けコンクリート (NATM)	材料	クソその他	練混ぜ水の水質試験	回収水の場合：JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	○	有	諸基準類の改定に伴う

新旧対照表

現行（平成28年版）								改定（令和3年版）								改定			
品質管理基準及び規格値								品質管理基準及び規格値											
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確	有無	改定理由
25	吹付けコンクリート (NATM)	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規程 JSCE F561-2013	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	トンネル施工長40m毎に1回 材齢7日、28日 (2×3=6供試体) なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリートを吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本 (σ7…3本、σ28…3本、) とする。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502, 503) または設計図書の規定により行う。 材令28日強度については、公的機関での試験とする。ただし、これにより難い場合は、監督職員等の立ち会いにより行うこと。	28	吹付けコンクリート (NATM)	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規程 JSCE F561-2013	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	トンネル施工長40m毎に1回 材齢7日、28日 (2×3=6供試体) なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリートを吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本 (σ7…3本、σ28…3本、) とする。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2018, 503-2018) または設計図書の規定により行う。	有	諸基準類の改定に伴う
									28	吹付けコンクリート (NATM)	施工	必須	吹付けコンクリートの初期強度(引抜きせん断強度)	引抜き方法による吹付けコンクリートの初期強度試験方法 (JSCE-G561-2010)	1日強度で5N/mm ² 以上	トンネル施工長40mごとに1回	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2018, 503-2018) または設計図書の規定により行う。	有	新規追加
27	路上再生路盤工	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	修正CBR20%以上	施工前、材料変更時		30	路上再生路盤工	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	修正CBR20%以上	施工前、材料変更時		有	諸基準類の改定に伴う
27	路上再生路盤工	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-185 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	基準密度の93%以上。 X10 95.5%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・縮固め度は、個々の測定値が基準密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・縮固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m ² を超える場合は、10,000m ² 以下を1ロットとし、1ロットあたり10個 (10孔) で測定する。 (例) 3,001~10,000m ² : 10個 10,001m ² 以上の場合、10,000m ² 毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m ² の場合: 6,000m ² /1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000m ² 以下の場合 (維持工事を除く) は、1工事あたり3個 (3孔) 以上で測定する。		30	路上再生路盤工	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-256 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	基準密度の93%以上。 X10 95.5%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・縮固め度は、孔々の測定値が基準密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・縮固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m ² を超える場合は、10,000m ² 以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001~10,000m ² : 10孔 10,001m ² 以上の場合、10,000m ² 毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m ² の場合: 6,000m ² /1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000m ² 以下の場合 (維持工事を除く) は、1工事あたり3孔以上で測定する。	有	諸基準類の改定に伴う	
27	路上再生路盤工	施工	必須	土の一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	設計図書による。	当初及び材料の変化時		30	路上再生路盤工	施工	必須	土の一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-133	設計図書による。	当初及び材料の変化時		有	諸基準類の改定に伴う

新旧対照表

現行（平成28年版）								改定（令和3年版）								改定			
品質管理基準及び規格値								品質管理基準及び規格値											
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績等による確	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績等による確	有無	改定理由
27	路 上再生 路盤工	施工	必須	CAEの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-69	設計図書による。	当初及び材料の変化時	CAEの一軸圧縮試験とは、路上再生アスファルト乳剤安定処理路盤材料の一軸圧縮試験を指す。	30	路 上再生 路盤工	施工	必須	CAEの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-135	設計図書による。	当初及び材料の変化時	CAEの一軸圧縮試験とは、路上再生アスファルト乳剤安定処理路盤材料の一軸圧縮試験を指す。	有	諸基準類の改定に伴う
28	路 上表層 再生工	材料	必須	既設表層混合物の密度試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-91		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	31	路 上表層 再生工	材料	必須	既設表層混合物の密度試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-218		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	有	諸基準類の改定に伴う
28	路 上表層 再生工	材料	必須	既設表層混合物の最大比重試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-229		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	31	路 上表層 再生工	材料	必須	既設表層混合物の最大比重試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-309		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	有	諸基準類の改定に伴う
28	路 上表層 再生工	材料	必須	既設表層混合物のアスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	31	路 上表層 再生工	材料	必須	既設表層混合物のアスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-318		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	有	諸基準類の改定に伴う
28	路 上表層 再生工	材料	必須	既設表層混合物のふるい分け試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-14		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	31	路 上表層 再生工	材料	必須	既設表層混合物のふるい分け試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-16		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	有	諸基準類の改定に伴う
28	路 上表層 再生工	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-91	基準密度の96%以上 X10 98%以上 X6 98%以上 X3 98.5%以上	・縮固め度は、個々の測定値が基準密度の96%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・縮固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m ² を超える場合は、10,000m ² 以下を1ロットとし、1ロットあたり10個（10孔）で測定する。 （例） 3,001～10,000.2：10個 10,001m ² 以上の場合、10,000m ² 毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m ² の場合：6,000m ² /1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000m ² 以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3個（3孔）以上で測定する。	空隙率による管理でもよい。	31	路 上表層 再生工	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-218	基準密度の96%以上 X10 98%以上 X6 98%以上 X3 98.5%以上	・縮固め度は、孔々の測定値が基準密度の96%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・縮固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m ² を超える場合は、10,000m ² 以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 （例） 3,001～10,000.2：10孔 10,001m ² 以上の場合、10,000m ² 毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m ² の場合：6,000m ² /1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000m ² 以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3孔以上で測定する。	有	実態に合わせ修正	
28	路 上表層 再生工	施工	その他	粒度（2.36mmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい：±12%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。	31	路 上表層 再生工	施工	その他	粒度（2.36mmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい：±12%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。	有	諸基準類の改定に伴う
28	路 上表層 再生工	施工	その他	粒度（75μmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい：±5%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。	31	路 上表層 再生工	施工	その他	粒度（75μmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい：±5%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。	有	諸基準類の改定に伴う

新旧対照表

現行（平成28年版）												改定（令和3年版）												改定
品質管理基準及び規格値												品質管理基準及び規格値												
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績等による確	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績等による確	有無	改定理由					
28 路上表層再生工	施工	その他	アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量：±0.9%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。		31 路上表層再生工	施工	その他	アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	アスファルト量：±0.9%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。		有	諸基準類の改定に伴う					
29 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必須	粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-45	細長、あるいは扁平な石片：10%以下	施工前、材料変更時		○	32 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必須	粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-51	細長、あるいは扁平な石片：10%以下	施工前、材料変更時		○	有	諸基準類の改定に伴う					
29 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	その他	ファイラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-65	50%以下	施工前、材料変更時		○	32 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	その他	ファイラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-83	50%以下	施工前、材料変更時		○	有	諸基準類の改定に伴う					
29 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	その他	製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-77	水浸膨張比：2.0%以下	施工前、材料変更時		○	32 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	その他	製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-94	水浸膨張比：2.0%以下	施工前、材料変更時		○	有	諸基準類の改定に伴う					
29 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	その他	粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下	施工前、材料変更時		○										有	項目削除(JISの改正に伴う)					
29 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	その他	タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-244	タフネス：20N・m	施工前、材料変更時		○	32 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	その他	タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-289	タフネス：20N・m	施工前、材料変更時		○	有	諸基準類の改定に伴う					
29 排水性舗装工・透水性舗装工	ブランド	必須	粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい：±12%以内 基準粒度	定期的または随時。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回/日		○	32 排水性舗装工・透水性舗装工	ブランド	必須	粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい：±12%以内 基準粒度	定期的または随時。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回/日		○	有	諸基準類の改定に伴う					
29 排水性舗装工・透水性舗装工	ブランド	必須	粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい：±5%以内 基準粒度	定期的または随時。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回/日		○	32 排水性舗装工・透水性舗装工	ブランド	必須	粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい：±5%以内 基準粒度	定期的または随時。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回/日		○	有	諸基準類の改定に伴う					
29 排水性舗装工・透水性舗装工	ブランド	必須	アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量：±0.9%以内	定期的または随時。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回/日		○	32 排水性舗装工・透水性舗装工	ブランド	必須	アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	アスファルト量：±0.9%以内	定期的または随時。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回/日		○	有	諸基準類の改定に伴う					
29 排水性舗装工・透水性舗装工	ブランド	その他	水浸ホイールトラック試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-57	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○	32 排水性舗装工・透水性舗装工	ブランド	その他	水浸ホイールトラック試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-65	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○	有	諸基準類の改定に伴う					
29 排水性舗装工・透水性舗装工	ブランド	その他	ホイールトラック試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-39	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐流動性の確認	○	32 排水性舗装工・透水性舗装工	ブランド	その他	ホイールトラック試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-44	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐流動性の確認	○	有	諸基準類の改定に伴う					
29 排水性舗装工・透水性舗装工	ブランド	その他	ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-17	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐摩耗性の確認	○	32 排水性舗装工・透水性舗装工	ブランド	その他	ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-18	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐摩耗性の確認	○	有	諸基準類の改定に伴う					
29 排水性舗装工・透水性舗装工	ブランド	その他	カンタプロ試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-111	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の骨材飛散抵抗性の確認	○	32 排水性舗装工・透水性舗装工	ブランド	その他	カンタプロ試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-110	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の骨材飛散抵抗性の確認	○	有	諸基準類の改定に伴う					
29 排水性舗装工・透水性舗装工	舗設現場	必須	現場透水試験	舗装調査・試験法便覧 [1]-122	X ₁₀ 1,000mL/15sec以上 X ₁₀ 300mL/15sec以上 (歩道箇所)	1,000m2ごと。			32 排水性舗装工・透水性舗装工	舗設現場	必須	現場透水試験	舗装調査・試験法便覧 [1]-154	X ₁₀ 1,000mL/15sec以上 X ₁₀ 300mL/15sec以上 (歩道箇所)	1,000m2ごと。			有	諸基準類の改定に伴う					

新旧対照表

現行（平成28年版）												改定（令和3年版）												改定	
品質管理基準及び規格値												品質管理基準及び規格値													
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確	有無	改定理由						
29	排水性舗装工・透水性舗装工	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-97	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 歩道箇所：設計図書による	・ 締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・ 締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・ 1工事あたり3,000m ² を超える場合は、10,000m ² 以下を1ロットとし、1ロットあたり10個（10孔）で測定する。 (例) 3,001～10,000m ² ：10個 10,001m ² 以上の場合、10,000m ² 毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m ² の場合：6,000m ² /1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000m ² 以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3個（3孔）以上で測定する。	/	32	排水性舗装工・透水性舗装工	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-224	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 歩道箇所：設計図書による	・ 締固め度は、孔々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・ 締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・ 1工事あたり3,000m ² を超える場合は、10,000m ² 以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001～10,000m ² ：10孔 10,001m ² 以上の場合、10,000m ² 毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m ² の場合：6,000m ² /1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000m ² 以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3孔以上で測定する。	/	有	諸基準類の改定に伴う						
30	プラント再生舗装工	材料	必須	再生骨材アスファルト抽出後の骨材粒度	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	再生骨材使用量500tごとに1回。	/	○	33	プラント再生舗装工	材料	必須	再生骨材アスファルト抽出後の骨材粒度	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	再生骨材使用量500tごとに1回。	/	○	有	諸基準類の改定に伴う						
30	プラント再生舗装工	材料	必須	再生骨材旧アスファルト含有量	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	3.8%以上	再生骨材使用量500tごとに1回。	○	33	プラント再生舗装工	材料	必須	再生骨材旧アスファルト含有量	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	3.8%以上	再生骨材使用量500tごとに1回。	/	○	有	諸基準類の改定に伴う					
30	プラント再生舗装工	プラント	必須	粒度（2.36mmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい：±12%以内 再アス処理の場合、2.36mm：±15%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。	抽出ふるい分け試験の場合：1～2回/日 定期的または随時。 印字記録の場合：全数	○	33	プラント再生舗装工	プラント	必須	粒度（2.36mmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい：±12%以内 再アス処理の場合、2.36mm：±15%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。	抽出ふるい分け試験の場合：1～2回/日 定期的または随時。 印字記録の場合：全数	/	○	有	諸基準類の改定に伴う					
30	プラント再生舗装工	プラント	必須	粒度（75μmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい：±5%以内 再アス処理の場合、75μm：±6%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。	抽出ふるい分け試験の場合：1～2回/日 定期的または随時。 印字記録の場合：全数	○	33	プラント再生舗装工	プラント	必須	粒度（75μmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい：±5%以内 再アス処理の場合、75μm：±6%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。	抽出ふるい分け試験の場合：1～2回/日 定期的または随時。 印字記録の場合：全数	/	○	有	諸基準類の改定に伴う					
30	プラント再生舗装工	プラント	必須	再生アスファルト量	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量：±0.9%以内 再アス処理の場合、アスファルト量：±1.2%以内 印字記録による場合は舗装再生便覧表-2.9.5による。	抽出ふるい分け試験の場合：1～2回/日 定期的または随時。 印字記録の場合：全数	○	33	プラント再生舗装工	プラント	必須	再生アスファルト量	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	アスファルト量：±0.9%以内 再アス処理の場合、アスファルト量：±1.2%以内 印字記録による場合は舗装再生便覧表-2.9.5による。	抽出ふるい分け試験の場合：1～2回/日 定期的または随時。 印字記録の場合：全数	/	○	有	諸基準類の改定に伴う					

新旧対照表

現行 (平成28年版)												改定 (令和3年版)												改定
品質管理基準及び規格値												品質管理基準及び規格値												
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確	有無	改定理由					
30	プラント再生舗装工	プラント	その他	水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-57	設計図書による。	同左	○	33	プラント再生舗装工	プラント	その他	水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-65	設計図書による。	同左	○	有	諸基準類の改定に伴う					
30	プラント再生舗装工	プラント	その他	ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-39	設計図書による。	同左	○	33	プラント再生舗装工	プラント	その他	ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-44	設計図書による。	同左	○	有	諸基準類の改定に伴う					
30	プラント再生舗装工	プラント	その他	ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-17	設計図書による。	同左	○	33	プラント再生舗装工	プラント	その他	ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-18	設計図書による。	同左	○	有	諸基準類の改定に伴う					
30	プラント再生舗装工	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-91	<p>基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上</p> <p>再アス処理の場合、基準密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上</p> <p>・縮固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上（再アス処理の場合は基準密度の93%以上）を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・縮固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m²を超える場合は、10,000m²以下を1ロットとし、1ロットあたり10個（10孔）で測定する。 (例) 3,001~10,000m²：10個 10,001m²以上の場合、10,000m²毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m²の場合：6,000m²/1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000m²以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3個（3孔）以上で測定する。</p>	○	33	プラント再生舗装工	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-218	<p>基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上</p> <p>再アス処理の場合、基準密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上</p> <p>・縮固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m²を超える場合は、10,000m²以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001~10,000m²：10孔 10,001m²以上の場合、10,000m²毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m²の場合：6,000m²/1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000m²以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3孔以上で測定する。</p>	○	有	実態に合わせて修正							
32	ガス切断工	施工	必須	表面粗さ	目視	主要部材の最大表面粗さ50μm以下 二次部材の最大表面粗さ100μm以下（ただし、切削による場合は50μm以下）	最大表面粗さとは、JIS B 0601 (2001) に規定する最大高さ粗さRZとする。	○	35	ガス切断工	施工	必須	表面粗さ	目視	主要部材の最大表面粗さ50μm以下 二次部材の最大表面粗さ100μm以下（ただし、切削による場合は50μm以下）	最大表面粗さとは、JIS B 0601 (2013) に規定する最大高さ粗さRZとする。	○	有	表現の適正化					
33	溶接工	施工	必須	引張試験：開先溶接	JIS Z 2241	引張強さが母材の規格値以上。	試験片の形状：JIS Z 3121 1号 試験片の個数：2	○	36	溶接工	施工	必須	引張試験：開先溶接	JIS Z 2241	引張強さが母材の規格値以上。	試験片の形状：JIS Z 3121 1号 試験片の個数：2	試験片の形状：JIS Z 3121 1号 試験片の個数：2	○	有	諸基準類の改定に伴う				

新旧対照表

現行（平成28年版）								改定（令和3年版）								改定			
品質管理基準及び規格値								品質管理基準及び規格値											
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による種	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による種	有無	改定理由
33 溶接工	施工	必須	型曲げ試験（19mm未満裏曲げ）（19mm以上側曲げ）：開先溶接	JIS Z 3122	亀裂が生じてはならない。ただし、亀裂の発生原因がブローホールまたはスラグ巻き込みであることが確認され、かつ、亀裂の長さが3mm以下の場合には許容するものとする。	試験片の形状：JIS Z 3122 試験片の個数：2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋編18.4.4溶接施工法図-18.4.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○	36 溶接工	施工	必須	型曲げ試験（19mm未満裏曲げ）（19mm以上側曲げ）：開先溶接	JIS Z 3122	亀裂が生じてはならない。ただし、亀裂の発生原因がブローホールまたはスラグ巻き込みであることが確認され、かつ、亀裂の長さが3mm以下の場合には許容するものとする。	試験片の形状：JIS Z 3122 試験片の個数：2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○	有	諸基準類の改定に伴う
33 溶接工	施工	必須	衝撃試験：開先溶接	JIS Z 2242	溶接金属及び溶接熱影響部で母材の要求値以上（それぞれの3個の平均値）。	試験片の形状：JIS Z 2242 Vノッチ 試験片の採取位置：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.2衝撃試験片 試験片の個数：各部位につき3	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋編18.4.4溶接施工法図-18.4.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○	36 溶接工	施工	必須	衝撃試験：開先溶接	JIS Z 2242	溶接金属及び溶接熱影響部で母材の要求値以上（それぞれの3個の平均値）。	試験片の形状：JIS Z 2242 Vノッチ 試験片の採取位置：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.2衝撃試験片 試験片の個数：各部位につき3	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○	有	諸基準類の改定に伴う
33 溶接工	施工	必須	マクロ試験：開先溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があつてはならない。	試験片の個数：1	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋編18.4.4溶接施工法図-18.4.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○	36 溶接工	施工	必須	マクロ試験：開先溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があつてはならない。	試験片の個数：1	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○	有	諸基準類の改定に伴う

新旧対照表

現行（平成28年版） 品質管理基準及び規格値								改定（令和3年版） 品質管理基準及び規格値								改定			
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確	有無	改定理由
33 溶接工	施工	必須	非破壊試験：開先溶接	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編20.8.6外部さず検査20.8.7内部さず検査の規定による	同左	試験片の個数：試験片継手全長	<ul style="list-style-type: none"> ・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋編18.4.4溶接施工法図-18.4.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。 <p>(非破壊試験を行う者の資格)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305（非破壊試験一技術者の資格及び認証）に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。 ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。 	○	36 溶接工	施工	必須	非破壊試験：開先溶接	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編20.8.6外部さず検査20.8.7内部さず検査の規定による	同左	試験片の個数：試験片継手全長	<ul style="list-style-type: none"> ・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。 <p>(非破壊試験を行う者の資格)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305（非破壊試験一技術者の資格及び認証）に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。 ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。 	○	有	諸基準類の改定に伴う

新旧対照表

現行（平成28年版）								改定（令和3年版）								改定			
品質管理基準及び規格値								品質管理基準及び規格値											
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	有無	改定理由
33 溶接工	施工	必須	突合せ溶接継手の内部欠陥に対する検査	JIS Z 3104 JIS Z 3060	試験で検出されたいさず寸法は、設計上許容される寸法以下でなければならない。ただし、寸法によらず表面に開口した割れ等の面状きずはあつてはならない。なお、放射線透過試験による場合において、板厚が25mm以下の試験の結果については、以下を満たす場合には合格としてよい。 ・引張応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す2類以上とする。 ・圧縮応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す3類以上とする。	放射線透過試験の場合はJIS Z 3104による。 超音波探傷試験（手探傷）の場合はJIS Z 3060による。 （非破壊試験を行う者の資格） ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。	○	36 溶接工	施工	必須	突合せ溶接継手の内部欠陥に対する検査	JIS Z 3104 JIS Z 3060	試験で検出されたいさず寸法は、設計上許容される寸法以下でなければならない。ただし、寸法によらず表面に開口した割れ等の面状きずはあつてはならない。なお、放射線透過試験による場合において、板厚が25mm以下の試験の結果については、以下を満たす場合には合格としてよい。 ・引張応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す2類以上とする。 ・圧縮応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す3類以上とする。	放射線透過試験の場合はJIS Z 3104による。 超音波探傷試験（手探傷）の場合はJIS Z 3060による。 （非破壊試験を行う者の資格） ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。	○	有	諸基準類の改定に伴う		
33 溶接工	施工	必須	外観検査（割れ）	・目視	あつてはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。目視は全延長実施する。ただし、疑わしい場合は、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を用いる	磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305（非破壊試験—技術者の資格及び認証）に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。		36 溶接工	施工	必須	外観検査（割れ）	・目視	あつてはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。ただし、判定が困難な場合は、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を用いる	磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305（非破壊試験—技術者の資格及び認証）に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。		有	諸基準類の改定に伴う
33 溶接工	施工	必須	外観形状検査（アンダーカット）	・目視及びノギス等による計測	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.6外部きず検査の規定による。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編 表-解18.4.4に各継手の強度等級を満たすうえでのアンダーカットの許容値が示されている。表-解18.4.4に示されていない継手のアンダーカットの許容値は、「鋼道路橋の疲労設計指針H14.3」が参考になる。		36 溶接工	施工	必須	外観形状検査（アンダーカット）	・目視及びノギス等による計測	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.6外部きず検査の規定による。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4及び表-解20.8.5に各継手の強度等級を満たすうえでのアンダーカットの許容値が示されている。表-解20.8.4及び表-解20.8.5に示されていない継手のアンダーカットの許容値は、「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編8.3.2継手の強度等級に示されている。		有	諸基準類の改定に伴う

新旧対照表

現行 (平成28年版)								改定 (令和3年版)								改定				
品質管理基準及び規格値								品質管理基準及び規格値												
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確	有無	改定理由	
33 溶接工	施工	必須	外観形状検査 (アークスタッド)	・目視及びノギス等による計測	・余盛り形状の不整：余盛りは全周にわたり包圍してはならない。なお、余盛りは高さ1mm、幅0.5mm以上 ・クラック及びスラグ巻込み：あつてはならない。 ・アンダーカット：すどい切欠状のアンダーカットがあつてはならない。ただし、グラインダー仕上げ量が0.5mm以内に納まるものは仕上げて合格とする。 ・スタッドジベルの仕上り高さ：(設計値±2mm)を超えてはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。			36 溶接工	施工	必須	外観形状検査 (アークスタッド)	・目視及びノギス等による計測	・余盛り形状の不整：余盛りは全周にわたり包圍してはならない。なお、余盛りは高さ1mm、幅0.5mm以上 ・割れ及びスラグ巻込み：あつてはならない。 ・アンダーカット：鋭い切欠状のアンダーカットがあつてはならない。ただし、グラインダー仕上げ量が0.5mm以内に納まるものは仕上げて合格とする。 ・スタッドジベルの仕上り高さ：(設計値±2mm)を超えてはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。			有	諸基準類の改定に伴う	
									37 中層混合処理	材料	必須	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。			有	新規追加
									37 中層混合処理	材料	必須	土の湿潤密度試験	JIS G 0191	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。			有	新規追加
									37 中層混合処理	材料	必須	テーブルロー試験	JIS R 5201	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。			有	新規追加

新旧対照表

現行（平成28年版）								改定（令和3年版）								改定				
品質管理基準及び規格値								品質管理基準及び規格値												
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確	有無	改定理由	
								37 中層混合処理 ※全面改良の場合に適用。混合処理改良体（コラム）を造成する工法には適用しない		材料	必須	土の一軸圧縮試験（改良体の強度）	JIS A 1216	設計図書による。		当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。		有	新規追加
								37 中層混合処理 ※全面改良の場合に適用。混合処理改良体（コラム）を造成する工法には適用しない		材料	その他	土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。		土質の変化したとき必要に応じて実施する。			有	新規追加
								37 中層混合処理 ※全面改良の場合に適用。混合処理改良体（コラム）を造成する工法には適用しない		材料	その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。		土質の変化したとき必要に応じて実施する。			有	新規追加
								37 中層混合処理 ※全面改良の場合に適用。混合処理改良体（コラム）を造成する工法には適用しない		材料	その他	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。		土質の変化したとき必要に応じて実施する。			有	新規追加

新旧対照表

現行（平成28年版）								改定（令和3年版）								改定			
品質管理基準及び規格値								品質管理基準及び規格値											
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確	有無	改定理由
								37 中層混合処理 ※全面改良の場合に適用。 混合処理改良体（コラム）を造成する工法には適用しない		材料	その他	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	土質の変化したとき必要に応じて実施する。			有	新規追加
								37 中層混合処理 ※全面改良の場合に適用。 混合処理改良体（コラム）を造成する工法には適用しない		材料	その他	土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	土質の変化したとき必要に応じて実施する。			有	新規追加
								37 中層混合処理 ※全面改良の場合に適用。 混合処理改良体（コラム）を造成する工法には適用しない		材料	その他	土懸濁液のpH試験	JGS 0211	設計図書による。	有機質土の場合は必要に応じて実施する			有	新規追加
								37 中層混合処理 ※全面改良の場合に適用。 混合処理改良体（コラム）を造成する工法には適用しない		材料	その他	土の強熱減量試験	JGS 0221	設計図書による。	有機質土の場合は必要に応じて実施する			有	新規追加

新旧対照表

現行（平成28年版） 品質管理基準及び規格値								改定（令和3年版） 品質管理基準及び規格値								改定				
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確	有無	改定理由	
								37 中層混合処理 ※全面改良の場合に適用。 混合処理改良体（コラム）を造成する工法には適用しない	施工	必須		深度方向の品質確認（均質性）	試料採取器またはボーリングコアの目視確認	採取した試料のフェノールフタレイン反応試験による均質性の目視確認	1,000m3～4,000m3につき1回の割合で行う。 試料採取器またはボーリングコアで採取された改良体上、中、下において連続されて改良されていることをフェノールフタレイン反応試験により均質性を目視確認する。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。		1. 実施頻度は、監督職員との協議による。 2. ボーリング等により供試体を採取する。	有	新規追加	
								37 中層混合処理 ※全面改良の場合に適用。 混合処理改良体（コラム）を造成する工法には適用しない	施工	必須		土の一軸圧縮試験（改良体の強度）	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したものを	1,000m3～4,000m3につき1回の割合で行う。 試験は改良体について上、中、下それぞれ1供試体で1回とする。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。		実施頻度は、監督職員との協議による。	有	新規追加	
								38 鉄筋挿入工	材料	必須		品質検査（芯材・ナット・プレート等）	ミルシート	設計図書による。	材料入荷時			○	有	新規追加
								38 鉄筋挿入工	材料	必須		定着材のフロー値試験	JSCF-F521-2018	9～22秒	施工開始前1回および定着材の材料や配合変更時に実施。1回の試験は測定を2回行い、測定値の平均をフロー値とする。	定着材をセメントミルクまたはモルタルとする場合			有	新規追加
								38 鉄筋挿入工	材料	その他		外観検査（芯材・ナット・プレート等）	・目視 ・寸法計測	設計図書による。	材料入荷時				有	新規追加
								38 鉄筋挿入工	材料	必須		圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	施工開始前1回および施工日ごと1回（3本/回）	定着材をセメントミルクまたはモルタルとする場合			有	新規追加
								38 鉄筋挿入工	施工	必須		引き抜き試験	地山補強士法設計・施工マニュアル	設計図書による。	・施工全数量の3%かつ3本以上を標準とする。 ・載荷サイクルは1サイクルとする。			有	新規追加	
								38 鉄筋挿入工	施工	その他		適合性試験	地山補強士法設計・施工マニュアル	設計図書による。	・地層ごとに3本以上を標準とする。 ・載荷サイクルは多サイクルを原則とする。 ・初期荷重は、5.0kNもしくは計画最大荷重の0.1倍程度とする。			有	新規追加	

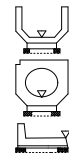
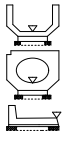
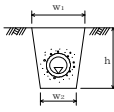
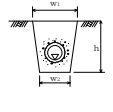
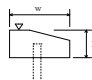
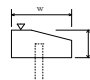
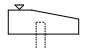

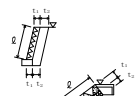
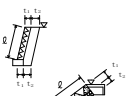
新旧対照表

現行 (平成28年版) 出来形管理基準及び規格値										改定案 (令和3年版) 出来形管理基準及び規格値										改定						
単位: mm										単位: mm										有無	改定理由					
編	章	節	条	技番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	技番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要					
1 共通編	2 土工	3 河川・ 海岸・ 砂防土 工	2		掘削工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。基準高は掘削部の両端で測定。 ただし、「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」(平成24年3月29日付け国技第347号、国総公第85号)の規定による場合は、設計図書に測点毎、基準高は掘削部の両端で測定。		1-2-3-2	1 共通編	2 土工	3 河川・ 海岸・ 砂防土 工	2	1	掘削工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 計測技術(断面管理の場合)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎、基準高は掘削部の両端で測定。		1-2-3-2	有	標記統一のため修正 有 諸基準類の改定に伴う			
						法長φ	φ<5m										-200	φ≧5m						法長-4%		
							φ≧5m										法長-4%									
1 共通編	2 土工	3 河川・ 海岸・ 砂防土 工	2		掘削工 (面管理の場合)	平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法面、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		1-2-3-2	1 共通編	2 土工	3 河川・ 海岸・ 砂防土 工	2	2	掘削工 (面管理の場合)	平場	標高較差	±50	±150	法面 (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±160	有	新規追加 有 諸基準類の改定に伴う
						平場	標高較差										±50	±150	法面 (小段含む)	水平または 標高較差		±70	±160			
						法面 (小段含む)	水平または 標高較差										±70	±160								
1 共通編	2 土工	3 河川・ 海岸・ 砂防土 工	2		掘削工 (水中部の場合)	平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)河川浚渫工事編」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、そのほか本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面の全面とし、すべての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。		1-2-3-3	1 共通編	2 土工	3 河川・ 海岸・ 砂防土 工	2	3	掘削工 (水中部の場合)	平場	標高較差	±50	±300	法面 (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±300	有	新規追加(H31国追加)
						平場	標高較差										±50	±300	法面 (小段含む)	水平または 標高較差		±70	±300			
						法面 (小段含む)	水平または 標高較差										±70	±300								
1 共通編	2 土工	3 河川・ 海岸・ 砂防土 工	3		盛土工	基準高▽	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。基準高は各法面で測定。 ただし、「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」(平成24年3月29日付け国技第347号、国総公第85号)の規定による場合は、設計図書の測点毎、基準高は各法面で測定。		1-2-3-3	1 共通編	2 土工	3 河川・ 海岸・ 砂防土 工	3	1	盛土工	基準高▽	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は各法面で測定。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 計測技術(断面管理の場合)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎、基準高は各法面で測定。		1-2-3-3	有	標記統一のため修正 有 諸基準類の改定に伴う			
						法長φ	φ<5m										-100	φ≧5m						法長-2%		
							φ≧5m										法長-2%									
						幅w ₁ , w ₂	-100																			

新旧対照表

現行（平成28年版） 出来形管理基準及び規格値														改定案（令和3年版） 出来形管理基準及び規格値														改定	
単位：mm														単位：mm														有無	改定理由
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	有無	改定理由						
3	2	3	8	2	路側防護柵工 (ガードケーブル)	幅w 高さh 延長L ケーブル取付高H	-30 -30 -100 +30 -20	1ヶ所/1基礎毎 1ヶ所/1施工箇所		3-2-3-8	3	2	3	8	2	路側防護柵工 (ガードケーブル)	幅w 高さh 延長L ケーブル取付高H	-30 -30 -100 +30 -20	1ヶ所/1基礎毎 1ヶ所/1施工箇所		3-2-3-8 ※ワイヤロープ式防護柵にも適用する	無							
3	2	3	16	2	PC押出し箱桁製作工	幅(上) w ₁ 幅(下) w ₂ 内空幅w _s 高さh ₁ 内空高さh ₂ 桁長φ	-5~+30 -5~+30 ±5 +10 -5 +10 -5 φ<15...±10 φ≧15...±(φ-5) かつ-30mm以内	桁全数について測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 第3編3-2-18-2床版工に準ずる。 φ：桁長(m)		3-2-3-16 注) 新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外)の鉄筋の配筋状況及びひかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びひかぶり測定要領」も併せて適用する	3	2	3	16	2	PC押出し箱桁製作工	幅(上) w ₁ 幅(下) w ₂ 内空幅w _s 高さh ₁ 内空高さh ₂ 桁長φ	-5~+30 -5~+30 ±5 +10 -5 +10 -5 φ<15...±10 φ≧15...±(φ-5) かつ-30mm以内	桁全数について測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編3-2-18-2床版工に準ずる。 φ：桁長(m)		3-2-3-16 注) 新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外)の鉄筋の配筋状況及びひかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びひかぶり測定要領」も併せて適用する	無							
3	2	3	24	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	据付け高さ 表面の凹凸 仕上げ高さ	±3 3 0~2	車道端部及び中央部の3点を測定。 表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下		3-2-3-24	3	2	3	24	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	据付け高さ 表面の凹凸 仕上げ高さ	±3 3 0~2	高さについては車道端部及び中央部の3点 表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下		3-2-3-24	無	表記統一のため修正 図表等の修正						
3	2	3	24	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガージョイント)	高さ 表面の凹凸 歯型板面の歯咬み合い部の高低差 歯咬み合い部の縦方向間隔W ₁ 歯咬み合い部の横方向間隔W ₂ 仕上げ高さ	±3 3 2 ±2 ±5 舗装面に対し0~2	高さについては車道端部、中央部において車線方向に各3点計9点 表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下 歯咬み合い部は車道端部、中央部の計3点		3-2-3-24	3	2	3	24	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガージョイント)	高さ 表面の凹凸 歯型板面の歯咬み合い部の高低差 歯咬み合い部の縦方向間隔W ₁ 歯咬み合い部の横方向間隔W ₂ 仕上げ高さ	±3 3 2 ±2 ±5 舗装面に対し0~2	高さについては車道端部、中央部において橋軸方向に各3点計9点 表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下 歯咬み合い部は車道端部、中央部の計3点		3-2-3-24	無	表記統一のため修正 表記統一のため修正						
3	2	3	24	3	伸縮装置工 (埋設型ジョイント)	表面の凹凸 仕上げ高さ	3 0~3	高さについては車道端部及び中央部の3点 表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下		3-2-3-24	3	2	3	24	3	伸縮装置工 (埋設型ジョイント)	表面の凹凸 仕上げ高さ	3 0~3	高さについては車道端部及び中央部の3点 表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下		3-2-3-24	有	新規追加 表記統一のため修正						

新旧対照表

現行（平成28年版） 出来形管理基準及び規格値														改定案（令和3年版） 出来形管理基準及び規格値														改定												
単位：mm														単位：mm														有無	改定理由											
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要																			
3	2	3	29	1	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝工) (自由勾配側溝) (管渠)	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-29	3	2	3	29	1	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝工) (自由勾配側溝) (管渠)	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 計測技術（断面管理の場合）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-3-29	有	諸基準類の改定に伴う																	
						延長L	-200	1ヶ所/1施工箇所									延長L	-200	1ヶ所/1施工箇所			有	諸基準類の改定に伴う																	
3	2	3	29	3	側溝工 (暗渠工)	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工につき2ヶ所。		3-2-3-29	3	2	3	29	3	側溝工 (暗渠工)	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工につき2ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 計測技術（断面管理の場合）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-3-29	無																		
						幅w ₁ 、w ₂	-50										幅w ₁ 、w ₂	-50															有	諸基準類の改定に伴う						
						深さh	-30										深さh	-30																	有	諸基準類の改定に伴う				
						延長L	-200	1施工箇所毎									延長L	-200	1施工箇所毎																					
3	2	4	3	1	基礎工（護岸） (現場打)	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-4-3	3	2	4	3	1	基礎工（護岸） (現場打)	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-4-3	無																		
						幅w	-30										幅w	-30																有	諸基準類の改定に伴う					
						高さh	-30										高さh	-30																						
						延長L	-200										延長L	-200																						
3	2	4	3	2	基礎工（護岸） (プレキャスト)	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-4-3	3	2	4	3	2	基礎工（護岸） (プレキャスト)	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-4-3	無																		
						延長L	-200										延長L	-200																	有	諸基準類の改定に伴う				
3	2	4	6		深礎工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$	3-2-4-6	3	2	4	6	深礎工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$	3-2-4-6	有	実態に合わせ修正																		
						根入長	設計値以上									根入長	設計値以上																	無						
						偏心量d	150以内									偏心量d	150以内																		無					
						傾斜	1/50以内									傾斜	1/50以内																		無					
						基礎径D	設計径（公称径）以上容									基礎径D	設計径（公称径）以上容																		無					
3	2	5	3	1	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張り)	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所を測定。		3-2-5-3	3	2	5	3	1	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張り)	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所を測定。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-3	無																		
						法長φ	φ<3m	-50									法長φ	φ<3m	-50																	有	諸基準類の改定に伴う			
							φ≥3m	-100										φ≥3m	-100																					
						厚さ（ブロック積張） t ₁		-50									厚さ（ブロック積張） t ₁		-50																			無		
						厚さ（裏込） t ₂		-50									厚さ（裏込） t ₂		-50																				無	
						延長L		-200									延長L		-200																				無	

新旧対照表

現行（平成28年版） 出来形管理基準及び規格値										改定案（令和3年版） 出来形管理基準及び規格値										改定					
単位：mm										単位：mm										有無	改定理由				
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要				
3	2	1	5	3	2	コンクリートブロック工 (連節ブロック張り)	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-5-3	3	2	1	5	3	2	コンクリートブロック工 (連節ブロック張り)	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-3	無	諸基準類の改定に伴う
							法長φ	-100																	
							延長L ₁ , L ₂	-200																	
3	2	5	3	3	コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。		3-2-5-3	3	2	5	3	3	コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-3	無	諸基準類の改定に伴う		
						幅w	-100																		
						延長L	-200																		
3	2	5	4	4	緑化ブロック工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。		3-2-5-4	3	2	5	4	4	緑化ブロック工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-4	無	諸基準類の改定に伴う		
						法長φ	φ<3m										-50								
							φ≥3m										-100								
						厚さ（ブロック）t ₁	-50																		
						厚さ（裏込）t ₂	-50																		
						延長L	-200																		
3	2	5	5	5	石積（張）工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。		3-2-5-5	3	2	5	5	5	石積（張）工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-5	無	諸基準類の改定に伴う		
						法長φ	φ<3m										-50								
							φ≥3m										-100								
						厚さ（石積・張）t ₁	-50																		
						厚さ（裏込）t ₂	-50																		
						延長L	-200																		

新旧対照表

現行（平成28年版） 出来形管理基準及び規格値													改定案（令和3年版） 出来形管理基準及び規格値													改定														
単位：mm													単位：mm													有 無	改定理由													
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値				測定基準			測定箇所	摘要											
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10)												個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10)																	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下											中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下																
3	2	6	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-7	3	2	6	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書に測定する点より延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-7	3	2	6	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その基本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	有 諸基準額の改定に伴う
						厚さ	-45	-45	-15	-15										厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15										有 新規追加						
						幅	-50	-50	—	—											±90	±90	+40 -15	+50 -15											有 標記統一のため修正 有 諸基準額の改定に伴う					
3	2	6	7	2	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-7	3	2	6	7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測定点より延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-7	3	2	6	7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ		-25	-30	-8	-10	有 諸基準額の改定に伴う
						幅	-50	-50	—	—										幅	-50	-50	—	—										有 諸基準額の改定に伴う						
						幅	-50	-50	—	—											幅	-50	-50	—											—	有 諸基準額の改定に伴う				

新旧対照表

現行（平成28年版） 出来形管理基準及び規格値														改定案（令和3年版） 出来形管理基準及び規格値														改定	
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	有無	改定理由
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10)												個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10)						
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下											中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下					
							厚さ	幅	厚さ	幅											厚さ	幅	厚さ	幅					
3	2	6	7	4	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-7	3	2	6	7	7	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の特記により延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-7	有	標記統一のため修正
						幅	-50	-50	-	-										無	諸基準類の改定に伴う								
3	2	6	7	8	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-7	3	2	6	7	8	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	3-2-6-7	有	新規追加	
						幅	-25	-25	-	-										無	諸基準類の改定に伴う								
3	2	6	7	5	アスファルト舗装工 (基層工)	厚さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-7	3	2	6	7	9	アスファルト舗装工 (基層工)	厚さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の特記により延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-7	有	標記統一のため修正
						幅	-25	-25	-	-										無	諸基準類の改定に伴う								

新旧対照表

現行（平成28年版） 出来形管理基準及び規格値														改定案（令和3年版） 出来形管理基準及び規格値														改定					
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	簡 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	簡 要	有 無	改定理由				
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10)												個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10)										
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下											中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下									
3	土木工事共通編	2	一般施工	6	一般舗装工	9	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9	3	土木工事共通編	2	一般施工	6	一般舗装工	9	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。 ただし、幅は設計図書の数値によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-9	有	諸基準類の改定に伴う
									厚さ	-45	-45	-15	-15												無	無							
									幅	-50	-50	—	—												無	無							
3	土木工事共通編	2	一般施工	6	一般舗装工	9	2	排水性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編「多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計高さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	3-2-6-9	3	土木工事共通編	2	一般施工	6	一般舗装工	9	2	排水性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編「多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計高さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	3-2-6-9	有	新規追加
									厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15												無	無							
									幅	-50	-50	—	—												無	無							
3	土木工事共通編	2	一般施工	6	一般舗装工	9	2	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9	3	土木工事共通編	2	一般施工	6	一般舗装工	9	3	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の数値によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-9	有	標記統一のため修正
									幅	-50	-50	—	—												有	諸基準類の改定に伴う							
									幅	-50	-50	—	—												無	無							

新旧対照表

現行 (平成28年版)											改定案 (令和3年版)											改定										
出来形管理基準及び規格値											出来形管理基準及び規格値											有 無	改定理由									
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	概要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値		測定基準			測定箇所	概要							
							個々の測定値 (X)												測定値の平均							個々の測定値 (X)		測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下											中規模以上	中規模以上						中規模以上	小規模以下	中規模以上	中規模以上			
3	土木	2	一般	6	一般	10	1	透水性舗装工 (路盤工)	基準高▽	±50	—	基準高は片側延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長80m毎に1ヶ所測定。 ※歩道舗装に適用する。	3-2-6-10	3	土木	2	一般	6	一般	10	1	透水性舗装工 (路盤工)	基準高▽	±50	—	基準高は片側延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について → 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-10	無	無			
									厚さ	t < 15cm	-30												-10	t < 15cm	-30			-10		無		
										t ≥ 15cm	-45												-15	t ≥ 15cm	-45			-15		有	諸基準準則の改定に伴う	
										幅	-100												—	幅	-100			—		有	新規追加	
3	土木	2	一般	6	一般	10	2	透水性舗装工 (路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	t < 15cm	+90 -70	+50 -10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	3-2-6-10	3	土木	2	一般	6	一般	10	2	透水性舗装工 (路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	t < 15cm	+90 -70	+50 -10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	3-2-6-10	有	新規追加	
									厚さあるいは標高較差	t ≥ 15cm	±90	+50 -15												t ≥ 15cm	±90	+50 -15	無					
										t < 15cm	+90 -70	+50 -10												t < 15cm	+90 -70	+50 -10	有					諸基準準則の改定に伴う
										t ≥ 15cm	±90	+50 -15												t ≥ 15cm	±90	+50 -15	有					新規追加
3	土木	2	一般	6	一般	10	2	透水性舗装工 (表層工)	厚さ	-9	-3	幅は、片側延長80m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所コアを採取して測定。 ※歩道舗装に適用する。	3-2-6-10	3	土木	2	一般	6	一般	10	3	透水性舗装工 (表層工)	厚さ	-9	-3	工事現場の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について → 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-10	有	標記統一のため修正			
									幅	-25	—												幅	-25	—			有		諸基準準則の改定に伴う		
3	土木	2	一般	6	一般	10	4	透水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-3	幅は、片側延長80m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所コアを採取して測定。 ※歩道舗装に適用する。	3-2-6-10	3	土木	2	一般	6	一般	10	4	透水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-3	工事現場の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について → 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-10	有	新規追加			

新旧対照表

現行（平成28年版） 出来形管理基準及び規格値														改定案（令和3年版） 出来形管理基準及び規格値														改定	
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要	有無	改定理由
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10)												個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10)						
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下											中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下					
3	2	6	11	1	グーアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-11	3	2	6	11	1	グーアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-11	無	諸基準類の改定に伴う		
						幅	-50	-50	-	-									幅	-50	-50	-	-						
3	2	6	11	2	グーアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-11	3	2	6	11	2	グーアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-11	有	新規追加		
						幅	-36	-45	-5	-7									幅	-36	-45	-5	-7						
3	2	6	11	2	グーアスファルト舗装工 (基層工)	厚さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-11	3	2	6	11	3	グーアスファルト舗装工 (基層工)	厚さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-11	有	標記統一のため修正 諸基準類の改定に伴う		
						幅	-25	-25	-	-									幅	-25	-25	-	-						
3	2	6	11	4	グーアスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-11	3	2	6	11	4	グーアスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-11	有	新規追加		
						幅	-20	-25	-3	-4									幅	-20	-25	-3	-4						

新旧対照表

現行 (平成28年版) 出来形管理基準及び規格値														改定案 (令和3年版) 出来形管理基準及び規格値														改定	
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	有 無	改 定 理 由
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)												個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)						
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下											中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下					
3	2	6	11	3	グーラスファルト舗装工 (表層工)	厚さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡毎に1個の割でコアーを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-11	3	2	6	11	5	グーラスファルト舗装工 (表層工)	厚さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡毎に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書に示す割点より延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-11	有	標記統一のため修正
						幅	-25	-25	-	-																			
						平坦性	-	-	3m ² コア/1.6m ² 直置き(足付き) (a)1.75mm以下	3m ² コア/1.6m ² 直置き(足付き) (a)1.75mm以下																			
3	2	6	11	3	グーラスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡毎に1個の割でコアーを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-11	3	2	6	11	6	グーラスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 舗装工編 多点計測技術 (面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高を算出する。計測密度は1点/㎡ (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	3-2-6-11	有	新規追加	
						平坦性	-	-	3m ² コア/1.6m ² 直置き(足付き) (a)1.75mm以下	3m ² コア/1.6m ² 直置き(足付き) (a)1.75mm以下																			
3	2	6	12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	-	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12	3	2	6	12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	-	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の割点より延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12	有	諸基準額の改定に伴う		
						厚さ	-45	-15																					
						幅	-50	-																					

新旧対照表

現行 (平成28年版)														改定案 (令和3年版)														改定									
出来形管理基準及び規格値														出来形管理基準及び規格値														有無	改定理由								
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要										
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)												個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)														
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下											中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下													
3	2	6	12	3	コンクリート舗装工 (セメント (石灰・瀝青) 安定処理工)	厚さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12	3	2	6	12	5	コンクリート舗装工 (セメント (石灰・瀝青) 安定処理工)	厚さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の特記によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12	3	2	6	12	5	コンクリート舗装工 (セメント (石灰・瀝青) 安定処理工)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 舗装工編 多点計測技術 (面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計職員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡ (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	3-2-6-12	有	標記統一のため修正
						幅	-50	-	幅									-50	-	幅	-50									-							
3	2	6	12	4	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	厚さ	-9	-12	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12	3	2	6	12	7	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	厚さ	-9	-12	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、設計図書の特記によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12	有	標記統一のため修正												
						幅	-25	-	幅									-25	-	幅	-25					-											

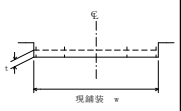
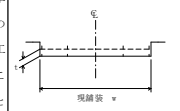
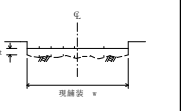
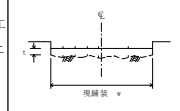
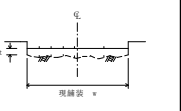
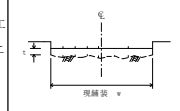
新旧対照表

現行（平成28年版） 出来形管理基準及び規格値														改定案（令和3年版） 出来形管理基準及び規格値														改定	
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要	有無	改定理由
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)												個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)						
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下											中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下					
3	2	6	12	6	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	基準高▽	±40	±50	—		基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12	3	2	6	12	11	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	基準高▽	±40	±50	—		基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書未定あるいは延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-12	有	標記統一のため修正
							厚さ	-45		-15																			
							幅	-50		—																			
							厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15											+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計職員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。							
厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15																									
幅	-50		—																										
厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8																										
3	2	6	12	7	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	厚さ	-25	-30	-8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12	3	2	6	12	13	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	厚さ	-25	-30	-8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書未定あるいは延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-12	有	標記統一のため修正
							幅	-50		—																			
							厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8																			
							厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8																			

新旧対照表

現行 (平成28年版) 出来形管理基準及び規格値														改定案 (令和3年版) 出来形管理基準及び規格値														改定	
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要	有無	改定理由
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)												個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)						
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下											中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下					
3	2	6	12	8	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント (石灰・瀝青) 安定処理工	厚さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは、掘り起こして測定。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12	3	2	6	12	15	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント (石灰・瀝青) 安定処理工	厚さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは、掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書に示された延長80m以下の間隔で測定することができる。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12	有	標記統一のため修正				
						幅	-50	-	幅									-50	-	有	諸基準類の改定に伴う								
3	2	6	12	9	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	厚さ	-9	-12	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12	3	2	6	12	17	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12	有	標記統一のため修正				
						幅	-25	-	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 舗装工編 多点計測技術 (面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡ (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。									有	新規追加										
有	諸基準類の改定に伴う																												

新旧対照表

現行 (平成28年版) 出来形管理基準及び規格値										改定案 (令和3年版) 出来形管理基準及び規格値										改定					
単位: mm										単位: mm										有無	改定理由				
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格 値		測定 基準	測定 箇所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格 値			測定 基準	測定 箇所	摘 要	
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X10)											個々の測定値 (X)						測定値の平均 (X)
3	2	6	15		路面切削工	厚さ t	-7	-2	厚さは40m毎に現舗装高切削後の基準高の差で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。延長40m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。断面状況で、間隔、測点数を定めることができる。測定方法は自動横断測定法によること出来る。		3-2-6-15	3	2	6	15	1	路面切削工	厚さ t	-7	-2	厚さは40m毎に現舗装高切削後の基準高の差で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。延長40m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。断面状況で、間隔、測点数を定めることができる。測定方法は自動横断測定法によること出来る。		3-2-6-15	有	標記統一のため修正
						幅 w	-25	-										幅 w	-25	-					
						平坦性	-	-										3m ² プロファイル (σ) 2.4mm以下 (σ) 1.75mm以下	3m ² プロファイル (σ) 2.4mm以下 (σ) 1.75mm以下						
3	2	6	17		オーバーレイ工	厚さ t	-9	厚さは40m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。断面状況で、間隔、測点数を定めること出来る。		3-2-6-17	3	2	6	17	1	オーバーレイ工	厚さ t	-9	厚さは40m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。断面状況で、間隔、測点数を定めること出来る。		3-2-6-17	有	標記統一のため修正		
						幅 w	-25										幅 w	-25							
						延長 L	-100										延長 L	-100							
3	2	6	17		オーバーレイ工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 舗装工編 多点計測技術 (面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、施工前の標高値とオーバーレイ後の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、オーバーレイ後の目標高さとオーバーレイ後の標高値との差で算出する。		3-2-6-17	3	2	6	17	2	オーバーレイ工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-3	厚さは40m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。断面状況で、間隔、測点数を定めること出来る。		3-2-6-17	有	新規追加
						平坦性	-	-										3m ² プロファイル (σ) 2.4mm以下 (σ) 1.75mm以下	3m ² プロファイル (σ) 2.4mm以下 (σ) 1.75mm以下						
						幅 w	-25	幅 w										-25							

新旧対照表

現行 (平成28年版) 出来形管理基準及び規格値										改定案 (令和3年版) 出来形管理基準及び規格値										改定				
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	単位: mm	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	単位: mm	有無	改定理由	
3	2	7	2		路床安定処理工	基準高▽	±50	延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。		3-2-7-2	3	2	7	2			路床安定処理工	基準高▽	±50	延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)表層安定処理等・固結工(中層混合処理)編」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、天端幅w、天端延長Lを確認(実測は不要)。		3-2-7-2	有	諸基準値の改定に伴う
						施工厚さ t	-50																	
						幅 w	-100																	
						延長 L	-200																	
3	2	7	4		表層安定処理工 (サンドマット海上)	基準高▽	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。		3-2-7-4	3	2	7	4	1		表層安定処理工 (サンドマット海上)	基準高▽	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。		3-2-7-4	有	表記統一のため修正
						法長 l	-500																	
						天端幅 w	-300																	
						天端延長 L	-500																	
3	2	7	4		表層安定処理工 (ICT施工の場合)	基準高▽	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。		3-2-7-4	3	2	7	4	2		表層安定処理工 (ICT施工の場合)	基準高▽	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。		3-2-7-4	有	新規追加
						法長 l	-500																	
						天端幅 w	-300																	
						天端延長 L	-500																	
3	2	7	9		固結工 (粉体噴射攪拌工 (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工))	基準高▽	-50	100本に1ヶ所。 100本以下は2ヶ所測定。 1ヶ所に4本測定。		3-2-7-9	3	2	7	9	1		固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工))	基準高▽	-50	100本に1ヶ所。 100本以下は2ヶ所測定。 1ヶ所に4本測定。		3-2-7-9	有	表記統一のため修正
						位置・間隔 w	D/4以内																	
						杭径 D	設計値以上																	
						深度 L	設計値以上																	


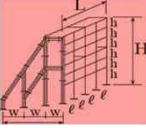

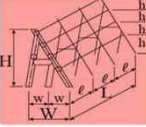

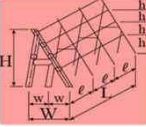
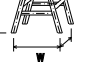
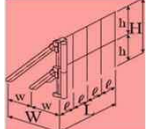

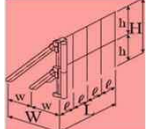
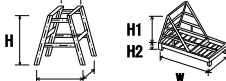
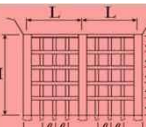
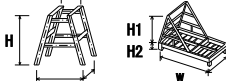
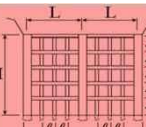
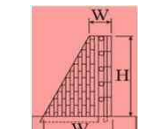
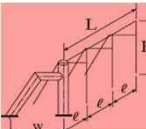
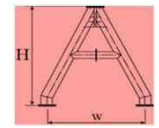
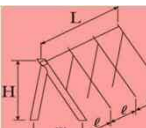
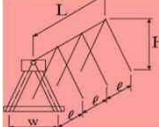
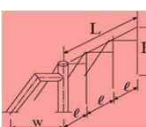
新旧対照表

現行（平成28年版） 出来形管理基準及び規格値										改定案（令和3年版） 出来形管理基準及び規格値										改定				
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	有無	改定理由	
											3	2	7	9	2	固結工 (スラリー攪拌工)	基準高▽	0以上	杭芯位置管理表により基準高を確認		3-2-7-9	有	新規追加	
																	位置	D/8以内	全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置 管理表により設計杭芯位置と施工した 杭芯位置との距離を確認 (掘起しによる実測確認は不要)					
																	杭径D	設計値以上	工事毎に1回 施工前の攪拌裏の寸法実測により確認 (掘起しによる実測確認は不要)					
																	改良長L	設計値以上	全本数 施工履歴データから作成した杭打設結 果表により確認 (残尺計測による確認は不要)					
											3	2	7	9	3	固結工 (中層混合処理)	基準高▽	設計値以上	1,000㎡~4,000㎡につき1ヶ所、又は 施工延長40m(側点間隔25mの場合は 50m)につき1ヶ所。 1,000㎡以下、又は施工延長40m(50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ 所。 施工厚さは施工時の改良深度確認を出来 形とする。		3-2-7-9	有	新規追加	
																	施工厚さ t	設計値以上						
																	幅 w	設計値以上						
																	延長 L	設計値以上						

新旧対照表

現行 (平成28年版) 出来形管理基準及び規格値										改定案 (令和3年版) 出来形管理基準及び規格値										改定					
単位: mm										単位: mm										有無	改定理由				
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			測定基準		測定箇所	摘要
								鋼桁等	トラス・アーチ等											鋼桁等	トラス・アーチ等				
3	2	12	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	全長 L (m) 支間長 Ln (m)	$\pm(10+L/10)$ $\pm(10+Ln/10)$	各桁毎に全数測定。		単桁の場合 多桁の場合	3-2-12-3	3	2	12	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	全長 L (m) 支間長 Ln (m)	$\pm(10+L/10)$ $\pm(10+Ln/10)$	各桁毎に全数測定。		単桁の場合 多桁の場合	3-2-12-3	有	表現の適正化
						主桁、主構の中心間距離 B (m)	$\pm 4 \dots B \leq 2$ $\pm(3+B/2) \dots B > 2$	各支点及び各支間中央付近を測定。			3-2-12-3							主桁、主構の中心間距離 B (m)	$\pm 4 \dots B \leq 2$ $\pm(3+B/2) \dots B > 2$	各支点及び各支間中央付近を測定。			3-2-12-3		
						主構の組立高さ h (m)	$\pm 5 \dots h \leq 5$ $\pm(2.5+h/2) \dots h > 5$	— 両端部及び中心部を測定。			3-2-12-3							主構の組立高さ h (m)	$\pm 5 \dots h \leq 5$ $\pm(2.5+h/2) \dots h > 5$	— 両端部及び中心部を測定。			3-2-12-3		
						主桁、主構の通り δ (mm)	$5+L/5 \dots L \leq 100$ $25 \dots L > 100$	最も外側の主桁又は主構について支点及び支間中央の1点を測定。 L: 測線上 (m)			3-2-12-3							主桁、主構の通り δ (mm)	$5+L/5 \dots L \leq 100$ $25 \dots L > 100$	最も外側の主桁又は主構について支点及び支間中央の1点を測定。 L: 測線上 (m)			3-2-12-3		
						主桁、主構のそり δ (mm)	$-5 \sim +5 \dots L \leq 20$ $-5 \sim +10 \dots 20 < L \leq 40$ $-5 \sim +15 \dots 40 < L \leq 80$ $-5 \sim +25 \dots 80 < L \leq 200$	各主桁について10～12m間隔を測定。	各主構の各格点を測定。		3-2-12-3							主桁、主構のそり δ (mm)	$-5 \sim +5 \dots L \leq 20$ $-5 \sim +10 \dots 20 < L \leq 40$ $-5 \sim +15 \dots 40 < L \leq 80$ $-5 \sim +25 \dots 80 < L \leq 200$	各主桁について10～12m間隔を測定。	各主構の各格点を測定。		3-2-12-3		
						主桁、主構の橋端における出入差 δ (mm)	設計値±10	どちらか一方の主桁(主構)端を測定。			3-2-12-3							主桁、主構の橋端における出入差 δ (mm)	±10	どちらか一方の主桁(主構)端を測定。			3-2-12-3		
						主桁、主構の鉛直度 δ (mm)	$3+h/1000$	各主桁の両端部を測定。 h: 主桁の高さ (mm)	支点及び支間中央付近を測定。 h: 主構の高さ (mm)		3-2-12-3							主桁、主構の鉛直度 δ (mm)	$3+h/1000$	各主桁の両端部を測定。 h: 主桁の高さ (mm)	支点及び支間中央付近を測定。 h: 主構の高さ (mm)		3-2-12-3		
						現場継手部のすき間 δ1, δ2 (mm)	±5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 δ1, δ2のうち大きいもの なお、設計値が5mm以下の場合は、マイナス側については設計値以上とする。			3-2-12-3							現場継手部のすき間 δ1, δ2 (mm)	±5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 δ1, δ2のうち大きいもの なお、設計値が5mm未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。 (例: 設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は0mm～3mm)			3-2-12-3		
※規格値のL, B, h に代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「主桁、主構の鉛直度 δ」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。										※規格値のL, B, h に代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「主桁、主構の鉛直度 δ」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。															

新旧対照表

現行（平成28年版） 出来形管理基準及び規格値										改定案（令和3年版） 出来形管理基準及び規格値										改定		
単位：mm										単位：mm										有無		
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	改定理由
3	2	12	3	3	桁製作工 (鋼製堰堤製作工 (仮組立時))	部材の水平度	10	全数を測定。		3-2-12-3	3	2	12	3	3	桁製作工 (鋼製堰堤製作工 (仮組立時))	部材の水平度	10	全数を測定。		3-2-12-3	有 実態に合わせ修正
						堤長L	±30															
						堤長ℓ	±10															
						堤幅W	±30															
						堤幅w	±10															
						高さH	±10															
						ベースプレートの高さ	±10															
						本体の傾き	±H/500															
																						
																						
																						

新旧対照表

現行 (平成28年版)										改定案 (令和3年版)										改定			
出来形管理基準及び規格値										出来形管理基準及び規格値										有無	改定理由		
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	単位: mm	摘要	編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所
3	2	13			架設工 (鋼橋) (クレーン架設) (ケーブルクレーン架設) (ケーブルエレベーター架設) (架設桁架設) (送出し架設) (トラベラークレーン架設)	全長 L (m)	±(20+L/5)	各桁毎に全数測定。		3-2-13		架設工 (鋼橋) (クレーン架設) (ケーブルクレーン架設) (ケーブルエレベーター架設) (架設桁架設) (送出し架設) (トラベラークレーン架設)	全長 L (m)	±(20+L/5)	各桁毎に全数測定。		3-2-13		表規の適正化				
						支間長 Ln (m)	±(20+Ln/5)						L: 主桁・主構の支間長 (m)	L: 主桁・主構の支間長 (m)									
						通り δ (mm)	±(10+2L/5)						主桁、主構を全数測定。 L: 主桁・主構の支間長 (m)	主桁、主構を全数測定。 L: 主桁・主構の支間長 (m)									
						そり δ (mm)	±(25+L/2)						各支点及び各支間中央付近を測定。	各支点及び各支間中央付近を測定。									
						※主桁、主構の中心間距離 B (m)	±4・B≤2 ±(3+B/2)・ B>2						どちらか一方の主桁 (主構) 端を測定。	どちらか一方の主桁 (主構) 端を測定。									
						※主桁の橋端における出入差 δ (mm)	設計値±10						各主桁の両端部を測定。 h: 主桁・主構の高さ (mm)	各主桁の両端部を測定。 h: 主桁・主構の高さ (mm)									
						※主桁、主構の鉛直度 δ (mm)	3+h/1000						主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 δ1, δ2のうち大きいもの 設計値が5mm以下の場合、マイナス側については設計値以上とする。	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 δ1, δ2のうち大きいもの 設計値が5mm以下の場合、マイナス側については設計値以上とする。									
						※現場継手部のすき間 δ1, δ2 (mm)	設計値±5						※は仮組立検査を実施しない工事に適用。	※は仮組立検査を実施しない工事に適用。									
※規格値のL, Bに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「主げた、主構の鉛直度δ」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。										※規格値のL, Bに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「主げた、主構の鉛直度δ」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。													
3	2	14	2	1	橋生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工) (植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	切土法長 δ<5m	-200	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-14-2		橋生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工) (植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	切土法長 δ<5m	-200	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	3-2-14-2		諸基準類の改定に伴う					
						切土法長 δ≥5m	法長の-4%						切土法長 δ≥5m	法長の-4%									
						盛土法長 δ<5m	-100						盛土法長 δ<5m	-100									
						盛土法長 δ≥5m	法長の-2%						盛土法長 δ≥5m	法長の-2%									
						延長 L	-200						1施工箇所毎	延長 L				-200	1施工箇所毎				

新旧対照表

現行 (平成28年版)											改定案 (令和3年版)											改定													
出来形管理基準及び規格値											出来形管理基準及び規格値											有無	改定理由												
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	単位: mm	編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	単位: mm														
3	2	14	2	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	法長 ϕ	$\phi < 5m$	-200	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	3-2-14-2	3	2	14	2	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	法長 ϕ	$\phi < 5m$	-200	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	3-2-14-2	有	諸基準額の改定に伴う												
						$\phi \geq 5m$	法長の-4%																												
						厚さ t	t < 5cm	-10	施工面積200㎡につき1ヶ所、面積200㎡以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。 検査孔により測定。	3-2-14-2							3	2	14	2	2			植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	t < 5cm	-10	施工面積200㎡につき1ヶ所、面積200㎡以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。 検査孔により測定。	3-2-14-2	有	諸基準額の改定に伴う					
							t ≥ 5cm	-20																											
						ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上。											1 施工箇所毎		3-2-14-2		3			2		14		2			2		植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)		延長 L
																												有			諸基準額の改定に伴う				
																																有	諸基準額の改定に伴う		
																													有	諸基準額の改定に伴う					
																																		有	諸基準額の改定に伴う
3	2	14	3		吹付工 (コンクリート) (モルタル)	法長 ϕ	$\phi < 3m$	-50	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。	3-2-14-3	3	2	14	3	吹付工 (コンクリート) (モルタル)	法長 ϕ	$\phi < 3m$	-50	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。	3-2-14-3	有	諸基準額の改定に伴う													
						$\phi \geq 3m$	-100																												
						厚さ t	t < 5cm	-10	200㎡につき1ヶ所以上、200㎡以下は2ヶ所をせん孔により測定。	3-2-14-3						3	2	14	3	吹付工 (コンクリート) (モルタル)			t < 5cm	-10	200㎡につき1ヶ所以上、200㎡以下は2ヶ所をせん孔により測定。	3-2-14-3	有	諸基準額の改定に伴う							
							t ≥ 5cm	-20																											
						ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上。										1 施工箇所毎		3-2-14-3		3			2		14				3		吹付工 (コンクリート) (モルタル)		延長 L	-200	1 施工箇所毎
																										有			諸基準額の改定に伴う						
																														有	諸基準額の改定に伴う				
																											有	諸基準額の改定に伴う							
																																有	諸基準額の改定に伴う		

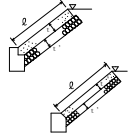
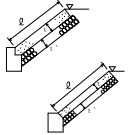
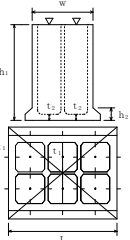
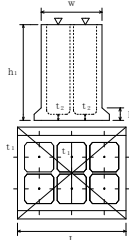
新旧対照表

現行 (平成28年版)										改定案 (令和3年版)										改定					
出来形管理基準及び規格値										出来形管理基準及び規格値										改定理由					
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所		無				
単位: mm										単位: mm															
3	2	14	4	1	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法長 ϕ	$\phi < 10m$	-100	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 枠延長100mにつき1ヶ所、枠延長100m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 1施工箇所毎		3-2-14-4 曲線部は設計図書による	3	2	14	4	1	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法長 ϕ	$\phi < 10m$	-100	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 枠延長100mにつき1ヶ所、枠延長100m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 1施工箇所毎		3-2-14-4 曲線部は設計図書による	有	諸基準額の改定に伴う
							$\phi \geq 10m$	-200																	
						幅 w		-30																	
						高さ h		-30																	
						枠中心間隔 a		± 100																	
						延長 L		-200																	
3	2	14	6		アンカー工	削孔深さ ϕ	設計値以上	全数	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$	3-2-14-6	3	2	14	6		アンカー工	削孔深さ ϕ	設計値以上	全数	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$	3-2-14-6	有	項目追記		
						配置誤差 d	100																		
						せん孔方向 θ	± 2.5 度																		
3	2	16	3	2	補強土壁工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高 ∇	± 50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 1施工箇所毎		3-2-16-3	3	2	16	3	2	補強土壁工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高 ∇	± 50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 1施工箇所毎		3-2-16-3	有	誤記修正		
						高さ h	$h < 3m$										-50								
							$h \geq 3m$										-100								
						鉛直度 Δ	$\pm 0.03 h$ かつ ± 300 以内																		
						控え長さ	設計値以上																		
						延長 L											-200								
3	2	16	3	2	補強土壁工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高 ∇	± 50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 1施工箇所毎		3-2-16-3	3	2	16	3	2	補強土壁工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高 ∇	± 50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 1施工箇所毎		3-2-16-3	有	諸基準額の改定に伴う		
						高さ h	$h < 3m$										-50								
							$h \geq 3m$										-100								
						鉛直度 Δ	$\pm 0.03 h$ かつ ± 300 以内																		
						控え長さ (補強材の設計長)	設計値以上																		
						延長 L											-200								
3	2	16	3	2	井桁ブロック工	基準高 ∇	± 50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 1施工箇所毎		3-2-16-3	3	2	16	4	井桁ブロック工	基準高 ∇	± 50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 1施工箇所毎		3-2-16-4	有	誤記修正			
						法長 ϕ	$\phi < 3m$									-50									
							$\phi \geq 3m$									-100									
						厚さ t_1, t_2, t_3										-50									
						延長 L_1, L_2										-200									

新旧対照表

現行 (平成28年版)										改定案 (令和3年版)										改定											
出来形管理基準及び規格値										出来形管理基準及び規格値										有無	改定理由										
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所			単位: mm	単位: mm								
6	河川編	1	築堤護岸工	7	法覆護岸工	4				3	土木工事共通編	2	一般施工	16	渡漕工	3	3	渡漕船運転工 (バックホウ渡漕船) (面管理の場合)	平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)河川渡漕工事編」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平表面と法面の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。	3-2-16-3	有	新規追加							
6	河川編	1	築堤護岸工	7	法覆護岸工	4				6	河川編	1	築堤護岸工	7	法覆護岸工	4					幅w	-30	幅w	-30	幅w	-30	幅w	-30	6-1-7-4	有	諸基準額の改定に伴う
6	河川編	5	堰	8	魚道工	3				6	河川編	5	堰	8	魚道工	3					基準高▽	±30	基準高▽	±30	基準高▽	±30	基準高▽	±30	6-5-8-3	有	項目追記(図に準拠)
6	河川編	5	堰	9	管理橋下部工	2				6	河川編	5	堰	9	管理橋下部工	2					基準高▽	±20	基準高▽	±20	基準高▽	±20	基準高▽	±20	6-5-9-2	有	項目追記(図に準拠)
7	河川海岸編	1	堤防・護岸	6	護岸工	4				7	河川海岸編	1	堤防・護岸	6	護岸工	4					基準高▽	±50	基準高▽	±50	基準高▽	±50	基準高▽	±50	7-1-6-4	有	諸基準額の改定に伴う

新旧対照表

現行 (平成28年版)										改定案 (令和3年版)										改定			
出来形管理基準及び規格値										出来形管理基準及び規格値										有	改定理由		
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	無	改定理由		
																				単位: mm			
7	1	6	5		コンクリート被覆工	基準高▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7-1-6-5	7	1	6	5		コンクリート被覆工	基準高▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		7-1-6-5	有	諸基準額の改定に伴う
						法長φ	φ<3m										-50						
							φ≥3m										-100						
						厚さ t	t<100										-20						
							t≥100										-30						
						裏込材厚 t'	-50																
						延長 L	-200																
7	2	5	11	1	ケーソン工 (ケーソン工製作)	バラストの基準高	±100	各室中央部1ヶ所		7-2-5-11	7	2	5	11	1	ケーソン工 (ケーソン工製作)	バラストの基準高	±100	各室中央部1ヶ所		7-2-5-11	有	項目追加(国に準拠)
						コンクリート	±50																
						壁厚 t ₁	±10										底版完成時、各壁1ヶ所						
						幅 w	+30, -10										両端						
						高さ h ₁	+30, -10										完成時、四隅						
						長さ L	+30, -10										各層完成時に中央部及び底版と天端は両端						
						底版厚さ t ₂	+30, -10										底版完成時、各室中央部1ヶ所						
						フーチング高さ h ₂	+30, -10										底版完成時、四隅						

新旧対照表

現行 (平成28年版) 出来形管理基準及び規格値										改定案 (令和3年版) 出来形管理基準及び規格値										改定								
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	単 位: mm	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	単 位: mm	有 無	改 定 理 由					
8	1	9	5	2	鋼製堰堤本体工 (透過型)	堤長L 格	±50	(備考) 格: 格子型鋼製砂防ダム A: 鋼製スリットダムA型 B: 鋼製スリットダムB型 L: 鋼製スリットダムL型		8-1-9-5	8	1	9	5	2	鋼製堰堤本体工 (透過型)	堤長L	±50	図面の寸法表示箇所で測定。		8-1-9-5	有	実態に合わせて修正					
					堤長φ 格・B・L	±10												堤長φ			±10						項目の追加	
					堤幅W 格	±30															堤幅W	±30						
					堤幅w 格・A・B・L	±10															堤幅w	±10						
					高さH 格・A・B・L	±10															高さH	±10						
																	高さh	±10										

新旧対照表

現行（平成28年版） 出来形管理基準及び規格値										改定案（令和3年版） 出来形管理基準及び規格値										改定 改定理由						
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	単位：mm	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	単位：mm	摘要		
10 道路 編	2 舗 装	5 排 水 構 造 物 工	9		排水性舗装用路肩排水工	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			10-2-5-9		10 道 路 編	2 舗 装	5 排 水 構 造 物 工	9		排水性舗装用路肩排水工	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 計測技術（断面管理の場合）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			10-2-5-9	有	諸基準類の改定に伴う
						延長L	-200												1ヶ所／1施工箇所	延長L						
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	6 橋 台 工	8		橋台躯体工	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支保便覧」による。		10-3-6-8		10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	6 橋 台 工	8		橋台躯体工	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支保便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）構造物工編（試行）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。（アンカーボルト孔の鉛直度を除く）		10-3-6-8	有	諸基準類の改定に伴う 表現の適正化(図)		
						厚さ t	-20											厚さ t	-20							
						天端幅 w ₁ (橋軸方向)	-10											天端幅 w ₁ (橋軸方向)	-10							
						天端幅 w ₂ (橋軸方向)	-10											天端幅 w ₂ (橋軸方向)	-10							
						敷幅 w ₃ (橋軸方向)	-50											敷幅 w ₃ (橋軸方向)	-50							
						高さ h ₁	-50											高さ h ₁	-50							
						胸壁の高さ h ₂	-30											胸壁の高さ h ₂	-30							
						天端長 l ₁	-50											天端長 l ₁	-50							
						敷長 l ₂	-50											敷長 l ₂	-50							
						胸壁間距離 l	±30											胸壁間距離 l	±30							
						支間長及び中心線の変位	±50											支間長及び中心線の変位	±50							
						支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格	計画高											+10～-20	計画高						+10～-20	
							平面位置											±20	平面位置						±20	
							アンカーボルト孔の鉛直度											1/50以下	アンカーボルト孔の鉛直度						1/50以下	

新旧対照表

現行（平成28年版） 出来形管理基準及び規格値										改定案（令和3年版） 出来形管理基準及び規格値										改定			
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	有無	改定理由
10 道路 編	3 橋梁 下部	7 RC 橋脚工	9	1	橋脚躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。箱抜き形状の詳細については「道路橋支保便覧」による。		10-3-7-9	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。箱抜き形状の詳細については「道路橋支保便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要綱（案）橋造物工編（試行）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。（アンカーボルト孔の鉛直度を除く）		10-3-7-9	有	諸基準類の改定に伴う								
						厚さ t	-20							有	表現の適正化(図)								
						天端幅 w ₁ (橋軸方向)	-20																
						敷幅 w ₂ (橋軸方向)	-50																
						高さ h	-50																
						天端長 l ₁	-50																
						敷長 l ₂	-50																
						橋脚中心間距離 l	±30																
						支間長及び中心線の変位	±50																
						支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値	計画高							+10～-20									
							平面位置							±20									
							アンカーボルト孔の鉛直度							1/50以下									
						10 道路 編	3 橋梁 下部							7 RC 橋脚工	9	2	橋脚躯体工 (ラーメン式)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。箱抜き形状の詳細については「道路橋支保便覧」による。		10-3-7-9	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。箱抜き形状の詳細については「道路橋支保便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要綱（案）橋造物工編（試行）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。（アンカーボルト孔の鉛直度を除く）
厚さ t	-20	有	表現の適正化(図)																				
天端幅 w ₁	-20																						
敷幅 w ₂	-20																						
高さ h	-50																						
長さ l	-20																						
橋脚中心間距離 l	±30																						
支間長及び中心線の変位	±50																						
支 承 部 箱 抜 き 規 格 値	計画高	+10～-20																					
	平面位置	±20																					
	アンカーボルト孔の鉛直度	1/50以下																					

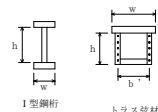
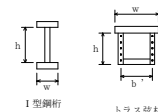
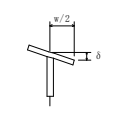
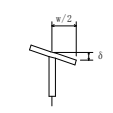
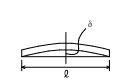
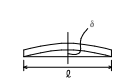
新旧対照表

現行 (平成28年版)										改定案 (令和3年版)										改定						
出来形管理基準及び規格値										出来形管理基準及び規格値										無						
単位: mm										単位: mm										改定理由						
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	有				
10	3	8	10	1	橋脚架設工 (I型・T型)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		10-3-8-10		10	3	8	10	1	橋脚架設工 (I型・T型)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		10-3-8-10	有	表現の適正化(図)		
						橋脚中心間距離a	±30																			
						支間長及び中心線の変位	±50																			
10	3	8	10	2	橋脚架設工 (門型)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		10-3-8-10		10	3	8	10	2	橋脚架設工 (門型)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		10-3-8-10	有	表現の適正化(図)		
						橋脚中心間距離a	±30																			
						支間長及び中心線の変位	±50																			
10	4	5	10	1	支承工 (鋼製支承)	据付け高さ注1)	±5	支承全数を測定。 B: 支承中心間隔 (m)		10-4-5-10		10	4	5	10	1	支承工 (鋼製支承)	据付け高さ注1)	±5	支承全数を測定。 B: 支承中心間隔 (m)		10-4-5-10	有	諸基準類の改定に伴う		
						可動支承の移動可能量注2)	設計移動量+10以上																			
						支承中心間隔 (橋軸直角方向)	コブレット橋											鋼橋	±5						$4+0.5 \times (B-2)$	注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測し、支承据付時のオフセット量を考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。
							鋼橋																			
						下 番 度 の 水 平	橋軸方向											1/100								
							橋軸直角方向																			
						可動支承の橋軸方向のずれ同一支承線上の相対誤差	5																			
可動支承の移動量注3)	温度変化に伴う移動量計算値の1/2以上																									
10	4	5	10	2	支承工 (ゴム支承)	据付け高さ注1)	±5	支承全数を測定。 B: 支承中心間隔 (m)		10-4-5-10		10	4	5	10	2	支承工 (ゴム支承)	据付け高さ注1)	±5	支承全数を測定。 B: 支承中心間隔 (m)		10-4-5-10	有	諸基準類の改定に伴う		
						可動支承の移動可能量注2)	設計移動量+10以上																			
						支承中心間隔 (橋軸直角方向)	コブレット橋											鋼橋	±5						$4+0.5 \times (B-2)$	注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測し、支承据付時のオフセット量を考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。
							鋼橋																			
						下 番 度 の 水 平	橋軸方向											1/300								
							橋軸直角方向																			
						可動支承の橋軸方向のずれ同一支承線上の相対誤差	5																			
可動支承の移動量注3)	温度変化に伴う移動量計算値の1/2以上																									

新旧対照表

現行 (平成28年版)										改定案 (令和3年版)										改定							
出来形管理基準及び規格値										出来形管理基準及び規格値										有無	改定理由						
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要			
						単位: mm								単位: mm													
						個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X10)							個々の測定値 (X)	測定値の平均 (X)												
10	14	4	5	1	切削オーバーレイ工	厚さ t	-9	厚さは40m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を定めることができる。		10-14-4-5	10	14	4	5	1	切削オーバーレイ工	厚さ t (切削)	-7	-2	厚さは40m毎に「現舗装高と切削後の基準高の差」「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を定めることができる。		10-14-4-5	有	表現の適正化			
						幅 w	-25										厚さ t (オーバーレイ)	-9									
						延長 L	-100										幅 w	-25									
						平坦性	—				3m ² ×7/(k ₁ -k ₂) (σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下							延長 L	-100								
														平坦性		—	3m ² ×7/(k ₁ -k ₂) (σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下										
											10	14	4	5	2	切削オーバーレイ工 (面管理の場合) 厚さ t または標高較差 (切削) のみ	厚さ t (標高較差) (切削)	-17 (17)	-2 (2)	1. 施工履歴データを用いた出来形管理要領(案)(路面切削工種)に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さ t または標高較差 (切削) を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 3. 厚さ t または標高較差 (切削) は、現舗装高と切削後の基準高との差で算出する。 4. 厚さ (オーバーレイ) は40m毎に「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 5. 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を定めることができる。		10-14-4-5	有	新規追加			
						厚さ t (オーバーレイ)	-9							厚さ t (オーバーレイ)	-9												
						幅 w	-25							幅 w	-25												
						延長 L	-100							延長 L	-100												
														平坦性		—	3m ² ×7/(k ₁ -k ₂) (σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下										

新旧対照表

現行（平成28年版） 出来形管理基準及び規格値											改定案（令和3年版） 出来形管理基準及び規格値											改定			
単位：mm											単位：mm											有無	改定理由		
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準				測定箇所	摘要
								鋼桁等	トラス・アーチ等																
10 道路 編	16 道路 修繕	3 工場 製作 工	4		桁補強材製作工	フランジ幅 w (m) 腹板間隔 b' (m)	$\pm 2 \dots w \leq 0.5$ $\pm 3 \dots$ $0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \dots$ $1.0 < w \leq$ 2.0 $\pm (3 + w/2) \dots$ $2.0 < w$	主桁・主構	各支点及び各支間中央付近を測定。	 I型鋼桁 トラス弦材	10-16-3-4	10 道路 編	16 道路 修繕	3 工場 製作 工	4		桁補強材製作工	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m) 腹板間隔 b' (m)	$\pm 2 \dots w \leq 0.5$ $\pm 3 \dots$ $0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \dots$ $1.0 < w \leq$ 2.0 $\pm (3 + w/2) \dots$ $2.0 < w$	主桁・主構	各支点及び各支間中央付近を測定。	 I型鋼桁 トラス弦材	10-16-3-4	有	項目追記
						フランジの直角度 δ (mm)	w/200	主桁	各支点及び各支間中央付近を測定。		10-16-3-4		フランジの直角度 δ (mm)	w/200	主桁	各支点及び各支間中央付近を測定。		10-16-3-4	無						
						圧縮材の曲がり δ (mm)	$\delta/1000$	—	主要部材全数を測定。 δ ：部材長 (mm)		10-16-3-4		圧縮材の曲がり δ (mm)	$\delta/1000$	—	主要部材全数を測定。 δ ：部材長 (mm)		10-16-3-4	無						

現行（平成28年版）	改定（令和3年版）	改定	
		有無	改定理由
<p style="text-align: center;">5 写真管理</p> <p>(1) 写真管理基準 この写真管理基準は、土木工事施工管理基準(5)の(エ)に規定する写真管理の基準を定めたものである。</p> <p>(2) 工事写真の分類 工事写真は下記のように分類する。</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">工事写真</div> <ul style="list-style-type: none"> — 着手前及び完成写真 — 施工状況写真 — 安全管理写真 — 使用材料写真 — 品質管理写真 — 出来形管理写真 — 災害写真 — イメージアップ写真 — その他（公害、環境、補償等） </div> <p>(3) 写真の色彩 写真は、原則としてカラー写真とする。</p> <p>(4) 写真の大きさ 写真の大きさは、原則としてL判とする。 ただし、次の場合は別の大きさとすることができる。 (ア) 着工前、完成写真等のつなぎ写真とした方がよいもの。 (イ) 異形ブロック等同一写真が数多くなるものは、代表写真を除き密着写真とする。 (ウ) 監督職員が指示するものについては指示した大きさとする。</p> <p>(5) 写真管理資料のまとめ方 工事写真帳は、原則としてA4判とする。</p> <p>(6) 工事写真撮影基準 工事写真の撮影は、写真管理基準に示すものを標準とする。 (イ) 特殊な場合で監督職員が指示するものについては、指示した項目、頻度で撮影する。 (ロ) 写真の撮影に当たっては、原則として次の項目を記載した小黒板等を被写体とともに写しこむこととする。 (a) 工事名、(b) 工種等、(c) 測点(位置)、(d) 設計寸法、(e) 実測寸法、(f) 略図 (8) 情報化施工 「T Sを用いた出来形管理要領（土工編）」（平成24年3月29日付け国官技第347号、国総公第85号）による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は同要領の規定による。</p>	<p style="text-align: center;">5 写真管理</p> <p>(1) 写真管理基準 この写真管理基準は、土木工事施工管理基準(5)の(エ)に規定する写真管理の基準を定めたものである。</p> <p>(2) 工事写真の分類 工事写真は下記のように分類する。</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">工事写真</div> <ul style="list-style-type: none"> — 着手前及び完成写真 — 施工状況写真 — 安全管理写真 — 使用材料写真 — 品質管理写真 — 出来形管理写真 — 災害写真 — イメージアップ写真 — その他（公害、環境、補償等） </div> <p>(3) 写真の色彩 写真は、原則としてカラー写真とする。</p> <p>(4) 写真の大きさ 写真の大きさは、原則としてL判とする。 ただし、次の場合は別の大きさとすることができる。 (ア) 着工前、完成写真等のつなぎ写真とした方がよいもの。 (イ) 異形ブロック等同一写真が数多くなるものは、代表写真を除き密着写真とする。 (ウ) 監督職員が指示するものについては指示した大きさとする。</p> <p>(5) 写真管理資料のまとめ方 工事写真帳は、原則としてA4判とする。</p> <p>(6) 工事写真撮影基準 工事写真の撮影は、写真管理基準に示すものを標準とする。 (イ) 特殊な場合で監督職員が指示するものについては、指示した項目、頻度で撮影する。 (ロ) 写真の撮影に当たっては、原則として次の項目を記載した小黒板等を被写体とともに写しこむこととする。 (a) 工事名、(b) 工種等、(c) 測点(位置)、(d) 設計寸法、(e) 実測寸法、(f) 略図 (7) 情報化施工 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。 また、「T S・G N S Sを用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。</p>	無	
		無	
		無	
		無	
		無	
		無	
		無	
		無	
		無	
		無	
		無	
		無	
		無	
		無	
		無	
		無	
		無	
		有	表記修正
		有	諸基準類の改定に伴う
(9) その他	(8) その他	有	表記修正

現行（平成28年版）				改定（令和3年版）				改定				
撮影箇所一覧表（全体）				撮影箇所一覧表（全体）				有無	改定理由			
区分		写真管理項目		区分		写真管理項目						
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	摘要								
着手前・完成	着手前	全景又は代表部分写真	着手前1回 〔着手前〕		着手前・完成	着手前	全景又は代表部分写真	着手前1回 〔着手前〕	無			
	完成	全景又は代表部分写真	施工完了後1回 〔完成後〕			完成	全景又は代表部分写真	施工完了後1回 〔完成後〕	無			
施工状況	工事施工中	全景又は代表部分の工事進捗状況	月1回 〔月末〕		施工状況	工事施工中	全景又は代表部分の工事進捗状況	月1回 〔月末〕	無			
		施工中の写真	工種、種別毎に設計図書、施工計画書に従い施工していることが確認できるように適宜 〔施工中〕				創意工夫・社会性等に関する実施状況の確認できるように適宜 〔施工中〕	創意工夫・社会性等に関する実施状況の提出資料に添付	施工中の写真		工種、種別毎に設計図書、施工計画書に従い施工していることが確認できるように適宜 〔施工中〕	無
			創意工夫・社会性等に関する実施状況の確認できるように適宜 〔施工中〕						創意工夫・社会性等に関する実施状況の提出資料に添付		無	
	仮設(指定仮設)	使用材料、仮設状況、形状寸法	1 施工箇所に1回 〔施工前後〕	仮設(指定仮設)		使用材料、仮設状況、形状寸法	1 施工箇所に1回 〔施工前後〕	無				
図面との不一致	図面と現地との不一致の写真	必要に応じて 〔発生時〕	工事打合簿に添付する。	図面との不一致	図面と現地との不一致の写真	必要に応じて 〔発生時〕	工事打合簿に添付する。	無				
							ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)における空中写真測量(UAV)」による場合は、撮影毎に1回(写真測量に使用したすべての画像(ICONフォルダに格納)) 〔発生時〕		有	新規追加		
							ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)における地上型レーザーキャナ(TLS)、地上移動体搭載型レーザーキャナ(地上移動体搭載型LS)、無人航空機搭載型レーザーキャナ(UAVレーザー)、TS(ノンプリズム方式)、TS等光波方式、RTK-GNSS)による場合は、計測毎		有	新規追加		

現行（平成28年版）				改定案（令和3年版）				改定				
撮影箇所一覧表（品質管理）				撮影箇所一覧表（品質管理）				有無	改定理由			
番号	工種	写真管理項目		概要	番号	工種	写真管理項目			概要		
		撮影項目	撮影頻度 [時期]				撮影項目	撮影頻度 [時期]				
11	路床安定処理工	現場密度の測定	路床毎に1回		11	路床安定処理工	現場密度の測定	路床または施工箇所毎に1回[試験実施中] ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する		有	新規追加	
		ブルーフローリング	[試験実施中]				ブルーフローリング	路床毎に1回		無		
		平板載荷試験					平板載荷試験	[試験実施中]		無		
		現場CBR試験					現場CBR試験			無		
		含水比試験	降雨後または含水比の変化が認められた場合 [試験実施中]				含水比試験	降雨後または含水比の変化が認められた場合 [試験実施中]		無		
たわみ量	ブルーフローリングの不良個所について実施 [試験実施中]	たわみ量	ブルーフローリングの不良個所について実施 [試験実施中]	無								
12	表層安定処理工 (表層混合処理)	含水比試験	降雨後または含水比の変化が認められた場合 [試験実施中]		12	表層安定処理工 (表層混合処理)	含水比試験	降雨後または含水比の変化が認められた場合 [試験実施中]		無		
		現場密度の測定	材質毎に1回 [試験実施中]				現場密度の測定	材質毎に1回 [試験実施中] ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する		有		新規追加
		ブルーフローリング	工種毎に1回 [試験実施中]				ブルーフローリング	工種毎に1回 [試験実施中]		無		
		平板載荷試験	材質毎に1回				平板載荷試験	材質毎に1回 [試験実施中]		無		
		現場CBR試験	[試験実施中]				現場CBR試験	[試験実施中]		無		
		たわみ量	ブルーフローリングの不良個所について実施 [試験実施中]				たわみ量	ブルーフローリングの不良個所について実施 [試験実施中]		無		
15	補強土壁工	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中]		15	補強土壁工	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中] ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する		有	新規追加	
18 19	河川・海岸土工 (施工)	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中]		18 19	河川・海岸土工 (施工)	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中] ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する		有	新規追加	
		土の含水比試験	含水比に変化が認められた場合 [試験実施中]				土の含水比試験	含水比に変化が認められた場合 [試験実施中]		無		
		コーン指数の測定	トラフィカビリティが悪い場合 [試験実施中]				コーン指数の測定	トラフィカビリティが悪い場合 [試験実施中]		無		
20	砂防土工	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中]		20	砂防土工	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中] ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する		有	新規追加	

現行（平成28年版）				改定案（令和3年版）				改定				
撮影箇所一覧表（品質管理）				撮影箇所一覧表（品質管理）				有無	改定理由			
番号	工種	写真管理項目		概要	番号	工種	写真管理項目			概要		
		撮影項目	撮影頻度 [時期]				撮影項目	撮影頻度 [時期]				
21	道路土工 (施工)	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中]		21	道路土工 (施工)	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中] ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する		有	新規追加	
		ブルーフローリング	工種毎に1回 [試験実施中]				ブルーフローリング	工種毎に1回 [試験実施中]		無		
		平板載荷試験	土質毎に1回				平板載荷試験	土質毎に1回 [試験実施中]		無		
		現場CBR試験	[試験実施中]				現場CBR試験	[試験実施中]		無		
		含水比試験	降雨後又は含水比の変化が認められた場合 [試験実施中]				含水比試験	降雨後又は含水比の変化が認められた場合 [試験実施中]		無		
		コーン指数の測定	トラフィカビリティが悪い場合 [試験実施中]				コーン指数の測定	トラフィカビリティが悪い場合 [試験実施中]		無		
		たわみ量	ブルーフローリングの不良個所について実施 [試験実施中]				たわみ量	ブルーフローリングの不良個所について実施 [試験実施中]		無		
23	コンクリートダム (材料)	アルカリ骨材反応対策	採取地毎に1回 [試験実施中]		23	コンクリートダム (材料)	アルカリ骨材反応対策	採取地毎に1回 [試験実施中]		無		
		骨材の密度及び吸水率試験	[試験実施中]				骨材の密度及び吸水率試験	[試験実施中]		無		
		骨材のふるい分け試験					骨材のふるい分け試験			無		
		砂の有機不純物試験	砂質毎に1回				砂の有機不純物試験	砂質毎に1回		無		
		モルタルの圧縮強度による砂の試験	[試験実施中]				モルタルの圧縮強度による砂の試験	[試験実施中]		無		
		骨材の微粒分量試験	骨材毎に1回				骨材の微粒分量試験	骨材毎に1回		無		
		粗骨材中の軟石量試験	[試験実施中]				粗骨材中の軟石量試験	[試験実施中]		無		
		骨材中の粘土塊量の試験					骨材中の粘土塊量の試験			有		誤記修正
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験					硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験			無		
		粗骨材のすりへり試験					粗骨材のすりへり試験			無		
		骨材中の比重1.95の液体に浮く粒子の試験					骨材中の比重1.95の液体に浮く粒子の試験			無		
25	吹付けコンクリート (NATM)	塩化物総量規制	配合毎に1回		25	吹付けコンクリート (NATM)	塩化物総量規制	配合毎に1回		無		
		コンクリートの圧縮強度試験	[試験実施中]				コンクリートの圧縮強度試験	[試験実施中]		無		
							圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できるもの					
		スランプ試験	品質に変化が認められた場合				スランプ試験	品質に変化が認められた場合 [試験実施中]		無		
		空気量測定	[試験実施中]				空気量測定	[試験実施中]		無		
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]				コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]		無		
							吹付けコンクリートの初期強度	トンネル施工長40mごとに1回		有		新規追加

現行（平成28年版）				改定案（令和3年版）				改定		
撮影箇所一覧表（品質管理）				撮影箇所一覧表（品質管理）				有無	改定理由	
番号	工種	写真管理項目		番号	工種	写真管理項目				摘要
		撮影項目	撮影頻度 [時期]			撮影項目	撮影頻度 [時期]			
				34	中層混合処理	テーブルフロー試験	適宜 [試験実施中]		有	新規追加
						土の一軸圧縮試験	材質毎に1回 [試験実施中]		有	新規追加
				38	砂防ソイルセメント (転圧タイプ)	ふるい分け試験 (粒度試験)	1回/1材料 [試験実施中]		有	新規追加
						含水比試験			有	新規追加
						現場密度の測定			有	新規追加
						圧縮強度試験			有	新規追加
						六価クロム溶出試験			有	新規追加
				39	砂防ソイルセメント (流動タイプ)	含水率試験	1施工箇所または 材料毎に1回		有	新規追加
						密度試験 (セメントミルク密度)	1施工箇所1回		有	新規追加
						圧縮強度試験	1施工箇所または 材料毎に1回		有	新規追加
						六価クロム溶出試験	1回/1材料 [試験実施中]		有	新規追加

現行（平成28年版）						改定（令和3年版）						改定							
撮影箇所一覧表（出来形管理）						撮影箇所一覧表（出来形管理）						有無	改定理由						
【第1編 共通編】						【第1編 共通編】													
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	編	章	節			条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]					撮影項目	撮影頻度[時期]						
1 共通編	2 土工	3 河川・ 海岸・ 砂防土工	2		掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 〔掘削中〕	1-2-3-2	1 共通編	2 土工	3 河川・ 海岸・ 砂防土工	2		掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 〔掘削中〕	1-2-3-2	無	
						法長 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所 に1回 〔掘削後〕								法長 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所 に1回 〔掘削後〕			
							「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」による1工事1回 〔掘削後〕	・出来映えの撮影 ・TSの設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況がわかるように撮影								「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 多点計測技術(面管理の場合)による場合は1工事に1回 〔掘削後〕	・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影	有	諸基準類の改定に伴う
																		有	諸基準類の改定に伴う

現行（平成28年版）						改定（令和3年版）						改定						
撮影箇所一覧表（出来形管理）						撮影箇所一覧表（出来形管理）						有無	改定理由					
【第1編 共通編】						【第1編 共通編】												
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]								撮影項目	撮影頻度[時期]		
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	3		盛土工	巻出し厚	200mに1回 〔巻出し時〕	1-2-3-3	1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	3		盛土工	巻出し厚	200mに1回 〔巻出し時〕	1-2-3-3	無
						縮固め状況	転圧機械又は地質が変わる毎に1回 〔縮固め時〕								縮固め状況	転圧機械又は地質が変わる毎に1回 〔縮固め時〕		無
						法長幅 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕								法長幅 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		無
						〔TSを用いた出来形管理要領(土工編)〕による1工事1回〔施工後〕	・出来映えの撮影 ・TSの設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況がわかるように撮影							〔3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 多点計測技術(面管理の場合)〕による場合は1工事に1回〔施工後〕	・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影	有	諸基準類の改定に伴う	
															〔3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 多点計測技術(面管理の場合)〕に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。		有	諸基準類の改定に伴う

現行（平成28年版）										改定（令和3年版）										改定	
撮影箇所一覧表（出来形管理）										撮影箇所一覧表（出来形管理）										有無	改定理由
【第1編 共通編】										【第1編 共通編】											
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要				
						撮影項目	撮影頻度[時期]								撮影項目	撮影頻度[時期]					
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2		掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 〔掘削中〕	1-2-4-2	1 共通編	2 土工	4 道路土工	2		掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 〔掘削中〕	1-2-4-2	無			
						法長 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所 に1回〔掘削後〕								法長 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所 に1回〔掘削後〕		無			
							「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」による1工事1回〔掘削後〕	・出来映えの撮影 ・TSの設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況がわかるように撮影							「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は1工事に1回〔掘削後〕	・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影	有	諸基準類の改定に伴う			
																		有	諸基準類の改定に伴う		

現行（平成28年版）							改定（令和3年版）							改定				
撮影箇所一覧表（出来形管理）							撮影箇所一覧表（出来形管理）							有無	改定理由			
【第1編 共通編】							【第1編 共通編】											
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	編	章	節	条	枝番			工種	写真管理項目	
						撮影項目	撮影頻度[時期]							撮影項目	撮影頻度[時期]			
1 共通編	2 土工	4 道路土工	3 4		路体盛土工 路床盛土工	巻出し厚	200mに1回 〔巻出し時〕	1-2-4-3	1 共通編	2 土工	4 道路土工	3 4		路体盛土工 路床盛土工	巻出し厚	200mに1回 〔巻出し時〕	1-2-4-3	無
																		有 諸基準類の改定に伴う
						締固め状況	転圧機械又は地質が変わる毎に1回 〔締固め時〕	締固め状況							転圧機械又は地質が変わる毎に1回 〔締固め時〕	無		
						法長幅 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所1回 〔施工後〕	法長幅 ※右のいずれかで撮影する。							200m又は1施工箇所1回 〔施工後〕	無		
						〔TSを用いた出来形管理要領(土工編)による1工事1回〔施工後〕	・出来映えの撮影 ・TSの設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況がわかるように撮影							・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影	有 諸基準類の改定に伴う			
															〔3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 多点計測技術(面管理の場合)〕に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。	有 諸基準類の改定に伴う		

現行（平成28年版）							改定（令和3年版）							改定					
撮影箇所一覧表（出来形管理）							撮影箇所一覧表（出来形管理）							有無	改定理由				
【第3編 土木工事共通編】							【第3編 土木工事共通編】												
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要		
						撮影項目	撮影頻度[時期]								撮影項目	撮影頻度[時期]			
3	2	3	16	1	PC箱桁製作工	シーす、PC鋼材配置状況	桁毎に1回 〔打設前〕	3-2-3-16	3	2	3	16	1	PC箱桁製作工	シーす、PC鋼材配置状況	桁毎に1回 〔打設前〕	3-2-3-16	無	
						幅(上)	桁毎に1回 〔型枠取外し後〕								無				
						幅(下)	桁毎に1回 〔型枠取外し後〕								有	誤記修正			
						高さ	桁毎に1回 〔型枠設置後〕								無				
3	2	4	6		深礎工	根入長	全数量 〔掘削後〕	3-2-4-7	3	2	4	6		深礎工	根入長	全数量 〔掘削後〕	3-2-4-7	無	
						偏心量	全数量 〔施工後〕								有	誤記修正			
						ライナープレート設置状況	1施工箇所 〔掘削後〕								無				
						土質	土質の変わる毎 〔掘削中〕								無				
3	2	6	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-7	3	2	6	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-7	無	
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕								無				
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕								有	諸基準類の改定に伴う			
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕								有	諸基準類の改定に伴う			

現行（平成28年版）											改定（令和3年版）											改定	
撮影箇所一覧表（出来形管理）											撮影箇所一覧表（出来形管理）											有無	改定理由
【第3編 土木工事共通編】											【第3編 土木工事共通編】												
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要						
						撮影項目	撮影頻度[時期]									撮影項目		撮影頻度[時期]					
3	2	6	7	2	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回	3-2-6-7	3	2	6	7	2	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回	3-2-6-7	無					
						転圧状況	[施工中]								転圧状況	[施工中]							
						整正状況	各層毎400mに1回 [整正後]								整正状況	各層毎400mに1回 [整正後]							
						厚さ	各層毎200mに1回 [整正後]								厚さ	各層毎200mに1回 [整正後]							
																	有	諸基準類の改定に伴う					
																		有	諸基準類の改定に伴う				
3	2	6	7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回	3-2-6-7	3	2	6	7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回	3-2-6-7	無					
						転圧状況	[施工中]								転圧状況	[施工中]							
						整正状況	各層毎400mに1回 [整正後]								整正状況	各層毎400mに1回 [整正後]							
						厚さ	1,000㎡に1回 [整正後] ※コアを採取した場合は写真不要								厚さ	1,000㎡に1回 [整正後] ※コアを採取した場合は写真不要							
																	有	諸基準類の改定に伴う					
																		有	諸基準類の改定に伴う				
3	2	6	7	4	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回	3-2-6-7	3	2	6	7	4	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回	3-2-6-7	無					
						転圧状況	[施工中]								転圧状況	[施工中]							
						整正状況	各層毎400mに1回 [整正後]								整正状況	各層毎400mに1回 [整正後]							
						幅	各層毎80mに1回 [整正後]								幅	各層毎80mに1回 [整正後]							
																	有	諸基準類の改定に伴う					
3	2	6	7	5	アスファルト舗装工 (基層工)	整正状況	400mに1回 [整正後]	3-2-6-7	3	2	6	7	5	アスファルト舗装工 (基層工)	整正状況	400mに1回 [整正後]	3-2-6-7	無					
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 [散布時]								タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 [散布時]							

現行（平成28年版）										改定（令和3年版）										改定	
撮影箇所一覧表（出来形管理）										撮影箇所一覧表（出来形管理）										有無	改定理由
【第3編 土木工事共通編】										【第3編 土木工事共通編】											
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	有無	改定理由		
						撮影項目	撮影頻度[時期]								撮影項目	撮影頻度[時期]					
事 共 通 編	工	装 工				幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕		事 共 通 編	工	装 工				幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕		有	諸基準類の改定に伴う		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8 1	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-8	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8 1	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-8	無			
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕								転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕					
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕								厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕					
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕					
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8 2	2	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-8	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8 2	2	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-8	無			
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕								転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕					
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕								厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕					
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕					

現行（平成28年版）										改定（令和3年版）										改定	
撮影箇所一覧表（出来形管理）										撮影箇所一覧表（出来形管理）										有無	改定理由
【第3編 土木工事共通編】										【第3編 土木工事共通編】											
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	有無	改定理由		
						撮影項目	撮影頻度[時期]								撮影項目	撮影頻度[時期]					
3	2	6	8	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-8	3	2	6	8	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-8	無			
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕								転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕					
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要								厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回					
					幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕							幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕	有	諸基準類の改定に伴う					
3	2	6	8	4	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-8	3	2	6	8	4	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-8	無			
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕								転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕					
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕					
					幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕							幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕	有	諸基準類の改定に伴う					
3	2	6	9	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-9	3	2	6	9	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-9	無			
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕								転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕					
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕								厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕					
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕					
					幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕							幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕	有	諸基準類の改定に伴う					

現行（平成28年版）										改定（令和3年版）										改定	
撮影箇所一覧表（出来形管理）										撮影箇所一覧表（出来形管理）										有無	改定理由
【第3編 土木工事共通編】										【第3編 土木工事共通編】											
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	有無	改定理由		
						撮影項目	撮影頻度[時期]								撮影項目	撮影頻度[時期]					
3	2	6	9	2	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-9	3	2	6	9	2	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-9	無			
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕								転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕					
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕								厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕					
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕					
3	2	6	9	3	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-9	3	2	6	9	3	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-9	無			
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕								転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕					
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要								厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回					
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕					
3	2	6	9	4	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-9	3	2	6	9	4	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-9	無			
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕								転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕					
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕					

現行（平成28年版）										改定（令和3年版）										改定	
撮影箇所一覧表（出来形管理）										撮影箇所一覧表（出来形管理）										有無	改定理由
【第3編 土木工事共通編】										【第3編 土木工事共通編】											
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	有無	改定理由		
						撮影項目	撮影頻度[時期]								撮影項目	撮影頻度[時期]					
3	2	6	10	1	透水性舗装工 路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回	3-2-6-9	3	2	6	10	1	透水性舗装工 路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回	3-2-6-9	無			
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕								転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕					
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕								整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕					
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕								厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕					
					幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕							幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕		有	諸基準類の改定に伴う				
					厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕							厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕		有	諸基準類の改定に伴う				
					幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕							幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕		有	諸基準類の改定に伴う				
					厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕							厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕		有	諸基準類の改定に伴う				
					幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕							幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕		有	諸基準類の改定に伴う				
					厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕							厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕		有	諸基準類の改定に伴う				
					幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕							幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕		有	諸基準類の改定に伴う				
					厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕							厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕		有	諸基準類の改定に伴う				
					幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕							幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕		有	諸基準類の改定に伴う				
					厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕							厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕		有	諸基準類の改定に伴う				
					幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕							幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕		有	諸基準類の改定に伴う				
					厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕							厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕		有	諸基準類の改定に伴う				
					幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕							幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕		有	諸基準類の改定に伴う				

現行（平成28年版）										改定（令和3年版）										改定	
撮影箇所一覧表（出来形管理）										撮影箇所一覧表（出来形管理）										有無	改定理由
【第3編 土木工事共通編】										【第3編 土木工事共通編】											
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	有無	改定理由		
						撮影項目	撮影頻度[時期]								撮影項目	撮影頻度[時期]					
3	2	6	12	2	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-12	3	2	6	12	2	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-12	無			
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕								転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕					
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕								厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は 各層毎1工事に1回					
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は 各層毎1工事に1回 〔修正後〕					
3	2	6	12	3	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青)安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-12	3	2	6	12	3	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青)安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-12	無			
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕								転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕					
						厚さ	1,000㎡に1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要								厚さ	1,000㎡に1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は 各層毎1工事に1回					
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は 各層毎1工事に1回 〔修正後〕					
3	2	6	12	4	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	修正状況	400mに1回 〔修正後〕	3-2-6-12	3	2	6	12	4	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	修正状況	400mに1回 〔修正後〕	3-2-6-12	無			
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕								タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕					
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は 各層毎1工事に1回 〔修正後〕					
3	2	6	12	5	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	石粉、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	3-2-6-12	3	2	6	12	5	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	石粉、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	3-2-6-12	無			

現行（平成28年版）										改定（令和3年版）										改定	
撮影箇所一覧表（出来形管理）										撮影箇所一覧表（出来形管理）										有無	改定理由
【第3編 土木工事共通編】										【第3編 土木工事共通編】											
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	有無	改定理由		
						撮影項目	撮影頻度[時期]								撮影項目	撮影頻度[時期]					
木 工 事 共 通 編	般 施 工	般 舗 装 工				スリップバー、 タイバー寸法、 位置	80mに1回 〔据付後〕		木 工 事 共 通 編	般 施 工	般 舗 装 工				スリップバー、 タイバー寸法、 位置	80mに1回 〔据付後〕		無			
						鉄網寸法 位置	80mに1回 〔据付後〕								鉄網寸法 位置	80mに1回 〔据付後〕					
						平坦性	1工事に1回 〔実施中〕								平坦性	1工事に1回 〔実施中〕					
						厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕								厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は 各層毎1工事に1回					
					目地段差	1工事に1回								目地段差	1工事に1回			無			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	6	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-12	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	6	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-12	無			
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕								転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕					
						厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕								厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は 各層毎1工事に1回					
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は 各層毎1工事に1回 〔修正後〕					
																		有	諸基準類の改定に伴う		
																		有	諸基準類の改定に伴う		

現行（平成28年版）										改定（令和3年版）										改定	
撮影箇所一覧表（出来形管理）										撮影箇所一覧表（出来形管理）										有無	改定理由
【第3編 土木工事共通編】										【第3編 土木工事共通編】											
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要				
						撮影項目	撮影頻度[時期]								撮影項目	撮影頻度[時期]					
3	2	6	12	7	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-12	3	2	6	12	7	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-12	無			
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕								転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕					
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕								厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕					
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕					
3	2	6	12	8	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-12	3	2	6	12	8	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-12	無			
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕								転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕					
						厚さ	1,000㎡に1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要								厚さ	1,000㎡に1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕					
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕					
3	2	6	12	9	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	改正状況	400mに1回 〔修正後〕	3-2-6-12	3	2	6	12	9	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	改正状況	400mに1回 〔修正後〕	3-2-6-12	無			
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕								タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕					
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕					

現行（平成28年版）										改定（令和3年版）										改定	
撮影箇所一覧表（出来形管理）										撮影箇所一覧表（出来形管理）										有無	改定理由
【第3編 土木工事共通編】										【第3編 土木工事共通編】											
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	有無	改定理由		
						撮影項目	撮影頻度[時期]								撮影項目	撮影頻度[時期]					
3	2	6	12	10	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	敷均し厚さ	400mに1回 [施工中]	3-2-6-12	3	2	6	12	10	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	敷均し厚さ	400mに1回 [施工中]	3-2-6-12	無			
						転圧状況	各層毎200mに1回 [型枠据付後]								転圧状況	各層毎200mに1回 [施工中]				有	諸基準類の改定に伴う
						厚さ	各層毎200mに1回 [型枠据付後]								厚さ	各層毎200mに1回 [型枠据付後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は 各層毎1工事に1回					
					平坦性	1工事に1回 [実施中]								平坦性	1工事に1回 [実施中]			無			
3	2	6	12	11	コンクリート舗装工 (連続鉄筋コンクリート舗装工)	石粉、 プライムコート	各層毎に1回 [散布時]	3-2-6-12	3	2	6	12	11	コンクリート舗装工 (連続鉄筋コンクリート舗装工)	石粉、 プライムコート	各層毎に1回 [散布時]	3-2-6-12	有	新規追加		
						鉄筋寸法 位置	80mに1回 [据付後]								鉄筋寸法 位置	80mに1回 [据付後]					
						横膨張目地部 ダウエルバー 寸法、位置	1施工箇所に1回 [据付後]								横膨張目地部 ダウエルバー 寸法、位置	1施工箇所に1回 [据付後]					
						縦そり突合せ 目地部・縦そり ダミー目地部タ イバー寸法、位	80mに1回 [据付後]								縦そり突合せ 目地部・縦そり ダミー目地部タ イバー寸法、位	80mに1回 [据付後]					
						平坦性	1工事に1回 [実施中]								平坦性	1工事に1回 [実施中]					
						厚さ	各層毎200mに1回 [型枠据付後] [スリップフォーム工法の場合は打設前後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は 各層毎1工事に1回								厚さ	各層毎200mに1回 [型枠据付後] [スリップフォーム工法の場合は打設前後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は 各層毎1工事に1回					
																					目地段差
3	2	6	13	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 [施工中]	3-2-6-13	3	2	6	13	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 [施工中]	3-2-6-13	無			
						転圧状況	各層毎400mに1回 [修正後]								転圧状況	各層毎400mに1回 [修正後]					
						厚さ	各層毎200mに1回 [修正後]								厚さ	各層毎200mに1回 [修正後]					
						幅	各層毎80mに1回 [修正後]								幅	各層毎80mに1回 [修正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は 各層毎1工事に1回 [修正後]					

現行（平成28年版）										改定（令和3年版）										改定	
撮影箇所一覧表（出来形管理）										撮影箇所一覧表（出来形管理）										有無	改定理由
【第3編 土木工事共通編】										【第3編 土木工事共通編】											
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	有無	改定理由		
						撮影項目	撮影頻度[時期]								撮影項目	撮影頻度[時期]					
3	2	6	13	2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-13	3	2	6	13	2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-13	無			
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕								転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕					
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕								厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕					
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕					
3	2	6	13	3	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-13	3	2	6	13	3	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-13	無			
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕								転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕					
						厚さ	1,000㎡に1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は写真 不要								厚さ	1,000㎡に1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は写真 不要					
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕					
3	2	6	13	4	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-13	3	2	6	13	4	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-13	無			
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕								転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕					
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕					
						厚さ	400mに1回 〔修正後〕								厚さ	400mに1回 〔修正後〕					
3	2	6	13	5	薄層カラー舗装工 (基層工)	転圧状況	400mに1回 〔修正後〕	3-2-6-13	3	2	6	13	5	薄層カラー舗装工 (基層工)	転圧状況	400mに1回 〔修正後〕	3-2-6-13	無			
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕								タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕					
						厚さ	1,000㎡に1回 〔修正後〕								厚さ	1,000㎡に1回 〔修正後〕					
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕					

現行（平成28年版）										改定（令和3年版）										改定	
撮影箇所一覧表（出来形管理）										撮影箇所一覧表（出来形管理）										有無	改定理由
【第3編 土木工事共通編】										【第3編 土木工事共通編】											
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	有無	改定理由		
						撮影項目	撮影頻度[時期]								撮影項目	撮影頻度[時期]					
3	2	6	14	1	ブロック舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-14	3	2	6	14	1	ブロック舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-14	無			
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕								転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕					
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕								整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕					
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕								厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕					
					幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕		有	諸基準類の改定に伴う			
3	2	6	14	2	ブロック舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-14	3	2	6	14	2	ブロック舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-14	無			
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕								転圧状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕					
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕								厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕					
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕					
					幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕							幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕		有	諸基準類の改定に伴う				
					厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真 不要							厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真 不要		無					
					幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕							幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕		有	諸基準類の改定に伴う				
3	2	6	14	3	ブロック舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-14	3	2	6	14	3	ブロック舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-14	無			
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕								転圧状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕					
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕								厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕					
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕					
					幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕							幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕		有	諸基準類の改定に伴う				
					厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕							厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕		無					
					幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕							幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕		有	諸基準類の改定に伴う				
3	2	6	14	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-14	3	2	6	14	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-14	無			
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕								転圧状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕					
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕								厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕					
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕					
					幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕							幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕		有	諸基準類の改定に伴う				
					厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕							厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕		無					
					幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕							幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕		有	諸基準類の改定に伴う				

現行（平成28年版）										改定（令和3年版）										改定	
撮影箇所一覧表（出来形管理）										撮影箇所一覧表（出来形管理）										有 無	改定理由
【第3編 土木工事共通編】										【第3編 土木工事共通編】											
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要				
					撮影項目	撮影頻度[時期]	撮影項目								撮影頻度[時期]						
3	2	6	14	5	ブロック舗装工 (基層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	3-2-6-14	3	2	6	14	5	ブロック舗装工 (基層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	3-2-6-14	無			
					タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	タックコート、 プライムコート		各層毎に1回 〔散布時〕												
3	2	6	15		路面切削工	幅 厚さ	1施工箇所1回 〔施工後〕	3-2-6-15	3	2	6	15		路面切削工	幅 厚さ(基準高)	1施工箇所1回 〔施工後〕 ただし、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領(案)舗 装工編 多点計測技術(面管 理の場合)」による場合は 1工事に1回 〔施工後〕	3-2-6-15	有	諸基準類の改定に伴う		
3	2	7	9		固結工 (粉末噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	位置・間隔	1施工箇所1回 〔打込後〕	3-2-7-9	3	2	7	9	1	固結工 (粉末噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (生石灰パイル工)	位置・間隔	1施工箇所1回 〔打込後〕	3-2-7-9	無			
						杭径	1施工箇所1回 〔打込前後〕								深度	1施工箇所1回 〔打込前後〕		無			
																				ただし、「スラリー攪拌工」にお いて「3次元計測技術を用い た出来形管理要領(案)固結 工(スラリー攪拌工)編」によ り出来形管理資料を提出す る場合は、出来形管理に関 する写真管理項目を省略可 き。	有
									3	2	7	9	2	固結工 (中層混合処理)	施工厚さ 幅	1,000㎡～4,000㎡につき1 回、又は施工延長40m(測点 間隔25mの場合は50m)につ き1回。 〔施工厚さ 施工中〕 〔幅 施工後〕 ただし、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領(案)表 層安定処理等・固結工(中層 混合処理)編」により出来形 管理資料を提出する場合は、 出来形管理に関する写真管 理項目を省略できる。	3-2-7-9	有	新規追加		
3	2	14	4	1	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法長、 幅、 高さ、 枠中心間隔	200m又は1施工箇所1回 〔施工後〕	3-2-14-4	3	2	14	4	1	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法長、 幅、 高さ、 枠中心間隔	200m又は1施工箇所1回 〔施工後〕 ただし、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領(案)法 面工編」に基づき写真測量に 用いた画像を納品する場合 には、写真管理に代えること ができる。	3-2-14-4	有	諸基準類の改定に伴う		

現行（平成28年版）										改定案（令和3年版）										改定	
撮影箇所一覧表（出来形管理）										撮影箇所一覧表（出来形管理）										有無	改定理由
【第10編 道路編】										【第10編 道路編】											
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要				
						撮影項目	撮影頻度[時期]								撮影項目	撮影頻度[時期]					
10	3	6	8		橋台躯体工	厚さ 天端幅(橋軸方向) 敷幅(橋軸方向) 高さ 胸壁の高さ 天端長 敷長	全数量 〔型枠取外し後〕	10-3-6-8	10	3	6	8		橋台躯体工	厚さ 天端幅(橋軸方向) 敷幅(橋軸方向) 高さ 胸壁の高さ 天端長 敷長	全数量 〔型枠取外し後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 構造物工編(試行)」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形計測状況を1工事1回	10-3-6-8	有	諸基準類の改定に伴う		
10	3	7	9	1	橋脚躯体工 (張出式)	厚さ 天端幅 敷幅 高さ 天端長 敷長	全数量 〔型枠取外し後〕	10-3-7-9	10	3	7	9	1	橋脚躯体工 (張出式)	厚さ 天端幅 敷幅 高さ 天端長 敷長	全数量 〔型枠取外し後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 構造物工編(試行)」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形計測状況を1工事1回	10-3-7-9	有	諸基準類の改定に伴う		
10	3	7	9	2	橋脚躯体工 (ラーメン式)	厚さ 天端幅 敷幅 高さ 長さ	全数量 〔型枠取外し後〕	10-3-7-9	10	3	7	9	2	橋脚躯体工 (ラーメン式)	厚さ 天端幅 敷幅 高さ 長さ	全数量 〔型枠取外し後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 構造物工編(試行)」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形計測状況を1工事1回	10-3-7-9	有	諸基準類の改定に伴う		

現行（平成28年版） 撮影箇所一覧表（出来形管理）							改定案（令和3年版） 撮影箇所一覧表（出来形管理）							改定						
撮影箇所一覧表（その他）							撮影箇所一覧表（その他）							有 無	改定理由					
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	編	章	節	条	枝番			工種	写真管理項目		摘要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]										撮影項目	撮影頻度[時期]		
その他				維持修繕工関係	視線誘導標	出来ばえ	施工日に1回 〔施工後〕	その他	その他					維持修繕工関係	視線誘導標	出来ばえ	施工日に1回 〔施工後〕	その他	無	
					清掃(路面、標識、側溝、集水桝)	出来ばえ	施工日に1回 〔施工前後〕	その他							清掃(路面、標識、側溝、集水桝)	出来ばえ	施工日に1回 〔施工前後〕	その他	無	
					区画線路面表示	出来ばえ	施工日に1回 〔施工前後〕	その他							区画線路面表示	出来ばえ	施工日に1回 〔施工前後〕	その他	無	
						材料使用量	全数量 〔施工前後〕	その他								材料使用量	全数量 〔施工前後〕	その他	無	
					街路樹植樹	出来ばえ	適宜 〔施工前後〕	その他							街路樹植樹	出来ばえ	適宜 〔施工前後〕	その他	無	
					街路樹補強補植	出来ばえ	適宜 〔施工前後〕	その他							街路樹補強補植	出来ばえ	適宜 〔施工前後〕	その他	無	
					街路樹剪力	出来ばえ	街路樹50本に1回、グリーンベルト100mに1回 〔施工前後〕	その他							街路樹剪定	出来ばえ	街路樹50本に1回、グリーンベルト100mに1回 〔施工前後〕	その他	有	誤記修正
					街路樹消毒、施肥	出来ばえ	街路樹50本に1回、グリーンベルト100mに1回 〔施工中〕	その他							街路樹消毒、施肥	出来ばえ	街路樹50本に1回、グリーンベルト100mに1回 〔施工中〕	その他	無	
					街路樹雪囲	出来ばえ	適宜 〔施工後〕	その他							街路樹雪囲	出来ばえ	適宜 〔施工後〕	その他	無	
					排雪除雪	施工状況、機種	施工中に1回 〔施工中〕	その他							排雪除雪	施工状況、機種	施工中に1回 〔施工中〕	その他	無	
					凍結防止剤散布	出来ばえ	施工中に1回 〔施工中〕	その他							凍結防止剤散布	出来ばえ	施工中に1回 〔施工中〕	その他	無	
						材料使用量	全数量 〔施工前後〕	その他								材料使用量	全数量 〔施工前後〕	その他	無	
					河川除草	出来ばえ	1kmに1回 (1回刈毎) 〔施工前後〕	その他							河川除草	出来ばえ	1kmに1回 (1回刈毎) 〔施工前後〕	その他	無	
					応急処置	処理の状況	その都度 〔施工前後〕	その他	有	新規追加										

03 品質管理の試験項目及び規格値（港湾漁港編）

2. 石材等

2-1 砂

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1)敷砂 2)改良杭材 3)置換材	材質	外観	観察	異物の混入のないこと。	施工中適宜		
		種類、品質及び粒度	JIS A 1102 JIS A 1204	「特」による。	搬入前、採取地毎に1回	試験成績表を提出	
		シルト以下の細粒含有率	JIS A 1204又はメシシ法 「特」による。	15%以下 「特」による。	搬入前、採取地毎に1回 「特」による。	試験成績表を提出	サンドドレーンにおける排水層として使用される敷砂は20%以下
4)中詰砂	材質	種類	観察	「特」による。	施工中適宜		
		外観	観察	異物の混入のないこと。	施工中適宜		
		最大粒径	観察	「特」による。	施工中適宜		
		単位体積重量	観察	「特」による。	搬入前、採取地毎に1回	試験成績表を提出	湿潤又は飽和状態の材料について単位体積重量を確認する。
5)載荷材	材質	外観	観察	異物の混入のないこと。	施工中適宜		
		種類、品質及び粒度	JIS A 1102 JIS A 1204	「特」又はJISの規定による。	搬入前、採取地毎に1回	試験成績表を提出	
		単位体積重量	「特」による。	「特」による。	搬入前、採取地毎に1回	試験成績表を提出	湿潤又は飽和状態の材料について単位体積重量を確認する。

注)「特」;図面及び特記仕様書

2-2 砂利・碎石

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1)碎石	材質	外観	観察	異物の混入のないこと。	施工中適宜		
		粒度	JIS A 1102 JIS A 1204	「特」による。	搬入前、産地毎に1回	試験成績表を提出	
		比重	JIS A 1110	「特」による。	搬入前、産地毎に1回	試験成績表を提出	
		吸水量	JIS A 1110	「特」による。	搬入前、産地毎に1回	試験成績表を提出	

2-3 石

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1)石	材質	外観	観察	うすつぶらなもの、細長いものであってはならない。扁平細長でなく、風化凍壊の恐れのないものでなければならぬ。	施工中適宜		
		石の種類	観察	「特」による。	施工中適宜		
		比重	JIS A 5006	「特」による。	産地毎に1回	試験成績表を提出	石質の変化がない場合は1年以内の試験成績表とする。
		規定外質量の比率	観察	「特」及びJIS A 5006による。	施工中適宜		

03 品質管理の試験項目及び規格値（港湾漁港編）

3. 鋼材

3-4 控工

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) 腹起し							3-2鋼板及び形鋼等を適用する。
2) タイロッド	本体・付属品の化学成分、機械的性質	(一般構造用圧延鋼材の場合)JISに適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	JIS G 3101	ロット毎	試験成績表(検査証明書)を提出	
		(高張力鋼材の場合)機械的性質は表1に、化学成分は「特」及び承諾した規格に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	機械的性質は表1、化学成分は「特」及び承諾した規格とする。	ロット毎	試験成績表(検査証明書)を提出	
	外観	有害な傷、変形等がないこと。	観察	異常が認められないこと。	搬入時、全数		
	形状寸法	「特」の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	監督職員が承諾した図面	搬入時	試験成績表(検査証明書)を提出	
	組立引張試験	本体の棒径部で破断すること。「特」に適合していること。	監督職員が承諾する方法「特」による。	本体の引張強さ以上「特」による。	「特」又は監督職員の指示による。	試験成績表を提出	
3) タイワイヤー	本体・付属品の化学成分、機械的性質	JISに適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	JIS G 3502 JIS G 3536 JIS G 3506 JIS G 3521	ロット毎	試験成績表(検査証明書)を提出	
		被覆材	「特」の規格に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	JIS K 6922-2	ロット毎	試験成績表を提出
	外観	有害な傷、変形等がないこと。	観察	異常が認められないこと。	搬入時、全数		
	形状寸法	「特」の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	監督職員が承諾した図面	搬入時	試験成績表(検査証明書)を提出	
	組立品引張試験	本体の棒径部で破断すること。「特」に適合していること。	監督職員が承諾する方法「特」による。	本体の引張強さ以上「特」による	「特」又は監督職員の指示による。	試験成績表を提出	

表1 高張力鋼の機械的性質

種類	降伏点応力 N/mm ²	引張強度 N/mm ²	伸び %
高張力鋼 490	325以上	490以上	22以上
＃ 590	390以上	590以上	21以上
＃ 690	440以上	690以上	19以上
＃ 740	540以上	740以上	17以上

注) 応力度は特性値を示す

(赤枠削除)

注) 「特」; 図面及び特記仕様書

03 品質管理の試験項目及び規格値 (港湾漁港編)

4. 防食材料

4-1 アルミニウム合金陽極

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1)電気防食陽極	陽極の種類,化学成分	承諾した品質に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	監督職員が承諾した図面	搬入前	試験成績表(検査証明書)を提出	
	形状寸法	承諾図等の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認	監督職員が承諾した図面 各陽極の形状寸法の許容範囲は±5%以内とする。	搬入前、全数	工場の測定表を提出	
	質量	承諾した品質に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認 計量器により測定	各陽極の質量の許容範囲は±2%以内とし取付総質量は陽極1個の標準質量の和を下回ってはならない。ただし、陽極1個の標準質量が30kg未満の陽極質量の許容範囲は±4%の範囲とする。	搬入前、全数 搬入時、適宜	工場の測定表を提出	
	陽極板の電流効率等(陽極電位、発生電流) 陽極性能	「特」の値に適合していること。 陽極電位(閉路電位) 発生電流量	製造工場の試験成績表により確認	90%以上 -1,050mV以下(vs飽和甘こう電極(SCE)) 2,600A・h/kg以上	搬入前 搬入前	試験成績表を提出 試験成績表を提出	

5. 防舷材

5-1 ゴム防舷材

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1)ゴム防舷材	材質	ゴムの物理試験(引張試験、硬さ試験、老化試験等)による材質が表2に適合、かつ耐久性試験を行ってもクラックや欠陥がないこと。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認。 耐久性については、ゴム防舷材耐久性証明事業を実施する機関の証明書により確認。	表2 JIS K 6250 JIS K 6251 JIS K 6253-3 JIS K 6257-1993 JIS K 6259 耐久性試験による	製造前 ロットに使用した練りゴムより試料1セット	試験成績表(検査証明書)を提出。 耐久性については、ゴム防舷材耐久性証明事業を実施する機関の証明書を提出	耐久性試験:市販されている形状・性能等が同等な最小サイズ以上の防舷材を用い、最大150秒間でメーカーの定める標準比率まで3,000回の繰り返し圧縮試験
	性能	反力及び吸収エネルギー	「特」による。 製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	「特」による。	搬入前 10本に1本	試験成績表(検査証明書)を提出	
	外観	有害な傷等がないこと。	観察	異常が認められないこと。	搬入時、適宜		
	形状寸法	長さ、幅、高さ、肉厚ボルトの穴径及び中心間隔等	製造工場の測定結果表により確認	「特」及び監督職員が承諾した詳細図等	搬入前、全数	工場の測定表を提出	製造工場の測定結果表により確認。
2)取付金具	外観	有害な傷等がないこと。	観察	異常が認められないこと。	搬入時、適宜		
	形状寸法	「特」の形状寸法に適合していること。	観察	「特」及び監督職員が承諾した詳細図等	搬入時、適宜		

表2 ゴムの物理的性質

試験項目	基準	値	試験規格
促進引張強さ	加熱前値の80%以上		JIS K 6251
老化伸び	加熱前値の80%以上		JIS K 6251
試験硬さ	加熱前値の+8を越えないこと		JIS K 6253-3
耐老化性	静的オゾン劣化	72時間後に目視で、き裂発生がないこと	JIS K 6259-1

(赤枠削除)

03 品質管理の試験項目及び規格値 (港湾漁港編)

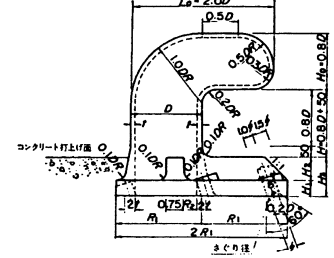
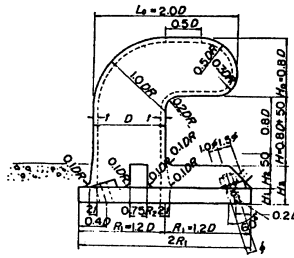
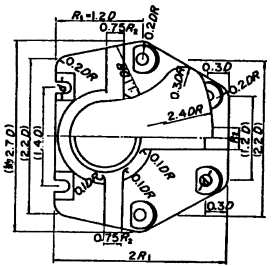
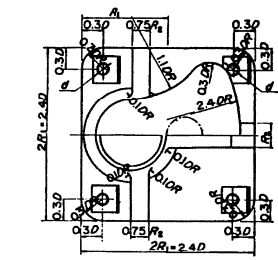
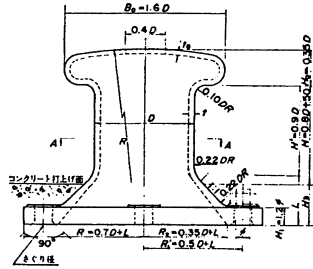
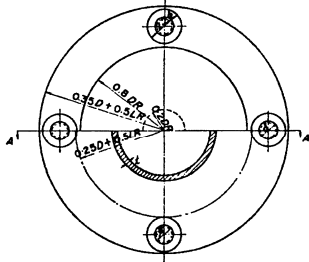
6. 係船柱

6-1 係船柱

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1)係船柱	本体・付属品の化学成分、機械的性質	JISの規定による。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	表3	1溶解毎	試験成績表(検査証明書)を提出	
	外観	有害な傷、変形等がないこと。	観察	異常が認められないこと。	搬入時、全数		
	形状寸法	「特」の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認	図5-1~3及び表4	搬入前、全数	工場の測定表を提出	

設計けん引力が50, 100, 150, 250kNの場合

設計けん引力が350, 500, 700, 1000kNの場合



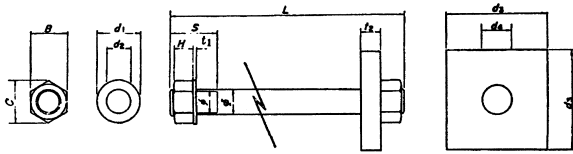
注: ()内は R₁=1.2Dの場合

略称	設計けん引力 (kN)	胴部			頭部			アンカーボルト		底			板			質量 (kg/個)
		胴径 D (mm)	胴高 H (mm)	厚さ t (mm)	頭部幅 B ₀ (mm)	頭部高 H ₀ (mm)	厚さ t ₀ (mm)	呼び径 φ (mm)	本数 (本)	底板厚さ H ₁ (mm)	外形高さ H ₂ (mm)	2R ₂ (mm)	内径 2R ₁ (mm)	アンカーボルト径 φ (mm)	質量 (kg/個)	
直柱 150	150	250	250	20	400	87	15	36	4	45	100	600	500	420	43	130
直柱 250	250	300	290	20	480	105	15	48	4	60	130	720	600	510	56	220
直柱 350	300	290	25	480	105	16	48	6	60	130	720	600	510	56	230	
直柱 500	350	330	27	560	122	18	56	6	70	160	840	700	600	66	360	
直柱 700	400	370	30	640	140	20	64	6	80	190	960	800	680	74	530	
直柱 1000	450	410	35	720	157	26	64	8	80	270	1,180	1,000	860	74	820	
直柱 1500	550	490	40	880	192	30	80	8	100	340	1,440	1,220	1,040	91	1,480	
直柱 2000	650	570	43	1,040	227	30	90	8	110	410	1,700	1,440	1,240	101	2,250	

図-1 直柱の標準寸法と設計けん引力

略称	設計けん引力 (kN)	胴部			頭部			アンカーボルト		底			板			質量 (kg/個)	
		胴径 D (mm)	胴高 H (mm)	厚さ t (mm)	頭部幅 B ₀ (mm)	頭部高 H ₀ (mm)	厚さ t ₀ (mm)	呼び径 φ (mm)	埋込み角 (°)	底板厚さ 2R ₁ (mm)	底板厚さ H ₁ (mm)	リブ幅 R ₂ (mm)	リブ高 H ₂ (mm)	埋込み角 (°)	アンカーボルト径 φ (mm)		質量 (kg/個)
曲柱 50	50	150	170	20	300	120	20	20	4	22	360	20	50	60	90	27	70
曲柱 100	100	200	210	20	400	160	20	27	4	22	480	40	60	70	110	35	140
曲柱 150	150	250	250	20	500	200	20	33	4	22	600	50	80	80	130	42	245
曲柱 250	250	300	290	21	600	240	21	42	4	22	720	65	100	95	160	52	420
曲柱 350	350	300	290	25	600	240	25	42	6	22	720	65	100	95	160	52	440
曲柱 500	500	350	330	29	700	280	29	48	6	22	840	70	140	100	170	66	655
曲柱 700	700	400	370	33	800	320	33	56	6	22	1,000	90	160	120	210	68	1,100
曲柱 1000	1000	450	410	39	900	360	39	64	6	22	1,200	95	220	125	220	78	1,670

図-2 曲柱の標準寸法と設計けん引力



アンカーボルト			六角ナット			平座金			アンカー板			1組当り質量 (kg)		
呼び径 φ (mm)	ピッチ P (mm)	谷径 φ (mm)	長さ L (mm)	ねじ長さ S (mm)	H (mm)	B (mm)	C (mm)	d ₁ (mm)	d ₂ (mm)	t ₁ (mm)	d ₃ (mm)		d ₄ (mm)	t ₂ (mm)
M20	2.5	17.294	450	60	16	30	34.6	37	22	3.2	80	22	16	2
M27	3	23.752	600	75	22	41	47.3	50	30	4.5	108	30	22	5
M33	3.5	29.211	700	75	26	50	57.7	60	36	6	132	36	25	6
M36	4	31.670	750	75	29	55	63.5	66	39	6	144	39	28	11
M42	4.5	37.129	850	100	34	65	75.0	78	45	7	168	45	35	17
M49	5	42.587	1,000	100	38	75	86.5	92	52	8	192	51	40	20
M56	5.5	50.046	1,150	120	45	85	98.1	105	62	9	225	61	45	40
M64	6	57.505	1,300	120	51	95	110	115	70	9	256	70	55	62
M80	6	73.505	1,600	150	64	115	133	140	86	12	320	86	65	115
M90	6	83.505	1,800	150	72	130	150	160	96	12	360	96	75	166

図-3 アンカーボルト標準寸法

表3 係船柱及び付属品の材質

(赤枠削除)

名称	材質
係船柱本体	JIS G 5101 SC450
アンカーボルト	JIS G 3101 SS400
六角ナット	JIS B 1181 並 3級、4T
平座金	JIS B 1256 並丸、鋼
アンカー板	JIS G 3101 SS400 又は JIS G 5101 SC450

表4 寸法の許容範囲 (単位: mm)

寸法区分	長さの許容範囲
100以下	± 2
100を超え 200以下	± 2.5
200を超え 400以下	± 4
400を超え 800以下	± 6
800以上	± 8

注)「特」:図面及び特記仕様書

03 品質管理の試験項目及び規格値（港湾漁港編）

7. 車止め・縁金物

7-1 車止め・縁金物

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) 鋼製 (縁金物を含む)	本体、被覆材、付属品の化学成分、機械的性質	JISの規定による。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	表5	搬入前	試験成績表(検査証明書)を提出	
	外観	使用上有害な反り、溶接部の不良箇所等がないこと。	観察	異常が認められないこと。	搬入時、適宜		
	形状寸法	「特」の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認	「特」による。	搬入前、全数	工場の測定表を提出	
2) その他 (縁金物を含む)	材質	「特」の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認	「特」による。	搬入前	試験成績表(検査証明書)を提出	
	外観	使用上有害な反り等がないこと。	観察	異常が認められないこと。	搬入時、適宜		
	形状寸法	「特」の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認	「特」による。	搬入前、全数	工場の測定表を提出	

表 5 車止め及び付属品の材質規格

名称	規格
車止め	JIS G 3193 鋼板
アングル	JIS G 3192 等辺山形鋼
基礎ボルト	JIS B 1178 J形
六角ナット	JIS B 1181 並3、7H、4T

8. マット

8-1 アスファルトマット

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) アスファルト マット(洗掘防 止)	材質	合材の配合、合材の強度、アスファルトの針入度、マットの押抜き強度が「特」に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認	「特」による。	1,000㎡に1回	試験成績表及び配合表を提出	アスファルト舗装を適用する。
	外観	補強材の種類は「特」に適合していること。	観察	「特」による。	搬入時、適宜		
	形状寸法	厚さ	スチールテープ等で測定	「特」による。	20枚に1枚を2箇所	管理表を作成し提出	
		幅及び長さ	スチールテープ等で測定	「特」による。	20枚に1枚を1箇所	管理表を作成し提出	
2) 摩擦増大用 マット	材質	合材の配合、合材の強度、アスファルトの針入度が「特」に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認	「特」による。	1,000㎡に1回	試験成績表及び配合表を提出	アスファルト舗装を適用する。
	外観						8-1-1アスファルトマット(洗掘防止)を適用する。
	形状寸法						8-1-1アスファルトマット(洗掘防止)を適用する。

港湾漁港工事出来形管理基準

章	工 種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所 ・ 結果の整理方法	摘要	
				測定方法	測定密度			
1. 共通的工程								
1-1 浚渫土工	1. 土砂掘削	＝一般土木編 1 共通編 4 章 土工を適用する						
	2. 土砂盛土	＝一般土木編 1 共通編 4 章 土工を適用する						
1-21 圧密・排水工	1. サンドドレーン	位置	±100mm	自動位置決め装置又はトランシット及び光波測距儀による	移動毎及び監督職員の指示による	管理図に測定結果を記入	自動位置決め装置を使用している場合、その作動状況が確認されていれば不要	
		天端高	+規定しない -0	打込記録の確認	全数	打込記録紙及び管理表を作成		+ 設計値より浅い(高い)ことをいう。 - 設計値より深い(低い)ことをいう。 ()は陸上。
		先端深度	+0 -規定しない					
		砂の投入量						
	2. 敷砂均し	延長	+規定しない -0	スチールテープ、間縄、光波測距儀等による	施工完了後	管理図に測定結果を記入	管理図に天端高、法肩、法尻、天端幅及び法面勾配を記入	
		天端高	天端高: ±300mm 天端幅、法面勾配: 「特」による	陸上部: スチールテープ、レベル、光波測距儀等による	測線間隔20m以下 測点間隔10m以下			
		天端幅	天端幅、法面勾配: 「特」による	水中部: スチールテープ、間縄、レッド又は音響測深機等による	測線間隔20m以下 測点間隔20m以下			
		法面勾配						
	3. 載荷土砂	延長	+規定しない -0	スチールテープ、間縄、光波測距儀等による	施工完了後	管理図に延長を記入	管理図に天端高、法肩、法尻、天端幅及び法面勾配を記入	
		天端高	天端高: ±500mm 天端幅、法面勾配: 「特」による	陸上部: スチールテープ、レベル、光波測距儀等による	測線間隔20m以下 測点間隔10m以下			
		天端幅	天端幅、法面勾配: 「特」による	水中部: スチールテープ、間縄、レッド又は音響測深機等による	測線間隔20m以下 測点間隔20m以下			
		法面勾配						
4. ベーバードレーン	位置	±100mm	自動位置決め装置又はトランシット及び光波測距儀による	移動毎及び監督職員の指示による	管理図に測定結果を記入	自動位置決め装置を使用している場合、その作動状況が確認されていれば不要		
	天端高	+規定しない -0	打込記録の確認	全数	打込記録紙及び管理表を作成		+ 設計値より浅い(高い)ことをいう。 - 設計値より深い(低い)ことをいう。 ()は陸上。	
	先端深度	+0 -規定しない						
	ドレーン材の打込長							打込記録紙に砂の打込長を記入
5. グラベルマット	延長	+規定しない -0	スチールテープ、間縄、光波測距儀等による	施工完了後	管理図に延長を記入	管理図に天端高、法肩、法尻、天端幅及び法面勾配を記入		
	天端高	天端高: ±300mm 天端幅、法面勾配: 「特」による	陸上部: スチールテープ、レベル、光波測距儀等による	測線間隔20m以下 測点間隔10m以下				
	天端幅	天端幅、法面勾配: 「特」による	水中部: スチールテープ、間縄、レッド又は音響測深機等による	測線間隔20m以下 測点間隔20m以下				
	法面勾配							
6. グラベルサンドドレーン	位置	±100mm	自動位置決め装置又はトランシット及び光波測距儀による	移動毎及び監督職員の指示による	管理図に測定結果を記入	自動位置決め装置を使用している場合、その作動状況が確認されていれば不要		
	天端高	+規定しない -0	打込記録の確認	全数	打込記録紙及び管理表を作成		+ 設計値より浅い(高い)ことをいう。 - 設計値より深い(低い)ことをいう。 ()は陸上。	
	先端深度	+0 -規定しない						
	碎石の投入量							打込記録紙に砂の投入量・碎石の投入量を記入

港湾漁港工事出来形管理基準

章	工 種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所 ・ 結果の整理方法	摘要
				測定方法	測定密度		
1-32 締固工	1.ロッドコンパクション	位置	±100mm	自動位置決め装置又はトランシット及び光波測距儀による	移動毎及び監督職員の指示による	管理図に測定結果を記入	自動位置決め装置を使用している場合、その作動状況が確認されていれば不要
		充填材の投入量				測定記録等の提出	
		天端高	+規定しない -0	打込記録の確認	全数	打込記録の提出	+：設計値より浅い(高い)ことをいう。 -：設計値より深い(低い)ことをいう。 ()は陸上。
		先端深度	+0 -規定しない				
	2.サンドコンパクションパイル	位置	±100mm	自動位置決め装置又はトランシット及び光波測距儀による	移動毎及び監督職員の指示による	管理図に測定結果を記入	自動位置決め装置を使用している場合、その作動状況が確認されていれば不要
		天端高	+規定しない -0	打込記録の確認	砂杭全数	打込記録紙及び管理表を作成	+：設計値より浅い(高い)ことをいう。 -：設計値より深い(低い)ことをいう。 ()は陸上。
		先端深度	+0 -規定しない			打込記録紙に砂の圧入量を記入	
		砂の投入量					
		盛上り量		レベル、音響測深機又はレッドによる	完了後、測線・測点間隔は「特」による	盛上り量の平面図を作成	
	3.盛上土砂撤去	撤去量		レベル、音響測深機又はレッドによる	完了後、測線・測点間隔は「特」による	撤去量の平面図を作成	
4.敷砂均し	1-2-2敷砂均しを適用する						
1-43 固化工	1.深層混合処理杭	位置	トランシット及び光波測距儀等により測定する場合は「特」による。	自動位置決め装置又はトランシット及び光波測距儀による	海上施工：改良杭全数 陸上施工：「特」による	管理図に測定結果を記入	自動位置決め装置を使用している場合、その作動状況が確認されていれば不要
		鉛直度、接合	「特」による	トランシット、傾斜計等により処理機の鉛直度を測定	改良杭全数、深度方向に2～5m程度毎に測定(引抜きと貫入時)	改良杭先端部の軌跡図を作成	陸上施工は除く。
		天端高	+規定しない -0	深度計、ワイヤー線出長さ、潮位計、乾舷及び処理機等による	改良杭全数	打込記録紙又は打込記録データに天端高、先端深度を記入	+：設計値より浅い(高い)ことをいう。 -：設計値より深い(低い)ことをいう。 ()は陸上。
		先端深度	+0 -規定しない				
		固化材吐出量		流量計等により固化材のm当りの吐出量を確認	改良杭全数	打込記録紙又は打込記録データに固化材吐出量を記入	
		盛上り量		レベル、音響測深機又はレッドによる	改良前、改良後	盛上り量の図面を作成	
		1-2-2敷砂均しを適用する					
	3.事前混合処理	延長	+規定しない -0	スチールテープ、間縄、光波測距儀等による	施工完了後	管理図に測定結果延長を記入	
		天端高	「特」による	陸上部：スチールテープ、レベル、光波測距儀等による 水中部：スチールテープ、間縄、レッド又は音響測深機等による	測線間隔20m以下 測点間隔10m以下	管理図に測定結果天端高、天端幅を記入	
		天端幅			測線間隔20m以下 測点間隔20m以下		
	4.表層固化処理	延長	+規定しない -0	スチールテープ、間縄、光波測距儀等による	施工完了後	管理図に測定結果延長を記入	
		天端高	「特」による	スチールテープ、レベル、光波測距儀等による	測線間隔20m以下 測点間隔10m以下	管理図に測定結果天端高、天端幅、厚さを記入	
		天端幅					
	厚さ						

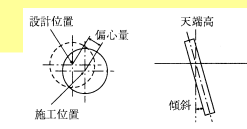
港湾漁港工事出来形管理基準

章	工 種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所 ・ 結果の整理方法	摘要	
				測定方法	測定密度			
1-54洗掘防止工	1.洗掘防止	敷設位置	「特」による	スチールテープ、間縄等による	始、終端及び変化する箇所毎並びに20mに1箇所以上	測定表及び敷設図を作成		
		重ね幅	500mm以上(アスファルトマット・繊維系マット、ゴムマット) 300mm以上(合成樹脂系マット)	スチールテープ等による	1枚に2点			
		延長	+規定しない -100mm	スチールテープ、間縄等による	マットの中心を区間毎及び全長			
1-65中詰工	1.砂・石材中詰	天端高	陸上±50mm 水中±100mm	レベル、スチールテープ等によりケーソン天端面からの下りを測定	1室につき1箇所	中心、管理表を作成		
	2.コンクリート中詰	天端高	陸上±30mm 水中±50mm	レベル、スチールテープ等によりケーソン天端面からの下りを測定	1室につき1箇所	中心、管理表を作成		
	3.プレバッドコンクリート中詰							
1-26蓋コンクリート工	1.蓋コンクリート	天端高	陸上±30mm 水中±50mm	レベル、スチールテープ等により測定	1室につき1箇所	中心、管理表を作成		
1-87蓋ブロック工	1.蓋ブロック製作	幅	+20mm, -10mm	スチールテープ等による	型枠取り後全数	管理表を作成		
		高さ	+20mm, -10mm					
		長さ	+20mm, -10mm					
		壁厚	±10mm					
		対角線						
	2.蓋ブロック据付	蓋ブロック据付(天端高)		レベル、スチールテープ等による	1室につき1箇所	管理表を作成		
1-98鋼矢板工	1. 先行掘削	位置	「特」による	トランシット、光波測距儀、スチールテープ等による	全数	測定表を作成		
		掘削長 掘削深度	「特」による	レベル等による	全数			
		掘削径	「特」による	スチールテープ等による(水中の場合は、ケーシング径等により確認)	全数 (水中の場合は適宜)			
	2. 鋼矢板	打込記録				40枚に1枚	打込記録を作成	
		矢板壁延長	+矢板1枚幅 -0	スチールテープ等による		施工中適宜 打込完了時	天端付近、管理表を作成	
		矢板法線に対する出入り	±100mm	トランシット、光波測距儀、スチールテープ等による		打込完了時、20枚に1枚及び計画法線の変化点	管理表を作成	全数を目視で確認
		矢板法線に対する傾斜	10/1,000以下	トランシット、光波測距儀、下げ振り、傾斜計等による		打込完了時、20枚に1枚及び計画法線の変化点		
		矢板法線方向の傾斜	上下の差が矢板1枚幅未満 10/1,000以下	トランシット、光波測距儀、下げ振り、傾斜計等による		施工中適宜 打込完了時 (両端部)		
		矢板天端高	±100mm	レベルによる		打込完了時、20枚に1枚		全数を目視で確認
				矢板継手部の離脱		観察(水中部は潜水士)	全数	観察結果を報告

港湾漁港工事出来形管理基準

章	工 種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所 ・ 結果の整理方法	摘要		
				測定方法	測定密度				
1-99 鋼矢板工	3. 鋼管矢板	打込記録			20本に1本	打込記録を作成			
		矢板壁延長	+矢板1枚幅 -0	スチールテープ等による	施工中適宜 打込完了時	天端付近	管理表を作成		
		矢板法線に対する出入り	±100mm	トランシット、光波測距儀、スチールテープ等による	打込完了時、10本に1本及び計画法線の変化点		管理表を作成	全数を目視で確認	
		矢板法線に対する傾斜	10/1,000以下	トランシット、光波測距儀、下げ振り、傾斜計等による	打込完了時、全数確認後10本に1本及び変化点				
		矢板法線方向の傾斜	上下の差が矢板1枚幅未満 10/1,000以下	トランシット、光波測距儀、下げ振り、傾斜計等による	施工中適宜 打込完了時 (両端部)				
		矢板天端高	±100mm	レベルによる	打込完了時、10本に1本			全数を目視で確認	
		矢板継手部の離脱		観察(水中部は潜水士)	全数		観察結果を報告		
1-100 控工	1. 控鋼矢板	打込記録			40枚に1枚	打込記録を作成			
		矢板壁延長	+矢板1枚幅 -0	スチールテープ等による	施工中適宜 打込完了時	天端付近			
		矢板法線に対する出入り	±100mm	トランシット、光波測距儀、スチールテープ等による	打込完了時、20枚に1枚及び計画法線の変化点		管理表を作成	全数を目視で確認	
		矢板法線に対する傾斜	10/1,000以下	トランシット、光波測距儀、下げ振り、傾斜計等による	打込完了時、20枚に1枚及び計画法線の変化点				
		矢板法線方向の傾斜	上下の差が矢板1枚幅未満 10/1,000以下	トランシット、光波測距儀、下げ振り、傾斜計等による	施工中適宜 打込完了時(両端部)				
		矢板天端高	±100mm	レベルによる	打込完了時、20枚に1枚			全数を目視で確認	
		矢板継手部の離脱		観察(水中部は潜水士)	全数		観察結果を報告		
	2. 控鋼杭	打込記録				1本/20本	打込記録を作成		
		杭頭中心位置	100mm以下	トランシット、光波測距儀、スチールテープ等による	打込完了時、全数		管理表を作成		
		杭天端高	±50mm	レベルによる	打込完了時、全数				
		杭の傾斜	直杭2°以下 斜杭3°以下	トランシット、光波測距儀、下げ振り、傾斜計等による	打込完了時、全数				
		幅	+20mm -10mm	スチールテープ等による	型枠取外し後全数			管理表を作成	
		3. プレキャストコンクリート控壁	高さ	+20mm -10mm					
			長さ	+20mm -10mm					
壁厚	±10mm								
法線に対する出入り	±50mm		トランシット、光波測距儀、スチールテープ等による	据付後7ロック1個につき2箇所		最下段、最上段、管理表を作成			
隣接ブロックとの間隔	「特」による		スチールテープ等による	据付後7ロック1個につき2箇所		最下段、最上段、管理表を作成			
延長			スチールテープ等による	据付完了後、法線上		最上段、管理表を作成			
天端高			レベル等による	据付後7ロック1個につき2箇所		管理表を作成			

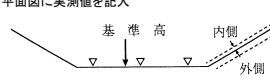
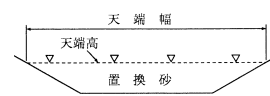
港湾漁港工事出来形管理基準

章	工 種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所 ・ 結果の整理方法	摘要
				測定方法	測定密度		
1-10 控工	4.場所打コンクリート控壁	天端高又は厚さ	±20mm	トランシット、光波測距儀、スチールテープ等による	1スパン3箇所	測定表を作成	天端高又は厚さの測定項目の選定は「特」による
		天端幅	±20mm	スチールテープ等による	1スパン3箇所		
		延長	+規定しない -0	スチールテープ等による	法線上		
		法線に対する出入り	±30mm	トランシット、光波測距儀、スチールテープ等による	1スパン2箇所		
	5.腹起	取付高さ		レベル等による	取付完了時、両端(継手毎)全数	管理表を作成	
		継手位置		観察	取付完了時、全数	観察結果を報告	
		ボルトの取付け		観察	取付完了時、全数		
		矢板と腹起しとの密着度		観察	タイロッド毎、全数		
	6.タイロッド取付	取付高さ及び水平度		レベル等による	締付後両端、全数	管理表を作成	腹起しに取付ける場合は不要
		矢板法線に対する取付角度及び取付間隔		スチールテープ等による	締付後両端、全数	管理表を作成	
		定着ナットの締付け	ねじ山が3つ山以上突き出していること	観察	全数	観察結果を報告	
		ターンバックルのねじ込み長さ	定着ナットの高さ以上	観察	全数		
		リングジョイントのコンクリートへの埋込み		観察	全数		
		支保材の天端高		レベル等による	適宜	管理表を作成	
		7.タイワイヤー取付	取付高さ		レベル等による	締付後両端、全数	
	矢板法線に対する取付角度及び取付間隔		スチールテープ等による	締付後両端、全数	管理表を作成		
	定着ナットの締付け	ねじ山が3つ山以上突き出していること	観察	全数	観察結果を報告		
	定着具端部栓の取付け		観察	全数			
1-11 鋼杭工	1.先行掘削	1-8-1先行掘削を適用する					
	4.鋼杭	打込記録			1本/20本	打込記録を作成	
		杭頭中心位置	100mm以下	トランシット、光波測距儀、スチールテープ等による	打込完了時、全数	管理表を作成	
		杭天端高	±50mm	レベル等による	打込完了時、全数		
杭の傾斜	直杭2°以下 斜杭3°以下	トランシット、光波測距儀、下げ振り、傾斜計等による	打込完了時、全数				
1-12 11コンクリート杭工	1.コンクリート杭	打込記録		JISA7201記録	支持杭:全数、それ以外:1本/20本	打込記録を作成	
		杭頭中心位置	100mm以下	トランシット、光波測距儀、スチールテープ等による	打込完了時、全数	管理表を作成	
		杭天端高	±50mm	レベル等による	打込完了時、全数		
		杭の傾斜	直杭2°以下 斜杭3°以下	トランシット、光波測距儀、下げ振り、傾斜計等による	打込完了時、全数		

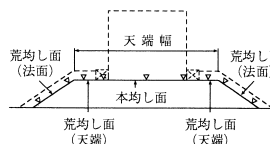
港湾漁港工事出来形管理基準

章	工 種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所 ・ 結果の整理方法	摘要	
				測定方法	測定密度			
1-412防食工	1.電気防食	取付位置	±200mm ※水深の変状等により図面通りに取付が困難な場合は別途協議	目視(承認された図面より確認)潜水士による	取付完了後、全数	測定表を作成		
		電位測定	飽和かんこう電極基準:-770mV 海水塩化銀基準:-780mV又は飽和硫酸銅電極基準:-850mV	測定機器による	取付完了後、測定端子取付箇所毎			
	2.FRPモルタル被覆	取付高さ(被覆範囲)	「特」による	レベル等による	完了後、保護カバーの上端又は下端高さ(被覆範囲の確認) 鋼管杭:全数 矢板:1打設3箇所以上	測定表を作成	測定密度における矢板の1打設とは、コンクリートモルタルの配合1回当たりの打設を示す	
	1-413防食工	3.ベトアラタム被覆	取付高さ(被覆範囲)	「特」による	レベル等による	完了後、保護カバーの上端又は下端高さ(被覆範囲の確認) 鋼管杭:全数 矢板:監督職員の指示による	測定表を作成	
		4.コンクリート被覆	高さ(被覆範囲)	「特」による	レベル等による	完了後、上端・下端高さ(被覆範囲の確認) 鋼管杭:全数 矢板:1打設3箇所以上	測定表を作成	測定密度における矢板の1打設とは、コンクリートモルタルの配合1回当たりの打設を示す
	5.防食塗装	高さ(被覆範囲)	「特」による	レベル等による	完了後、完了後、上端・下端高さ(被覆範囲の確認) 鋼管杭:全数 矢板:50㎡に1箇所以上	測定表を作成		
1-4413	コンクリート舗装工	道路については、一般土木編1共通編2章一般施工6節一般舗装工または6道路編2章舗装4節舗装工 3土木工事共通編2章一般施工6節一般舗装工または10道路編2章舗装4節舗装工を適用する						
1-4413	1.下層路盤	高さ	±40mm	レベル等による	延長20mに1箇所	中心及び両端部の3点、測定表を作成		
		厚さ	+規定しない -45mm	レベル等による	1000m2に1箇所	測定表を作成		
		幅	+規定しない -50mm	スチールテープ、光波測距儀等による	延長20mに1箇所			
		延長	+規定しない -0	スチールテープ、光波測距儀等による		両端2箇所、測定表を作成		
	2.上層路盤	厚さ	+規定しない -25mm	レベル等による	1000m2に1箇所	測定表を作成		
		幅	+規定しない -50mm	スチールテープ、光波測距儀等による	延長20mに1箇所			
		延長	+規定しない -0	スチールテープ、光波測距儀等による		両端2箇所、測定表を作成		
	3.路盤(船揚場)	高さ	±40mm	レベル等による	延長20m又は測点毎に1箇所	中心及び両端部の3点、測定表を作成		
		厚さ	+規定しない -45mm	レベル等による	延長20m又は測点毎に1箇所	測定表を作成		
		幅	+規定しない -50mm	スチールテープ等による	延長20m又は測点毎に1箇所			
		延長	+規定しない -0	スチールテープ等による		両端2箇所、測定表を作成		
	4.コンクリート舗装版	厚さ	+規定しない -10mm	レベル等による	延長20mに1箇所	中心及び両端部の3点、測定表を作成	コンクリート版の厚さ、その他を確認するため、監督職員が必要と認めるときは、コアを採取する	
		幅	+規定しない -25mm	スチールテープ、光波測距儀等による	延長20mに1箇所	測定表を作成		
		延長	+規定しない -0	スチールテープ、光波測距儀等による		両端2箇所、測定表を作成		
		平坦性	機械舗設 2mm以下 人力舗設 3mm以下	3mプロフィルメーターによる	各レーン毎全延長	記録紙及び管理表を作成		船揚場に適用しない

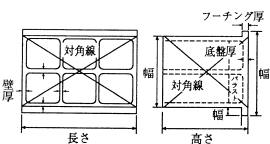
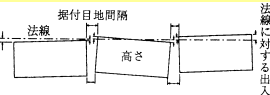
港湾漁港工事出来形管理基準

章	工種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所 ・ 結果の整理方法	摘要	
				測定方法	測定密度			
1-147	147アスルト舗装工	道路については、一般土木編 1 共通編 3 章一般施工 6 節一般舗装工または 6 道路編 2 章舗装 4 節舗装工 3 土木工事共通編 2 章一般施工 6 節一般舗装工または 10 道路編 2 章舗装 4 節舗装工を適用する						
	1. 下層路盤 2. 上層路盤 3. 基層 4. 表層	高さ	±50mm	レベル等による	延長20mに1箇所	中心及び両端部の3点、測定表を作成		
厚さ			+規定しない -45mm	レベル等による	1000m2に1箇所	測定表を作成		
幅			+規定しない -50mm	スチールテープ、光波測距儀等による	延長20mに1箇所			
延長			+規定しない -0	スチールテープ、光波測距儀等による		両端2箇所、測定表を作成		
		厚さ	+規定しない -30mm	レベル等による	1000m2に1箇所	測定表を作成		
幅			+規定しない -50mm	スチールテープ、光波測距儀等による	延長20mに1箇所			
延長			+規定しない -0	スチールテープ、光波測距儀等による		両端2箇所、測定表を作成		
		厚さ	+規定しない -12mm	抜き取りコアをスチールテープ等による	1000m2に1箇所	測定表を作成		
幅			+規定しない -25mm	スチールテープ、光波測距儀等による	延長20mに1箇所			
延長			+規定しない -0	スチールテープ、光波測距儀等による		両端2箇所、測定表を作成		
		厚さ	+規定しない -9mm	抜き取りコアをスチールテープ等による	1000m2に1箇所	測定表を作成		
幅			+規定しない -25mm	スチールテープ、光波測距儀等による	延長20mに1箇所			
延長	+規定しない -0		スチールテープ、光波測距儀等による		両端2箇所、測定表を作成			
平坦性	2.4mm以下		3mプロフィールメータによる	各レーン毎全延長	記録紙及び管理表を作成			
1-146	146植生工	一般土木編 1 共通編 3 章一般施工 3 節共通の工種 3 土木工事共通編 2 章一般施工 14 節法面工(共通)を適用する						
2. 土捨工								
2-1	2-1 浚渫土工	+浚渫土工	1-1 浚渫土工を適用する					
3. 海上地盤改良工								
3-1	3-1 床掘工	1.ポンプ床掘 2.グラブ床掘 3.硬土盤床掘 4.砕岩床掘 5.バックホウ床掘	水深(底面) 水深(法面)	±300mm又は「特」による 外側2,000mm内側300mm(法面に直角)又は「特」による	音響測深機、レッド又はレベル等による	「特」による。	平面図に実測値を記入 	断面図は監督職員が指示したときに作成
3-2	3-2 床盛土工	1.土砂掘削 2.土砂盛土	1-1-1 土砂掘削を適用する 1-1-2 土砂盛土を適用する					
3-32	3-32 置換工	1.置換材均し	延長 天端高 天端幅 法面	+規定しない -0 天端高: ±500mm 又は「特」による 天端幅・法面: 「特」による 天端幅・法面: +規定しない -500mm	スチールテープ、間縄、光波測距儀等による 陸上部: スチールテープ、レベル、光波測距儀等による 水中部: スチールテープ、間縄、レッド又は音響測深機等による	施工完了後 測線間隔20m以下 測点間隔10m以下 測線間隔20m以下 測点間隔20m以下	管理図に延長、天端高、法面、法尺、天端幅及び法面勾配を記入 	
3-43	3-43 圧密・排水工	1.圧密・排水工	1-21 圧密・排水工を適用する					
3-64	3-64 締固工	1.締固工	1-32 締固工を適用する					
3-65	3-65 固化工	1.固化工	1-43 固化工を適用する					

港湾漁港工事出来形管理基準

章	工 種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所 ・ 結果の整理方法	摘要		
				測定方法	測定密度				
4. 基礎工									
4-1基礎盛砂工	1.盛砂均し	延長	+規定しない -0	スチールテープ、間縄、光波測距機等による	施工完了後	管理図に延長を記入			
		天端高	天端高: ±300mm	スチールテープ、間縄、レッド又は音響測深機等による	測線間隔20m以下 測点間隔20m以下	管理図に天端高、法尻、法尻、天端幅及び法面勾配を記入			
		天端幅	天端幅・法面勾配は「特」による						
		法面勾配							
4-2洗掘防止工	1.洗掘防止工	1-64洗掘防止工を適用する							
4-3基礎捨石工	1.基礎捨石(均しを行わない面)	天端高	±700mm	音響測深機、レッド又はレベル等による	測線及び測点間隔は10m以下	出来形図を作成 			
		法面	±700mm		測線間隔は10m以下で測点3点以上、但し、マウンド厚2m以下の場合は2点以上				
		天端幅	+規定しない -100mm	スチールテープ、間縄等による	測線間隔10m以下				
		延長	+規定しない -100mm		法線上又は監督職員の指示による。				
	2.捨石本均し	天端高	±50mm	音響測深機、レッド又はレベル等による レベル又は「特」による	測線及び測点間隔は10m以下				
		天端幅	+規定しない -100mm	スチールテープ、間縄等による	測線間隔10m以下				
		延長	+規定しない -100mm		法線上又は監督職員の指示による。				
	3.捨石荒均し	天端高	係留施設・護岸・土留壁等の背面については、荒均しを適用しない。 ±500mm 岸壁前面+0、-200mm又は「特」による 異形ブロック据付面(整積)±300mm 又は「特」による。	音響測深機、レッド又はレベル等による	測線及び測点間隔は10m以下				
		法面	係留施設・護岸・土留壁等の背面については、荒均しを適用しない。 ±500mm(法面に直角) 異形ブロック据付面(整積)の高さ(法面に直角)±300mm又は「特」による。		測線間隔は10m以下で測点3点以上、但し、マウンド厚2m以下の場合は2点以上				
		天端幅	+規定しない -100mm	スチールテープ、間縄等による	測線間隔10m以下				
		延長	+規定しない -100mm		法線上又は監督職員の指示による。				
	4-4基礎ブロック工	1.基礎ブロック製作	幅	+20mm -10mm	スチールテープ等による			型枠取外し後全数	管理表を作成
高さ			+20mm -10mm						
長さ			+20mm -10mm						
壁厚			±10mm						
対角線									
型枠計上寸法(異形ブロック)			観察	型枠撤入後適宜		観察結果を報告			
ブロック外観(異形ブロック)			観察	全数					
4-4基礎ブロック工	2.基礎ブロック据付	法線に対する出入り	±50mm	スチールテープ等による	据付後ブロック1個につき2箇所	最下段、最上段、管理表を作成			
		隣接ブロックとの間隔	ブロック(方塊)30mm以下	スチールテープ等による	据付後ブロック1個につき2箇所	最下段、最上段、管理表を作成			
		延長		スチールテープ等による	据付完了後	法線上(最上段のみ)、管理表を作成			
		天端高		レベル等による	据付後ブロック1個につき2箇所	最上段のみ、管理表を作成			

港湾漁港工事出来形管理基準

章	工 種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所 ・ 結果の整理方法	摘要
				測定方法	測定密度		
4-5基礎栗石工	1.基礎栗石均し	天端高	±50mm	レベル又は「特」による	測線及び測点間隔は10m以下	均し出来形図を作成	
		天端幅	+規定しない -100mm	スチールテープ、間縄等による	側線間隔は10m以下		
		延長	+規定しない -0	スチールテープ、間縄等による	法線上		
6. 本体工(ケーソン式)							
5-1ケーソン製作	1.ケーソン製作	摩擦増大用マット敷設位置	「特」による	スチールテープ等による	始・終端及び変化する箇所毎	測定表及び敷設図を作成	
		高さ	+30mm -10mm	スチールテープ等による	完成時、四隅	管理表を作成	
		幅、長さ	+30mm -10mm	スチールテープ等による	各層完成時に中央部及び底版と天端は両端		
		壁厚	±10mm	スチールテープ等による	各層完成時、各壁1箇所		
		底版厚さ	+30mm -10mm	レベル、スチールテープ等による	底版完成時、各室中央部1箇所		
		フーチング高さ	+30mm -10mm	スチールテープ等による	底版完成時、四隅		
		対角線	±50mm	スチールテープ等による	底版完成時及び完成時		
		バラスト	砕石・砂土100mm コンクリート±50mm	レベル、レッド等による	各室中央部1箇所		
		投入量管理					
5-2ケーソン進水据付工	1.ケーソン進水据付工	法線に対する出入り	防波堤 ケーソン質量2,000t未満±200mm、 2,000t以上±300mm 又は「特」による 岸壁 ケーソン質量2,000t未満±100mm 2,000t以上±150mm	トランシット及びスチールテープ等による	据付完了後、両端2箇所	管理表を作成	
		据付目地間隔	防波堤 ケーソン質量2,000t未満 200mm以下 2,000t以上 300mm以下 又は「特」による 岸壁 ケーソン質量2,000t未満 100mm以下 2,000t以上 200mm以下	スチールテープ等による	据付完了後、天端2箇所		
		天端高さ		レベル等による	据付完了後、中詰完了時	四隅、管理表を作成	
		延長		スチールテープ等による	据付完了後	法線上、管理表を作成	
		1-65中詰工を適用する					
5-3中詰工	1.中詰工	1-65中詰工を適用する					
5-4蓋コンクリート工	1.蓋コンクリート工	1-76蓋コンクリート工を適用する					
5-5蓋ブロック工	1.蓋ブロック工	1-87蓋ブロック工を適用する					

港湾漁港工事出来形管理基準

章	工 種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所 ・ 結果の整理方法	摘要
				測定方法	測定密度		
6. 本體工(ブロック式)							
6-1本體ブロック製作工	1.本體ブロック製作	幅	+20mm -10mm	スチールテープ等による	型枠取り後全数	管理表を作成又は観察結果を報告 	
		高さ	+20mm -10mm				
		長さ	+20mm -10mm				
		壁厚	±10mm				
		対角線	±30mm				
		型枠計上寸法(異形ブロック)		観察	型枠搬入後適宜		
ブロック外観(異形ブロック)		観察	全数				
6-2本體ブロック据付工	1.本體ブロック据付	法線に対する出入り	±50mm	スチールテープ等による	据付後ブロック1個につき2箇所	最下段、最上段、管理表を作成	
		隣接ブロックとの間隔	L型ブロック・セルラーブロック50mm以下 直立消波ブロック・ブロック(方塊)30mm以下	スチールテープ等による	据付後ブロック1個につき2箇所	最下段、最上段、管理表を作成	
		延長		スチールテープ等による	据付完了後	法線上(最上段のみ)、管理表を作成	
		天端高		レベル等による	据付後ブロック1個につき2箇所	最上段のみ、管理表を作成	
6-3中詰工	1.中詰工	1-65中詰工を適用する					
6-4蓋コンクリート工	1.蓋コンクリート工	1-76蓋コンクリート工を適用する					
6-5蓋ブロック工	1.蓋ブロック工	1-87蓋ブロック工を適用する					
6-6前面壁ブロック工、張りブロック工	1.ブロック製作	幅	+20mm、-10mm	スチールテープ等による	型枠取り後10個に1個以上測定	管理表を作成	
		高さ	+20mm、-10mm				
		長さ	+20mm、-10mm				
		対角線	±30mm				
	2.ブロック据付	法線に対する出入り(先端止め壁のみ)	±50mm	スチールテープ等による	据付後ブロック1個につき1箇所	管理表を作成	
		隣接ブロックとの間隔	30mm以下	スチールテープ等による	据付後ブロック1個につき2箇所	管理表を作成	
		延長	+規定しない -0	スチールテープ等による	両端2箇所	上段、下段、管理表を作成	
		天端高	「特」による	レベル等による	据付後測線につき3箇所 前面壁は測線につき1箇所	下段、中斷、上段、管理表を作成	

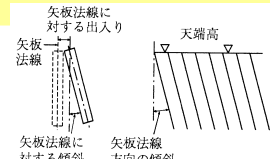
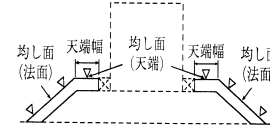
港湾漁港工事出来形管理基準

章	工 種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所 ・ 結果の整理方法	摘要
				測定方法	測定密度		
7. 本土工(場所打式)							
7-1場所打コンクリート工	1.防波堤	天端高又は厚さ	+規定しない -20mm 天端幅10m以下の場合 ±20mm 天端幅10mを超える場合 +50mm -20mm	レベル等による	型枠取外し後天端面は1スパン4箇所以上、バラベツ頂部は1スパン2箇所以上	測定表を作成	天端高又は厚さの測定項目の選定は「特」による
		天端幅	+規定しない -30mm 天端幅10m以下の場合 ±30mm 天端幅10mを超える場合 +50mm -30mm	スチールテープ等による	1スパン3箇所		
		延長	+規定しない -0	スチールテープ等による	法線上		
		法線に対する出入り	±50mm又は「特」による	トランシット、スチールテープ等による	1スパン2箇所		
7-1場所打コンクリート工	2.岸壁	天端高又は厚さ	+規定しない -20mm ±20mm	レベル、スチールテープ、スチールテープ等による	型枠取外し後1スパン3箇所	測定表を作成	天端高又は厚さの測定項目の選定は「特」による
		天端幅	+規定しない -20mm ±20mm	スチールテープ等による	1スパン3箇所		
		延長	+規定しない -0	スチールテープ等による	法線上		
		法線に対する出入り	±30mm	トランシット、スチールテープ等による	1スパン2箇所		
		防蔽材ベツド		スチールテープ等による	スパン毎		
7-2水中コンクリート工	1.水中コンクリート工	7-1場所打コンクリート工を適用する					
7-3プレハツドコンクリート工	1.プレハツドコンクリート工	7-1場所打コンクリート工を適用する					
7-4水中不分離性コンクリート工	1.水中不分離性コンクリート工	7-1場所打コンクリート工を適用する					
7-5止壁工	1.止壁コンクリート	天端高又は厚さ	±20mm	レベル、スチールテープ等による	測点毎に1箇所 測点間隔は10m以下	測定表を作成	天端高又は厚さの測定項目の選定は「特」による
		天端幅	±20mm	スチールテープ等による	測点毎に1箇所 測点間隔は10m以下		
		延長	+規定しない -0	スチールテープ等による	法線上		

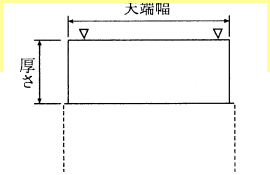
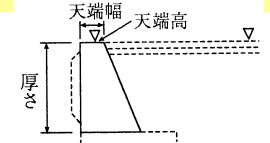
港湾漁港工事出来形管理基準

章	工 種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所 ・ 結果の整理方法	摘要
				測定方法	測定密度		
8. 本土工(捨石・捨ブロック)							
8-1洗掘防止工	1.洗掘防止工	1-64洗掘防止工を適用する					
8-2本体捨石工	1.本体捨石工	4-3基礎捨石工を適用する					
8-3捨ブロック工	1.捨ブロック製作	幅	+20mm -10mm	スチールテープ等による	型枠取外し後全数	管理表を作成	
		高さ	+20mm -10mm				
		長さ	+20mm -10mm				
		壁厚	±10mm				
		対角線					
		型枠計上寸法(異形ブロック)					
	ブロック外観(異形ブロック)		観察	10個に1個以上測定			
2.捨ブロック据付	法線に対する出入り	±50mm	スチールテープ等による	据付後7ブロック1個につき2箇所	最下段、最上段、管理表を作成		
	隣接ブロックとの間隔	ブロック(方塊)30mm以下	スチールテープ等による	据付後7ブロック1個につき2箇所	最下段、最上段、管理表を作成		
	延長		スチールテープ等による	据付完了後	法線上(最上段のみ)、管理表を作成		
	天端高		レベル等による	据付後7ブロック1個につき2箇所	最上段のみ、管理表を作成		
8-4場所打コンクリート工	1.場所打コンクリート工	天端高又は厚さ	±規定しない =20mm 天端幅10m以下の場合 ±20mm 天端幅10mを超える場合 +50mm -20mm	レベル等による	型枠取外し後天端面は1スパン4箇所以上、バラベツ頂部は1スパン2箇所以上	測定表を作成	天端高さの測定項目の選定は「特」による
		天端幅	±規定しない =30mm 天端幅10m以下の場合 ±30mm 天端幅10mを超える場合 +50mm -30mm	スチールテープ等による	1スパン3箇所		
		延長	+規定しない -0	スチールテープ等による	法線上		
		法線に対する出入り	±50mm又は「特」による	トランシット、スチールテープ等による	1スパン2箇所		
9. 本土工(鋼矢板式)							
9-1鋼矢板工	1.鋼矢板工	1-98鋼矢板工を適用する					
9-2控工	1.控工	1-149控工を適用する					

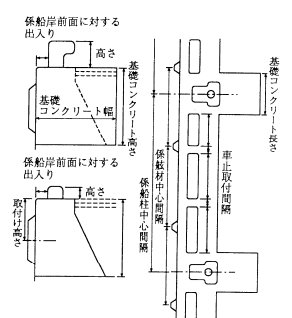
港湾漁港工事出来形管理基準

章	工 種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所 ・ 結果の整理方法	摘要
				測定方法	測定密度		
10. 本土工 (コンクリート矢板式)							
10-1コンクリート矢板工	1.コンクリート矢板工	矢板壁延長	+矢板1枚幅 -0	スチールテープ等による	施工中適宜 打込完了時 打込完了時	天端付近	
		矢板法線に対する出入り	±100mm 又は「特」による	トランシット、スチールテープ等による	打込完了時、20枚に1枚及び計画法線の変化点	管理表を作成 	全数を目視で確認
		矢板法線に対する傾斜	10/1000以下 又は「特」による	トランシット、下げ振り、傾斜計等による	打込完了時、20枚に1枚及び計画法線の変化点		
		矢板法線方向の傾斜	上下の差が矢板1枚幅未満 2/100以下	トランシット、下げ振り、傾斜計等による	施工中適宜 打込完了時 (両端部)		
		矢板天端高	±50mm	レベルによる	打込完了時、20枚に1枚		全数を目視で確認
		矢板継手部の離脱		観察(水中部は潜水士)	全数	観察結果を報告	
10-2控工	1.控工	1-40控工を適用する					
11. 本土工 (鋼杭式)							
11-1鋼杭工	1.鋼杭工	1-44鋼杭工を適用する					
12. 本土工 (コンクリート杭式)							
12-1コンクリート杭工	1.コンクリート杭工	1-42コンクリート杭工を適用する					
13. 被覆・根固工							
13-1被覆石工	1.被覆石(均しを行わない面) 2.被覆石均し	天端面	±70mm	音響測深機、レッド、レベル等による	測線及び測点間隔は10m以下		出来形図を作成
		天端高面	±50mm 岸壁前面 +0、-200mm 異形ブロック据付面(整積)±300mm 又は「特」による	音響測深機、レッド、レベル等による	測線及び測点間隔は10m以下		
		法面	±500mm(法面に直角) 異形ブロック据付面(整積)の高さ(法面に直角)±300mm又は「特」による	音響測深機、レッド、レベル等による	測線間隔は10m以下で測点3点以上、但し、マウンド厚2m以下の場合は2点以上		
		天端幅	+規定しない -200mm	スチールテープ、間縄等による	測線間隔は10m以下		
		延長	+規定しない -200mm		天端中心上又は監督職員の指示による		
13-2被覆ブロック工	1.被覆ブロック製作	型枠計上寸法(異形ブロック)		観察	型枠撤去後適宜	観察結果を報告	
		ブロック外観(異形ブロック)		観察	10個に1個以上		
	2.被覆ブロック据付	延長		スチールテープ等による	据付完了後		法線上(最上段のみ)、管理表を作成
13-3根固ブロック工	1.根固ブロック製作	幅	+20mm -10mm	スチールテープ等による	型枠取り後全数	管理表を作成	
		高さ	+20mm -10mm				
		長さ	+20mm -10mm				
		壁厚	±10mm				
		対角線					
		延長	13-2-2被覆ブロック据付を適用する				

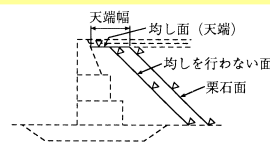
港湾漁港工事出来形管理基準

章	工 種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所 ・ 結果の整理方法	摘要	
				測定方法	測定密度			
14. 上部工								
14-1 上部コンクリート工	1. 防波堤	天端高又は厚さ	±規定しない -20mm 天端幅10m以下の場合 ±20mm 天端幅10mを超える場合 +50mm -20mm	レベル等による	型枠取外し後天端面は1スパン4箇所以上、バラベツ頂部は1スパン2箇所以上	測定表を作成 	天端高さ又は厚さの測定項目の選定は「特」による	
		天端幅	±規定しない -30mm 天端幅10m以下の場合 ±30mm 天端幅10mを超える場合 +50mm -30mm	スチールテープ等による	1スパン3箇所			
		延長	±規定しない -0	スチールテープ等による	法線上			
		法線に対する出入り	±50mm又は「特」による 注) 本体がケソンの場合 [ケソソ質量] 2,000t未満: ±200mm 2,000t以上: ±300mm	トランシット、スチールテープ等による	1スパン2箇所			
	2. 岸壁	天端高又は厚さ	±規定しない -20mm ±20mm	レベル、スチールテープ等による	型枠取外し後1スパン3箇所	測定表を作成 	天端高さ又は厚さの測定項目の選定は「特」による	
		天端幅	±規定しない -20mm ±20mm	スチールテープ等による	1スパン3箇所			
		延長	±規定しない -0	スチールテープ等による	法線上			
		法線に対する出入り	±30mm	トランシット、スチールテープ等による	1スパン2箇所			
		防蔽材ベッド		スチールテープ等による	スパン毎			
	3. 棧橋	14-1-2岸壁を適用する				梁(高さ、幅)、床版厚は型枠検査による。	梁(高さ、幅)、床版厚は型枠検査による	
	14-2 上部ブロック工	1. 上部ブロック製作	幅	+20mm -10mm	スチールテープ等による	型枠取外し後全数	管理表を作成	
			高さ	+20mm -10mm				
長さ			+20mm -10mm					
壁厚			±10mm					
対角線								
2. 上部ブロック据付		14-1 上部コンクリート工を適用する						

港湾漁港工事出来形管理基準

章	工 種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所 ・ 結果の整理方法	摘要
				測定方法	測定密度		
15. 付属工							
15-1係船柱工	1.係船柱	天端高	±20mm	レベル等による	据付完了時、中心部、全数	管理表を作成 	
		岸壁前面に対する出入	±30mm	トランシット、スチールテープ等による	据付完了時、全数		
		中心間隔	±50mm	スチールテープ等による	据付完了時、各スパン毎中心部、各基		
		基礎コンクリート(幅)	+規定しない -20mm	スチールテープ等による	完成時、全数、天端両端		
		基礎コンクリート(長さ)	+規定しない -20mm	スチールテープ等による	完成時、全数、前後面		
		基礎コンクリート(高さ)	+規定しない -20mm	レベル等による	完成時、全数、中心点		
15-2防舷材工	1.防舷材	取付高さ	±30mm	レベル又はスチールテープ等による	取付完了時、中心部、全数		
		中心間隔	±50mm	スチールテープ等による	取付完了時、中心部、全数		
15-3車止・縁金物工	1.車止・縁金物工	天端高	±20mm	レベル等による	取付完了時、中心点、全数	観察結果を報告	
		岸壁前面に対する出入	±30mm	トランシット、スチールテープ等による	取付完了後中心部を1点		
		取付間隔	±50mm	スチールテープ等による	上部工1スパンに2箇所		
		塗装		目視による観察			
		警戒色(シマ模様)		スチールテープ等による	完了後適宜		
15-4防食工	1.防食工	1-43 2防食工を適用する					
15-5付属設備工	1.係船環	天端高	±20mm	レベルによる	取付完了時、中心部、全数	管理表を作成	
		岸壁前面に対する出入		トランシット、スチールテープ等による	取付完了時、全数		
		取付間隔		スチールテープ等による	取付完了時、中心部、全数		
		取付位置		スチールテープ等による	取付完了時、中心部、全数		
15-6 滑り材工	1.滑り材	取付間隔	「特」による	スチールテープ等による	取付完了時、適宜	管理表を作成	
16. 消波工							
16-1洗掘防止工	1.洗掘防止工	1-54洗掘防止工を適用する					
16-2消波ブロック工	1.消波ブロック製作	型枠計上寸法(異形ブロック)		観察	型枠搬入後適宜	観察結果を報告	
		ブロック外観(異形ブロック)		観察	10個に1個以上測定		
	42.消波ブロック据付	延長	+規定しない -100mm	スチールテープ等による	据付完了後、法線上(最上段のみ)	法線上(最上段のみ)、管理表を作成	
		天端高	+規定しない -500mm ±500mm	レベル等による	据付完了後、各測点2箇所以上各測点に係るブロックの最高位置	各測点2箇所以上各測点に係るブロックの最高位置、管理表を作成	

港湾漁港工事出来形管理基準

章	工 種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所 ・ 結果の整理方法	摘要
				測定方法	測定密度		
17. 裏込・裏理工							
17-1裏込工	1.裏込工	天端幅	+規定しない -100mm	ステールテープ、間縄等による	測線間隔10m以下	出来形図を作成 	
		延長	+規定しない -100mm	ステールテープ、間縄等による	天端中心上又は監督職員の指示による		
		均し面(天端)	±200mm	レベル、レッド等による	測線及び測点間隔は10m以下		
		均し面(法面)	±200mm(法面に直角)	レベル、レッド等による	法面に直角測定(測点は3点以上)		
		均しを行わない面	±700mm	レベル、レッド等による	均し面(天端)(法面)と同じ		
		栗石面	+規定しない -200mm	レベル、レッド等による	均し面(天端)(法面)と同じ		
17-2裏理工	1.裏埋材	地盤高 (陸上部)	±50mm	レッド等による	測線間隔20m以下 測点間隔20m以下	変化点は測定する 平面図に実測値を記入	変化点は測定する
		(水中部)	±50mm	音響測深機・レッド、レベル等による レベル、レッド及び音響測深機等による	測線間隔20m以下 測点間隔20m以下		
17-3裏埋土工	1.土砂掘削	1-1-1土砂掘削を適用する一般土木編 1共通編2章土工を適用する					
	2.土砂盛土	1-1-2土砂盛土を適用する一般土木編 1共通編2章土工を適用する					
18. 陸上地盤改良工							
18-1圧密・排水工	1.圧密・排水工	1-21圧密・排水工を適用する					
18-2締固工	1.締固工	1-32締固工を適用する					
18-3固化工	1.固化工	1-43固化工を適用する					
19. 土工							
19-1掘削工	1.土砂掘削	1-1-117-3-1土砂掘削を適用する					
19-2盛土工	1.土砂盛土	1-1-217-3-2土砂盛土を適用する					
19-3路床盛土工	1.路床盛土	一般土木編 1 共通編 4章2章土工 4節道路土工を適用する					
19-4法面工	1.法面	1-1-1土砂掘削、1-1-2土砂盛土及び1-16植生工を適用する 17-3-1土砂掘削、17-3-2土砂盛土及び1-15植生工を適用する					
20. 舗装工							
20-1コンクリート舗装工	1.コンクリート舗装工	1-4413コンクリート舗装工を適用する					
20-2アスファルト舗装工	1.アスファルト舗装工	1-4614アスファルト舗装工を適用する					

港湾漁港工事出来形管理基準

章	工 種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所 ・ 結果の整理方法	摘要
				測定方法	測定密度		
21. 維持補修工							
21-1維持塗装工	1.係船柱塗装	塗装箇所	「特」による	目視(承認された図面より確認)	塗装完了後、全数		
	2.車止塗装	塗装箇所	「特」による	目視(承認された図面より確認)	塗装完了後、全数		
	3.縁金物塗装	塗装箇所 21-1-2車止塗装を適用する	「特」による	目視(承認された図面より確認)	塗装完了後全数		
21-2防食工	1.防食工	1-13防食工を適用する					
22. 構造物撤去工							
22-1取壊し工	1.コンクリート取壊し	幅、高さ、延長	「特」による	トランシット、ステールテープ等による	「特」による	管理表を作成	
		外観	「特」による	目視又は潜水士による	「特」による	観察結果を報告	
22-42撤去工	1.水中コンクリート撤去	幅、高さ、延長	「特」による	トランシット、ステールテープ等による	「特」による	管理表を作成	
		外観		潜水士による	「特」による	観察結果を報告	
	2.鋼矢板等切断撤去	幅、高さ、延長	「特」による	ステールテープ等による	「特」による	測定表を作成	
		外観		目視又は潜水士による	「特」による	観察結果を報告	
	3.腹起・94材撤去	形状寸法	「特」による	ステールテープ等による	「特」による	測定表を作成	
		外観		目視又は潜水士による	「特」による	観察結果を報告	
	4.舗装版撤去	幅、高さ、延長	「特」による	トランシット、ステールテープ等による	「特」による	管理表を作成	
		外観		目視による	「特」による	観察結果を報告	
	5.石材撤去	幅、高さ、延長	「特」による	トランシット、ステールテープ等による	「特」による	管理表を作成	
		外観		目視又は潜水士による	「特」による	観察結果を報告	
	6.ケーソン撤去	形状寸法	「特」による	ステールテープ等による	「特」による	測定表を作成	
		外観		目視又は潜水士による	「特」による	観察結果を報告	
	7.ブロック撤去	形状寸法	「特」による	ステールテープ等による	「特」による	測定表を作成	
		外観		目視又は潜水士による	「特」による	観察結果を報告	
8.鋼矢板・H形鋼杭引抜き撤去	形状寸法	「特」による	ステールテープ等による	「特」による	測定表を作成		
	外観		目視又は潜水士による	「特」による	観察結果を報告		

港湾漁港工事出来形管理基準

章	工 種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所 ・ 結果の整理方法	摘要
				測定方法	測定密度		
23. 仮設工							
23-1仮設鋼矢板工	1.仮設鋼矢板・H形鋼杭	1-9-2鋼矢板を適用する 矢板天端高	±100mm	レベル等による	打込完了時、20枚に1枚(H形鋼杭は全数)	管理表を作成	
		根入長	+規定しない -0	レベル等による	打込完了時、20枚に1枚(H形鋼杭は全数)		
23-2仮設鋼管杭・鋼管矢板工	1.先行掘削	1-9-1先行掘削を適用する (任意仮設は除く)					
	2.仮設鋼管杭・鋼管矢板工	1-9-12鋼矢板-1-98-23鋼管矢板-及び1-14-10-1鋼杭を適用する (任意仮設は除く)					
23-3仮設道路工	1.仮設道路工	1-14-13コンクリート舗装工及び1-14-17アスファルト舗装工を適用する					
24. 雑工							
24-1現場鋼材溶接工	1.現場鋼材溶接	形状寸法(のど厚、脚長、溶接長等)	「特」による	ステールテープ、ノギス、溶接ゲージ等による	適宜	測定表を作成	
		ひずみ		目視による	全数	観察結果を報告	
		有害な欠陥の有無		目視による	適宜	観察結果を報告	
	2.被覆溶接(水中)	形状寸法(のど厚、脚長、溶接長等)	「特」による	ステールテープ、ノギス、溶接ゲージ等による	適宜	測定表を作成	
		外観		潜水士による	全数	観察結果を報告	
		24-1-2被覆溶接(水中)を適用する					
24-2現場鋼材切断工	1.陸上現場切断	形状寸法	「特」による	ステールテープ等による	全数	測定表を作成	
		外観		目視による	全数	観察結果を報告	
	2.水中切断	形状寸法	「特」による	ステールテープ等による	全数	測定表を作成	
24-3その他雑工	1.清掃	幅、長さ、延長	「特」による	ステールテープ等による	全数	測定表を作成	
		外観		目視又は潜水士による	全数	観察結果を報告	
	2.削孔	形状寸法	「特」による	ステールテープ等による	全数	測定表を作成	
24-3その他雑工	2.削孔	外観		目視又は潜水士による	全数	観察結果を報告	
25. 浚渫工							
25-1浚渫工	1.浚渫(計画水深完成)	水深(底面)	+0、-規定しない又は「特」による	音響測深機、レッド又はレベル等による	未測深幅は、底質が砂又は泥質の場合で、多素子音響測深機を使用した場合は3m未満、その他の機器を使用した場合は6m未満。底質が岩盤質の場合で、多素子音響測深機を使用した場合は1.5m未満、その他の機器を使用した場合は3m未満	実測値を平面図に記入し、測点ごとの実測断面図を作成	+：設計値より浅いことをいう。 -：設計値より深いことをいう。 水路測量及び海図補正を伴う計画水深による供用の場合は、計画水深完成に準じる。 供用を伴う場合は、計画水深完成に準じる
		水深(法面)					
	2.浚渫(暫定水深)	水深(底面)	+500mm、-規定しない又は「特」による	音響測深機、レッド又はレベル等による			
		水深(法面)	設計より緩				
26. 埋立工							
26-1固化工	1.固化工	1-43固化工を適用する					
26-2埋立土工	1.土砂掘削	1-1-1土砂掘削を適用する 17-3-1土砂掘削を適用する					
	2.土砂盛土	1-1-2土砂盛土を適用する 17-3-2土砂盛土を適用する					

港湾漁港工事出来形管理基準

章	工 種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所 ・ 結果の整理方法	摘要
				測定方法	測定密度		
27. 道路舗装工							
27-1コンクリート舗装工	一般土木編-1共通編3章-一般施工6節-一般舗装工または6道路編2章舗装3節舗装工を適用する 3土木工事共通編2章-一般施工6節-一般舗装工または10道路編2章舗装4節舗装工を適用する						
27-27スファルト舗装工	一般土木編-1共通編3章-一般施工6節-一般舗装工または6道路編2章舗装3節舗装工を適用する 3土木工事共通編2章-一般施工6節-一般舗装工または10道路編2章舗装4節舗装工を適用する						
27-3道路付属工	一般土木編-1共通編3章-一般施工3節共通の工程または6道路編2章舗装7節道路付属物施設工を適用する 3土木工事共通編2章-一般施工3節共通の工程または10道路編2章舗装を適用する						
28. 緑地工							
28-1植生工	一般土木編-1共通編-3章-一般施工3節共通の工程 3土木工事共通編2章-一般施工14節法面工(共通)を適用する						

05 写真管理撮影基準一覧表（港湾漁港編）

2-7 水中コンクリート

工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準			注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	撮影頻度	
	施工管理	打設	打設状況	施工時	スパン毎1回	2-1レディーミクストコンクリート、2-2コンクリートミキサー船、2-3現場練りコンクリート、2-4運搬打設工及び2-6型枠及び支保工の関連事項を適用する。トレミー、コンクリートポンプ、底開き箱、底開き袋等
		打設用機械器具等	打設状況	施工時	1回	
	出来形管理	出来形の確認	出来形寸法等の測定状況	出来形測定時	40m又は1施工箇所 に1回	

2-8 袋詰コンクリート

工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準			注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	撮影頻度	
	施工管理	使用船舶機械等	使用船舶、機械等	施工時	1回	2-1レディーミクストコンクリート、2-2コンクリートミキサー船、2-3現場練りコンクリート、2-4運搬打設工、2-6型枠及び支保工及び2-7水中コンクリートの関連事項を適用する。
		袋詰	コンクリート袋詰状況	施工時	1回	
		設置	設置状況	施工時	1回	
	出来形管理	出来形の確認	出来形寸法等の測定状況、設置(積上)状態	出来形測定時	40m又は1施工箇所 に1回	

2-9 水中不分離性コンクリート

工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準			注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	撮影頻度	
	施工管理	打設	打設状況	施工時	1回	2-1レディーミクストコンクリート、2-2コンクリートミキサー船、2-3現場練りコンクリート、2-5鉄筋工及び2-6型枠及び支保工の関連事項を適用する。トレミー、コンクリートポンプ等
		打設用機械器具等	打設状況	施工時	1回	
	品質管理	各種試験	スランプフロー、圧縮強度、懸濁物質等の試験状況	試験時	1回	
	出来形管理	出来形の確認	出来形寸法等の測定状況	出来形測定時	40m又は1施工箇所 に1回	

2-10 プレパックドコンクリート

工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準			注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	撮影頻度	
	施工管理	型枠状況一般	型枠組立て、建込状況	施工時	スパン毎1回	2-1レディーミクストコンクリート、2-2コンクリートミキサー船、2-3現場練りコンクリート、2-4運搬打設工、2-5鉄筋工及び2-6型枠及び支保工の関連事項を適用する。
		骨材の投入	骨材洗浄、投入状況	施工時	スパン毎1回	
		プラントの設備	設備の全景及び細部	施工時	1回	
		注入管及び検査管	管の配置状況	モルタル注入前	1回	配置間隔が判明できるようにテープ等を同時撮影
		モルタル注入	注入状況	注入時	スパン毎1回	注入の状態が判明できるように全景を撮影
品質管理	各種試験	圧縮強度、フロー値、膨張率、ブリーディング率等の試験状況	試験時	試験毎1回		
出来形管理	出来形の確認	出来形寸法等の測定状況、岩盤かき均し状況等	測定時	40m又は1施工箇所 に1回		

05 写真管理撮影基準一覧表（港湾漁港編）

3. 一般施工

3-1 共通の工種

工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準			注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	撮影頻度	
2.土運船運搬工						
1)土運船運搬	施工管理	土砂の運搬状況	運搬時積載状況	土砂運搬時	経路毎1回	運搬経路が判明できる背景を入れて撮影
3.揚土土捨工						
1)バージアンローダ＝揚土 2)空気圧送揚土 3)リクレーマ揚土 4)バックホウ揚土	施工管理	使用船舶機械等	作業現場	現地搬入前または現地搬入時	1回	全景及び数量が判明できるように撮影
		バージアンローダ＝揚土、空気圧送揚土	排砂状況	排砂時	適宜	
			海洋汚染防止対策	余水吐における濁り防止処置、設置及び状態	適宜	「特」の内容に対応させる。
		リクレーマ揚土、バックホウ揚土	土砂の揚土状況	揚土作業時	適宜	

工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準			注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	撮影頻度	
6)グラベルマツト	施工管理	使用船舶機械等	運搬及び均し(船舶)機械	施工時	種別毎1回	全景が判明できるように撮影 均し用具は、作業前に撮影
		施工状況	砕石投入状況	投入時、規格毎及び作業機械・船種毎	適宜	
			砕石均し状況	規格及び作業機械・船種毎	適宜	
		その他	海洋汚染防止対策	対策を講じた時	対策毎1回	
	品質管理	材料の確認	材 料	現場搬入時(種類、品質及び形状寸法の異なる毎)	1回	
			品質試験状況	試験時	試験毎1回	
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	40m又は1施工箇所 に1回	全景については、位置が判明できる背景を入れる。

05 写真管理撮影基準一覧表（港湾漁港編）

11.鋼矢板工						
1)先行掘削	施工管理	掘削	掘削状況	施工時	1回	
2)鋼矢板	施工管理	矢板の保管	保管状況	保管時	規格毎1回	全景及びまくら木、くさび等の変形、転落防止措置を撮影
		矢板の積込み	吊上げ及び積込状況	施工時	規格毎1回	使用機械器具、積込方法が判明できるように撮影
		矢板の運搬	運搬状況	施工時	規格毎1回	荷くずれ防止措置、台船への積載状況、使用船舶機械等が判明できるように撮影
		導材の設置	導材の設置状況	施工時	布設毎1回	使用材料及び船舶機械、導材の構造が判明できるように撮影
		矢板の建込み	建込状況(位置出し、吊込み、建込み等)	施工時	20枚に1回	作業状況が判明できるように撮影
		矢板の打込み	打込状況	施工時	20枚に1回	杭打船等の全景、打込み方法、順序等が判明できるように撮影
	ハンマーの種類、型式等		適宜	1回		
	打込記録中		測定時	適宜		
	飛油、騒音防止対策		対策を講じた時	適宜	飛油対策、騒音防止対策等を行った場合	
		継ぎ手部の離脱	離脱箇所	離脱が有った時	全数	離脱部が撮影できない場合は、監督職員への承諾を得ること。 離脱部の状況が判明できるように撮影すること。
	品質管理	矢板の規格、外觀、形状寸法	観察、測定状況	観察、測定時	規格毎1回	種類、形状寸法が変る毎にテープ等を同時撮影
	出来形管理	出来形の確認	測定作業状況	施工時及び打込完了時	測定毎1回	

工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準			注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	撮影頻度	
13.鋼杭工						
1)先行掘削						3-1-11鋼矢板工 1)先行掘削を適用する。
2)鋼杭	施工管理	杭の保管	保管状況	保管時	規格毎1回	全景及びまくら木、くさび等の変形、転落防止措置を撮影
		杭の積込み	吊上げ及び積込状況	施工時	規格毎1回	使用機械器具、積込方法が判明できるように撮影
		杭の運搬	運搬状況	施工時	規格毎1回	荷くずれ防止措置、台船への積載状況、使用船舶機械等が判明できるように撮影
		導材の設置	導材の設置状況	施工時	布設毎1回	使用材料及び船舶機械、導材の構造が判明できるように撮影
		杭の建込み	建込状況(位置出し、吊込み、建込み等)	施工時	全数	作業状況が判明できるように撮影
		杭の打込み	打込状況	施工時	全数	杭打船等の全景、打込み方法、順序等が判明できるように撮影
	ハンマーの種類、型式等		適宜	1回		
	打込記録中		測定時	適宜		
	飛油、騒音防止対策		対策を講じた時	適宜	飛油対策、騒音防止対策等を行った場合	
		品質管理	杭の規格、外觀、形状寸法	観察、測定状況	観察、測定時	規格毎1回
	出来形管理	出来形の確認	測定作業状況	施工中時及び打込完了時	測定毎1回	

05 写真管理撮影基準一覧表（港湾漁港編）

工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準			注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	撮影頻度	
3)ペトロラタム被覆	施工管理	使用船舶機械等	曳船、台船、潜水土船、溶接機等	取付時	1回	使用する船舶機械等が判明できるように撮影
		製品(FRP等)		取付前、取付後	規格毎1回	
		施工状況	設置状況	取付時	適宜	FRP等保護材の設置状況
	品質管理	形状寸法	測定状況	測定時	1回	
	出来形管理	出来形の確認(陽極)	被覆防食完了状態	取付完了時	1回	完了の部分(1箇所)及び正面全体と延長方向を撮影

工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準			注意事項及び説明	
			撮影箇所	撮影時期	撮影頻度		
4.場所打コンクリート工							
1)基礎砕石	品質管理	材料の確認	材料	現場搬入時(種類,品質及び形状寸法の異なる毎)	適宜		
			品質試験状況	試験時	1回		
2)型枠	施工管理	型枠	型枠の構造	施工時	適宜	作業機械,船舶,作業方法が判明できるように撮影	
			目地材等の取付状況	施工時	適宜		
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	1スパン毎1回	測定作業が判明できるように撮影	
3)伸縮目地	施工管理	伸縮目地	伸縮目地の設置状況	施工時	1スパン毎1回		
4)コンクリート	施工管理	準備仮設	ブラント仮設,コンクリートミキサー船回航,仮設道路,登坂路等	着手前後作業中及び跡片付後	各1回		
			コンクリートミキサー船回航	回航開始時,終了時及び施工時	各1回	使用船舶,回航の状況等が判明できるように撮影	
			仮設道路,登坂路等	仮設作業時,設置後及び撤去時	各1回	路線状況が判明できるように撮影	
		打継ぎ処理	処理作業	施工時	1回	作業方法が判明できるように撮影	
		コンクリート	仕上状況	表面仕上時	適宜	適宜	天端均し仕上状況を撮影
				穴埋時	適宜	適宜	型枠取外後の締付材等の穴埋状況を撮影
		その他	灯台基礎,電柱穴,階段等	施工時	適宜	適宜	
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	40m又は1施工箇所に1回	測定作業が判明できるように撮影	

工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準			注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	撮影頻度	
3.裏埋土工						
2)土砂盛土	施工管理	使用機械	主要機械	施工時,機械毎	1回	使用機械の種類が判明できるように撮影
		仮置場及び土砂処分場	仮置及び土砂処分状況	施工時,機械毎	適宜	各作業状況が判明できるように撮影
		運搬	土砂の搬入,搬出状況		適宜	
		盛土	盛土及び各層の転圧状況		適宜	
	品質管理	材料の確認	試験及び搬入状況	試験及び搬入時	1回	
出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時,作業毎	地質が変わる毎に1回	盛土の各層の仕上り厚さが判明できるように撮影	

05 写真管理撮影基準一覧表（港湾漁港編）

3-18 維持補修工

工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準			注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	撮影頻度	
1. 維持塗装工						
1)係船柱塗装 2)車止塗装 3)緑金物塗装	施工管理	使用船舶機械等	使用船舶, 機械類	施工時	1回	曳船, 台船, コンプレッサー等が判明できるように撮影
		塗装	施工状況	施工時, 各層毎	適宜	
	出来形管理	出来形の確認	塗装完了状態	完了時	1回	完了の部分(1箇所)及び正面全体と延長方向を撮影
2. 防食工						
						3-1-15防食工を適用する。

3-19 構造物撤去工

工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準			注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	撮影頻度	
1. 取壊し工						
1)コンクリート取壊し	施工管理	使用船舶機械等	使用船舶, 機械類	施工時	1回	使用機械器具が判明できるように撮影
		施工状況	作業状況	施工時	適宜	
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	適宜	
		完成	完成全景	完成時	1回	
2. 撤去工						
1)水中コンクリート撤去 2)鋼矢板等切断撤去 3)腹起・タイ材撤去 4)舗装版撤去 5)石材撤去 6)ケーソン撤去 7)ブロック撤去 8)鋼矢板・H形鋼杭引抜き撤去	施工管理	使用船舶機械等	使用船舶, 機械類	施工時	1回	使用機械器具が判明できるように撮影
		施工状況	作業状況	施工時	適宜	
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	適宜	
		完成	完成全景	完成時	1回	

3-1920 仮設工

工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準			注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	撮影頻度	
1. 仮設鋼矢板工						
1) 仮設鋼矢板・H形鋼杭						3-1-11鋼矢板工 2)鋼矢板を適用する。

05 写真管理撮影基準一覧表（港湾漁港編）

3-21 雑工

工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準			注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	撮影頻度	
1. 現場鋼材溶接工						
1)現場鋼材溶接 2)被覆溶接(水中) 3)スタッド溶接(水中)	施工管理	開先の加工	加工状況	施工時	適宜	使用機械器具が判明できるように撮影
		溶接	作業状況	施工時	適宜	
		水中溶接	作業状況	施工時	適宜	
	品質管理	溶接棒、溶接ワイヤ	「特」の品質であることの表示	使用前	1回	包装の表示が判明できるように撮影
	出来形管理	外観、形状寸法	観察、測定状況	測定時	適宜	ゲージを同時撮影
			形状寸法	測定時	適宜	
		試験	試料の採取状況	採取前及び採取時	各1回	
強度試験の状況			試験時	適宜		
非破壊試験の状況		適宜				
カラーチェックの結果		適宜				
2. 現場鋼材切断工						
1)現場鋼材切断	施工管理	切断	作業状況	施工時	適宜	使用機械器具が判明できるように撮影
		水中切断	作業状況	施工時	適宜	
	品質管理	酸素ガス及び溶解アセチレン	「特」の品質であることの表示	使用前	1回	ボンベの表示等が判明できるように撮影
	出来形管理	外観、形状寸法	観察、測定状況	測定時	適宜	ゲージを同時撮影
形状寸法			測定時	適宜		
3. その他雑工						
1)清掃	施工管理	使用機械	ブレーカ、プラスト等	施工時	1回	使用機械器具が判明できるように撮影
		施工状況	作業状況	施工時	適宜	
	出来形管理	施工前区域	施工前	施工前	1回	全体区域、部分的に施工前及び完成の状況が判明できるように撮影
		完成	完成全景	完成時	1回	全体区域、部分的に施工前及び完成の状況が判明できるように撮影
2)削孔	施工管理	使用機械	カッター、ブレーカ等	施工時	1回	使用機械器具が判明できるように撮影
		施工状況	作業状況	施工時	適宜	
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	適宜	
		完成	完成全景	完成時	1回	

3-1922 浚渫工

工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準			注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	撮影頻度	
1. ポンプ浚渫工						
1)ポンプ浚渫	施工管理	使用船舶機械等	作業現場	現地搬入前または又は現地搬入時	1回	全景及び数量が判明できるように撮影
		位置測量	浚渫位置測量状況	測量時	2回	法線又は区域標識を入れる。
		施工状況	浚渫状況	浚渫作業時、作業船毎	適宜	浚渫位置が判明できる背景を入れる。
			中継船設置、撤去	設置撤去の作業時	箇所毎1回	
		障害物除去	障害物積込状況	積込時	運搬毎1回	
			運搬船に積込まれた状態	積込完了時、運搬毎適宜	運搬毎1回	運搬個数が判明できるように撮影、或いは障害物の大きさが判明できるようにテープ等を同時に撮影、など障害物の状況に応じ撮影
	障害物捨込状況		捨込時	運搬毎1回		
出来形管理	出来形の確認	測定状況	測量作業時	1回	全景については、位置が判明できる背景を入れる。	
2)排砂管設備						3-1-1排砂管設備工を適用する。

05 写真管理撮影基準一覧表（港湾漁港編）

工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準			注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	撮影頻度	
2. グラブ浚渫工						
1) グラブ浚渫	施工管理	使用船舶機械等	作業現場	現地搬入前または又は現地搬入時	1回	全景及び数量が判明できるように撮影
		位置測量	浚渫位置測量状況	測量時	2回	法線又は区域標識を入れる。
		施工状況	浚渫状況	浚渫作業時、作業船毎	適宜	船団の配置及び浚渫位置が判明できる背景を入れる。
			土質状況	浚渫作業時	土質毎1回	位置、深度又は層を明記する。
		障害物除去	障害物積込状況	積込時	運搬毎1回	
	運搬船に積込まれた状態		積込完了時、運搬毎適宜	運搬毎1回	運搬個数が判明できるように撮影、或いは障害物の大きさが判明できるようにテープ等を同時に撮影、など障害物の状況に応じ撮影	
出来形管理	出来形の確認	測定状況	測量作業時	1回	全景については、位置が判明できる背景を入れる。	
2) 土運船運搬						
3. 硬土盤浚渫工						
1) 硬土盤浚渫						
2) 土運船運搬						
4. 岩盤浚渫工						
1) 砕岩浚渫						
2) 土運船運搬						
5. バックホウ浚渫工						
1) バックホウ浚渫						
2) 土運船運搬						

3-2023 埋立工

工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準			注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	撮影頻度	
1. 余水吐工						

工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準			注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	撮影頻度	
6. 揚土埋立工						
1) バージアンローダ＝揚土						3-1-3揚土土捨工 1)バージアンローダ＝揚土を適用する。
2) 空気圧送揚土						3-1-3揚土土捨工 2)空気圧送揚土を適用する。
3) リクレーマ揚土						3-1-3揚土土捨工 3)リクレーマ揚土を適用する。
4) バックホウ揚土						3-1-3揚土土捨工 4)バックホウ揚土を適用する。
7. 埋立土工						
1) 土砂掘削						3-17-3裏埋土工1)土砂掘削を適用する。
2) 土砂盛土						3-17-3裏埋土工2)土砂盛土を適用する。